

松茂町地域防災計画

令和4年3月

令和5年3月一部改定

松茂町防災会議

目 次

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的.....	1-1
第2節	基本理念.....	1-2
第3節	計画の構成.....	1-4
第4節	松茂町の概況.....	1-6
第5節	防災に関する事務と業務の大綱.....	1-8

第2章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発.....	1-15
第2節	防災訓練.....	1-20
第3節	緊急輸送体制の整備.....	1-23
第4節	自助・共助の推進.....	1-26
第5節	ボランティア受入体制の整備.....	1-30
第6節	企業防災の促進.....	1-33
第7節	避難行動要支援者等への支援対策の充実.....	1-34
第8節	帰宅困難者等対策.....	1-43
第9節	広域応援・受援体制の整備.....	1-44
第10節	情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供.....	1-46
第11節	防災拠点施設等の整備.....	1-48
第12節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	1-50
第13節	孤立対策の強化.....	1-53
第14節	大規模停電・通信障害への備え.....	1-55
第15節	事前復興の取組.....	1-57

第3章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ.....	1-59
第2節	活動体制.....	1-62
第3節	情報通信.....	1-72
第4節	災害情報の収集・伝達.....	1-82
第5節	災害広報.....	1-87
第6節	自衛隊災害派遣要請.....	1-90

第7節	防災関係機関応援要請	1-93
第8節	災害救助法の適用	1-98
第9節	避難対策の実施	1-102
第10節	避難所外避難者への支援対策.....	1-119
第11節	交通確保対策	1-121
第12節	緊急輸送対策	1-126
第13節	消防防災ヘリコプター等の運航.....	1-129
第14節	消防活動.....	1-131
第15節	救出・救助対策	1-135
第16節	医療救護活動	1-137
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給	1-141
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施.....	1-146
第19節	要配慮者への支援対策の実施.....	1-152
第20節	動物救済対策	1-154
第21節	廃棄物の処理	1-155
第22節	住宅の確保.....	1-158
第23節	障害物の除去.....	1-161
第24節	ボランティア活動の支援	1-163
第25節	義援金・義援物資の受入・配分	1-166
第26節	公共土木施設等の応急対策	1-168
第27節	教育対策.....	1-182
第28節	労務供給.....	1-186

第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針	1-187
第2節	公共施設災害復旧事業計画	1-188
第3節	災害復旧事業にともなう財政援助及び助成	1-189
第4節	被災者の生活再建等の支援	1-191
第5節	計画的復興.....	1-199

第1編

共通対策編

目 次

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的.....	1-1
第2節	基本理念.....	1-2
第3節	計画の構成.....	1-4
第4節	松茂町の概況.....	1-6
第5節	防災に関する事務と業務の大綱.....	1-8

第2章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発.....	1-15
第2節	防災訓練.....	1-20
第3節	緊急輸送体制の整備.....	1-23
第4節	自助・共助の推進.....	1-26
第5節	ボランティア受入体制の整備.....	1-30
第6節	企業防災の促進.....	1-33
第7節	避難行動要支援者等への支援対策の充実.....	1-34
第8節	帰宅困難者等対策.....	1-43
第9節	広域応援・受援体制の整備.....	1-44
第10節	情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供.....	1-46
第11節	防災拠点施設等の整備.....	1-48
第12節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	1-50
第13節	孤立対策の強化.....	1-53
第14節	大規模停電・通信障害への備え.....	1-55
第15節	事前復興の取組.....	1-57

第3章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ.....	1-59
第2節	活動体制.....	1-62
第3節	情報通信.....	1-72
第4節	災害情報の収集・伝達.....	1-82
第5節	災害広報.....	1-87
第6節	自衛隊災害派遣要請.....	1-90

第7節	防災関係機関応援要請	1-93
第8節	災害救助法の適用	1-98
第9節	避難対策の実施	1-102
第10節	避難所外避難者への支援対策.....	1-119
第11節	交通確保対策	1-121
第12節	緊急輸送対策	1-126
第13節	消防防災ヘリコプター等の運航.....	1-129
第14節	消防活動.....	1-131
第15節	救出・救助対策	1-135
第16節	医療救護活動	1-137
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給.....	1-141
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施.....	1-146
第19節	要配慮者への支援対策の実施.....	1-152
第20節	動物救済対策	1-154
第21節	廃棄物の処理	1-155
第22節	住宅の確保.....	1-158
第23節	障害物の除去	1-161
第24節	ボランティア活動の支援	1-163
第25節	義援金・義援物資の受入・配分.....	1-166
第26節	公共土木施設等の応急対策	1-168
第27節	教育対策.....	1-182
第28節	労務供給.....	1-186

第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針	1-187
第2節	公共施設災害復旧事業計画	1-188
第3節	災害復旧事業にともなう財政援助及び助成.....	1-189
第4節	被災者の生活再建等の支援	1-191
第5節	計画的復興.....	1-199

第1章 総則

第1節 計画の目的

松茂町地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律、第223号）第42条の規定に基づき、松茂町の地域に係る災害に対処するため、以下の事項について定め、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、または被害を最小限に止めることを目的とする。

また、国・県の防災基本方針あるいは本町の社会変動情勢を考慮し、毎年度検討を重ねながら、必要があると考えられる場合は、速やかに修正する。

- ◆ 本町の地域に係る防災に関し、本町の区域内の公共的団体とその他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- ◆ 本町の地域に係る防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育・訓練及びその指導、要配慮者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- ◆ 災害に関する注意報または警報の伝達、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- ◆ 災害復旧・復興に関する計画
- ◆ その他必要な計画

第2節 基本理念

本計画は、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため定めるものである。このことを踏まえ、本町における災害対策は、以下に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- ① 被害の最小化（減災）と迅速な回復
- ② 自助・共助の促進
- ③ 計画の継続的な改善
- ④ 人命の保護
- ⑤ 適切な被災者の保護
- ⑥ 迅速な復興

1. 被害の最小化（減災）と迅速な回復

「災害は必ず発生する」との想定のもと、本町の自然特性や社会経済情勢を踏まえつつ、災害が発生した場合の被害の最小化とその迅速な回復を図ること。

2. 自助・共助の促進

公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて住民自ら行う防災活動（自主防災組織等、地域の多様な主体が自発的に行う防災活動）を促進すること。

3. 計画の継続的な改善

災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること、並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

4. 人命の保護

災害の発生直後その他必要な情報収集が困難なときであっても、できる限りの確に災害状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

5. 適切な被災者の保護

被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無等の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

6. 迅速な復興

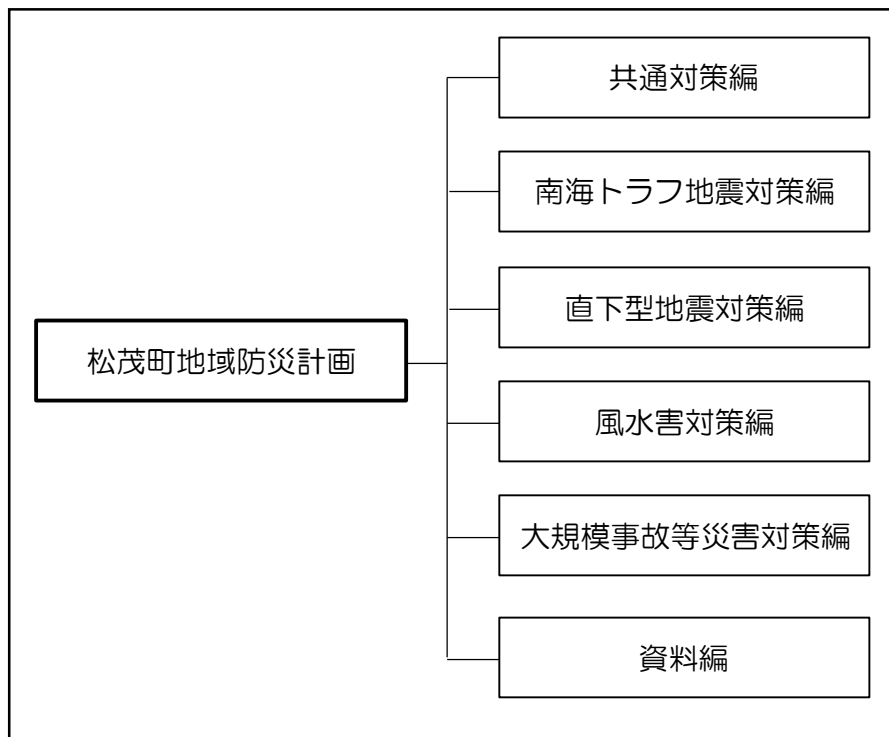
災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第3節 計画の構成

第1 松茂町地域防災計画の構成

本計画は、「共通対策編」、「南海トラフ地震対策編」、「直下型地震対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故等災害対策編」、「資料編」により構成される。

このうち、「共通対策編」は、町内の災害全般に関して共通の指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「南海トラフ地震対策編」、「直下型地震対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故等災害対策編」に定めるところによるものとする。



本計画の構成

第2 共通対策編の構成

共通対策編の構成は、以下のとおりとする。

1. 第1章 総則

計画の基本方針（目的）のほか、本町の地勢・地質及び気象状況を記し、防災関係機関等の責務と処理すべき事務・業務の大綱を定める。

2. 第2章 災害予防

災害の発生を未然に防止し、あるいは減災効果の役割をはたす事前対策を定める。

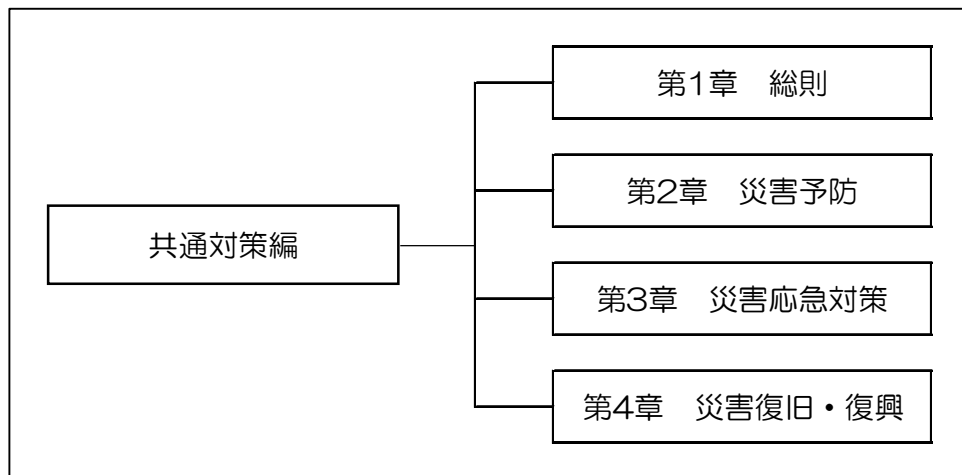
3. 第3章 災害応急対策

発災時から応急復旧に至るまでの災害対策本部、あるいは防災関係機関が行うべき応急対策を定める。

4. 第4章 災害復旧・復興

公共施設の災害復旧と本町住民の生活安定を図る緊急措置等を定める。

共通対策編の構成



第4節 松茂町の概況

第1 地勢と位置

本町は、徳島県の東北端、一級河川旧吉野川の河口部にあり、板野郡東端の町として、北は鳴門市、南は徳島市、西は北島町に隣接している。

面積は 14.34km²（令和3年7月現在）、人口は約 14,776 人（令和4年2月1日現在）で、ほぼその全域が吉野川形成による沖積低平地である。徳島県臨海地帯の中でも陸地化が最も遅れた区域で、宅地化や商工業化の進んだ地区では、海拔+2.0m 前後、農耕地で海拔+1.0m前後となっており、地形傾斜は0°～3°と非常に緩く、南海トラフにおける地震時等の地震・津波被害の危険性が憂慮される。

また、本町はわが国第一級の活断層である中央構造線の南方に位置し、同構造線の伏在断層上に、本町低平地が形成されている。したがって厚い土砂層が深部にまで及び、一般的な概念での典型的な軟弱地層といえ、砂質土層主体部では、地下水の変動によって、常に地盤沈下のおそれを有した地盤であるとともに、地震動による液状化被害の危険性もある。

なお、地形区分面積、表層地質分布面積^{※1}は、次表のとおりであるが、各河川が本町内を縦横に走り、水防面でも極めて危険な区域と想定される。

地形区分面積及び表層地質分布面積

地形区分面積		表層地質分布面積	
三角州	10km ²	未固結堆積物（礫）	0km ²
自然堤防・砂州	1km ²	未固結堆積物（砂）	1km ²
その他	2.1km ²	未固結堆積物（泥）	10km ²
		その他	2.1km ²

※1 （財）日本地図センターの土地分類資料を参考とした。

本町河川

河川名	級区分	上流端	下流端	延長（m）
旧吉野川	一級河川	吉野川からの分派点	河口まで	24,800
今切川	〃	旧吉野川からの分派点	〃	11,650
鍋川	〃	〃	今切川への合流点	1,360
大谷川	〃	鳴門市大麻町	旧吉野川への合流点	11,800
喜来中須入江川	〃	松茂町中喜来	〃	1,030

出典：旧吉野川、今切川の諸値は国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所HP「河川管理区間」より
 鍋川、大谷川、喜来中須入江川の諸値は「徳島県の河川と海岸」（徳島県H23.11）より

なお、本町役場の位置を経緯度は次表のとおり。

松茂町役場所在地

所在地	北緯	東経	海拔(T.P.+)
板野郡松茂町広島字東裏30	34° 7'50"	134° 34'59"	1.0

第2 気象状況

本町における年平均気温は17.5℃と温暖で、月平均気温の最も低いのは、2月で8.4℃である。

また、徳島県で降雨量が多くなるのは、梅雨前線や秋雨前線が四国付近に停滞する時期と、台風が日本付近を通ることが多い時期の5月から10月頃である。

風向は、地形上冬期に北西の風が吹き、夏期は南東の風となる。

日最大風速が10m/s以上を観測した日数は、年間を通じ8日あり、徳島県内でも内陸部と比較して風が強く吹く地域にあたる。（※各観測値は、本町に最も近い徳島地方気象台の観測地点「徳島」（徳島市大和町）で観測された、令和2年1月～12月における値である。）

第3 社会条件

本町の現在での社会条件は、以下のとおり。

- (1) 徳島市と鳴門市に隣接し、国道11号の開通とともに都市化・工業化が急激に進み、また、四国横断自動車道の開通や松茂スマートインターチェンジの設置により、商業など新たな産業振興による活性化の可能性が高まってきている。
- (2) 市街化調整区域が多く、土地利用状況では農業が主となり、海洋地域では養殖を主とする漁業が盛んである。
- (3) 徳島県の玄関口、徳島阿波おどり空港の存在は、経済活動の活性化に多大な役割を果たしている。
- (4) 今切港、粟津港の両地方港湾は、公共岸壁としての機能を備えており、施設が整備されている。

本町は、上記特性を踏まえ、第五次松茂町総合計画において「空と海が輝く緑の臨空都市 まつしげ」を基本理念とし、松茂町の将来像を「安全で安心 豊かな心を育む 松茂町」と定め、以下に示したまちづくりの基本目標を推進している。

- 基本目標1. 安全で生活便利なまちづくり
- 基本目標2. 子育て応援・教育重視のまちづくり
- 基本目標3. 生涯安心 健康福祉のまちづくり
- 基本目標4. 多様な産業・元気な産業のまちづくり
- 基本目標5. みんないきいき 文化・スポーツ交流のあるまちづくり
- 基本目標6. 水と緑に包まれた人にやさしいまちづくり
- 基本目標7. みんなで進める自主・協働のまちづくり

また、このうち「基本目標1. 安全で生活便利なまちづくり」において、南海トラフ巨大地震等の大規模災害における防災・減災対策を重要な施策の一つとして位置づけており、町をあげて災害に強いまちづくりを推進しているところである。

第5節 防災に関する事務と業務の大綱

本町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、業務の大綱を以下のとおりとする。なお災害救助法適用後は、知事の補助機関として災害救助にあたる。

第1 実施責任

1. 松茂町

本町は、第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

2. 徳島県

徳島県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、徳島県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本町の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本町の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、本町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、徳島県、本町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

7. 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1. 松茂町

処理すべき事務または業務の大綱	
1	松茂町防災会議に関する事務
2	防災組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
5	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
6	本町域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
7	住民等に対する災害広報
8	警報の伝達及び避難の指示
9	消防・水防、その他の応急措置
10	被災者の救難、救助、その他の保護
11	災害を受けた児童、生徒の応急の教育
12	食糧、医薬品、その他の物資の確保
13	施設及び設備の応急の復旧
14	清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
15	緊急輸送等の確保
16	災害復旧の実施
17	本町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
18	地区防災計画に関する事項
19	ボランティアに関する事項
20	その他災害発生の防御または拡大防止のための措置

2. 徳島県

処理すべき事務または業務の大綱	
1	県防災会議に関する事務
2	防災組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
5	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
6	県地域の災害に関する情報の収集と伝達及び被害調査
7	住民等に対する災害広報
8	警報の伝達及び避難の指示
9	消防・水防、その他の応急措置

10	被災者の救難、救助、その他の保護
11	災害を受けた児童、生徒の応急の教育
12	食糧、医薬品、その他の物資の確保
13	施設及び設備の応急の復旧
14	清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
15	犯罪の予防と交通規制、その他災害地における社会秩序の維持
16	緊急輸送等の確保
17	災害復旧の実施
18	市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
19	ボランティアに関する事項
20	公共的団体及び住民防災組織の育成指導
21	その他災害発生の防御または拡大防止のための措置

3. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
四国地方整備局	1	河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
	2	海上の流出油等に対する防除措置
	3	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
徳島河川国道事務所	1	吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
	2	水防のための洪水予報（吉野川）、氾濫警戒情報（旧吉野川・今切川）並びに水防警報（吉野川・旧吉野川）及び情報の伝達
	3	被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
	4	国道（11、28号）の直轄区間の整備と維持管理
	5	国道（11、28号）の直轄区間の災害復旧
吉野川ダム統合管理事務所	1	吉野川直轄管理区間（ダム管理区間）の河川管理施設の整備と防災管理
	2	吉野川上流ダム群の統合管理
	3	被災公共土木施設の復旧（直轄区域）
徳島空港事務所	1	空港（航空通信、無線施設等を含む）及び航空機の保安
	2	遭難航空機の捜索及び救助
	3	災害時における人員、応急物資の空輸利便確保
徳島地方気象台	1	気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
	2	気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
	3	気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
	4	地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	5	防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
徳島海上保安部	1	海上災害の予防
	2	災害情報の収集・連絡
	3	海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
	4	海上における救助、救急及び消火活動
	5	海上交通の安全確保

徳島海上保安部	6	人員、物資等の緊急輸送
	7	海上における治安、社会秩序の維持
	8	危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置
徳島労働局	1	工場、事業場における労働災害の防止
	2	被災者に対する早期再就職のあっ旋等
	3	雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等
四国運輸局 徳島運輸支局 (本庁舎)	1	海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
	2	海上における緊急輸送の確保
	3	海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
四国運輸局 徳島運輸支局 (応神町庁舎)	1	陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
	2	陸上における緊急輸送の確保
	3	道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
日本郵便株式会社 四国支社	郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。	
	1	被災者に対する郵便葉書等の無償交付
	2	被災者が差し出す郵便物の料金免除
	3	被災地あて救助用郵便物の料金免除
	4	被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
日本赤十字社 徳島県支部	1	救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
	2	災害救助の協力奉仕団の連絡調整
	3	義援金品の募集配分
	4	ボランティア活動体制の整備
西日本高速道路 株式会社四国支社 徳島高速道路事務所	1	本町内に有する四国横断自動車道の維持管理及び災害復旧
独立行政法人 水資源機構	1	所管ダム施設の操作と防災管理
	2	旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川閘門施設の操作と防災管理
	3	緊急事態における情報の提供
	4	被災公共土木施設（特定施設）の復旧
西日本電信電話 株式会社徳島支店 及び 株式会社NTTドコモ 四国支社 徳島支店	1	電気通信施設の整備
	2	警報の伝達及び非常緊急通話の取り扱い
	3	被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
KDDI 株式会社四国 総支社、 ソフトバンク株式会社	1	電気通信施設の整備
	2	警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
	3	被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
四国電力株式会社、 四国電力送配電株式 会社	1	電力施設等の防災管理
	2	電力供給
	3	被害施設の応急対策及び災害復旧

第1編 共通対策編

第1章 総則 第5節 防災に関する事務と業務の大綱

株式会社セゾンスーパー、 ソ・ゾ・パ・ソ、 株式会社ローソ、 株式会社ファミリーマート	1	災害時における物資の調達・供給確保
イオン株式会社	1	災害時における物資の調達・供給確保
	2	災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供
日本通運株式会社四国支店、 四国福山通運株式会社徳島支店、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社徳島主管支店、 四国西濃運輸株式会社徳島支店	1	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
日本放送協会 徳島放送局	1	住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
	2	社会事業団体等による義援金品の募集協力
四国放送株式会社、 一般社団法人徳島新聞社、 株式会社I7i徳島	1	住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
	2	社会事業団体等による義援金品の募集協力
一般社団法人 徳島県バス協会	1	バスによる避難者の輸送の協力
	2	バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送
一般社団法人徳島県トラック協会及び 徳島通運株式会社	1	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
一般社団法人 徳島県医師会 (板野郡医師会)	1	救護班の編成並びに医療及び助産の救護実施
公益社団法人 徳島県看護協会	1	災害時における医療救護の実施
	2	避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 徳島県助産師会	1	災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
	2	避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 徳島県歯科医師会	1	災害時における歯科医療救護の実施
	2	避難所等における被災者の災害歯科保健医療
	3	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
一般社団法人徳島県 エルピーガス協会	1	LPGガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
社会福祉法人徳島県 社会福祉協議会 (松茂町社会福祉協議会)	1	ボランティア活動体制の整備
	2	被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
農業協同組合	1	町が行う被害状況調査と応急対策の協力
	2	組合員の被害状況調査とその応急対策
	3	農作物の災害応急対策の指導
	4	被害農家に対する融資の斡旋

農業協同組合	5	農業生産資材と農家生活資材の確保斡旋
	6	農作物の需給調整
漁業協同組合	1	町が行う被害状況調査と応急対策の協力
	2	組合員の被害状況調査とその応急対策
商工会	1	町が行う被害状況調査と応急対策の協力
	2	救助用物資及び被害応急対策資機材確保についての協力
一般社団法人 徳島県建設業協会	1	災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること
	2	災害時における道路啓開の実施に関すること

5. 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
海上自衛隊 徳島教育航空群 及び海上自衛隊 第24航空隊	1	情報収集
	2	主として航空機による人命救助
	3	救援物資の空輸
	4	その他災害対策に関する事項
陸上自衛隊 第14旅団及び 自衛隊徳島地方 協力本部	1	災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
	2	県・市町村が実施する防災訓練への協力
	3	災害派遣の実施に関する事項（災害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
	4	災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6. 警察

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
徳島県警察 (徳島板野警察署)	1	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
	2	町が行う被害状況調査と応急対策実施時の協力

7. 消防

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
板野東部消防組合 消防本部及び消防団	1	町が行う人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送に対する支援事項
	2	町が行う被害状況調査と応急対策実施時の協力

8. その他

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
水防管理団体	1	水防施設資材の整備
	2	水防計画の更新及び水防訓練
	3	水防活動
病院等医療施設の 管理者	1	避難施設の整備と避難訓練の実施
	2	災害時における収容者の保護と誘導

第 1 編 共通対策編

第 1 章 総則 第 5 節 防災に関する事務と業務の大綱

病院等医療施設の 管理者	3	災害時における病人等の収容と保護
	4	災害時における被災負傷者の治療あるいは助産
社会福祉施設の 管理者	1	避難施設の整備と避難訓練の実施
	2	災害時における収容者の保護と誘導
学校施設の管理者	1	避難施設の整備と避難訓練の実施
	2	災害時における応急教育対策計画の確立と実施
危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	1	施設の防災対策及び災害時における供給対策

第 2 章 災害予防

第 1 節 防災知識の普及・啓発

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
	●				●	●

災害応急対策の円滑な実施を図るには、本町はもとより、防災関係機関、各種団体、事業所、住民等、町内すべての人々がそれぞれの役割に応じた活動が実施できなければならない。

したがって、本町は上記組織と協力し、災害対策上必要な教育・広報・防災訓練を何度も実施し、防災知識の普及と非常時の的確な行動に備える。

また、住民が気象情報等を受けたときの適切な対応行動を含め、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。したがって、本町における普及計画を以下のとおりとする。

第 1 本町職員の防災教育計画

防災計画実行上の主体となる本町職員は、常に災害や本計画に関する十分な知識を取得し、これらの知識に基づく適切な判断力と行動力を養うこととする。防災教育は、各課・機関毎に行うものとし、その方法及び内容は以下のとおりとする。

1. 教育方法

- ◆ 講習会、研修会、見学（現地調査）の集合教育
- ◆ 職場内教育（マニュアルの配付）

2. 教育内容

- ◆ 予想される災害に関する知識（災害発生の原因、対策等の科学的・専門的知識）
- ◆ 過去の主な被害事例
- ◆ 防災関係法令の運用
- ◆ 気象関連情報が発表された場合にとるべき具体的な行動に関する知識
- ◆ 南海トラフ地震に関する事項
 - ◇ 南海トラフ地震にともない発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ◇ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ◇ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ◇ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

- ◇ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ◇ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ◆ 緊急地震速報の仕組みと利用の際の心得
- ◆ 防災計画及びこれらにともなう各機関の防災体制と職員等が果たすべき役割
- ◆ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ◆ 土木、建築その他災害対策に必要な技術
- ◆ 今後災害対策として取り組む必要のある課題
- ◆ 災害時初動マニュアルの実践教育
- ◆ 家庭内での防災対策

第2 一般住民に対する防災知識の普及計画

極めて大きな被害を及ぼした災害でも、時の経過とともに、防災意識は風化しやすい傾向にある。自らの命は自らが守るのが防災の基本という原点に立てば、住民自身が地域防災の一翼を担うという意識が、常に必要である。

本町住民あるいは町内事業所が、防災対策に関する深い理解と知識を持つように、本町は防災関係機関協力のもとで防災知識の普及に努める。

防災教育は地域の実態に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は以下のとおりとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像等も組み入れ、より具体的な内容で自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意した実践的教育を行うものとし、その方法及び内容は以下のとおりとする。

1. 普及方法

- ◆ テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- ◆ 講演会、映画会等の各種集会
- ◆ 広報紙の利用、パンフレットの配付
- ◆ 防災マップの配付
- ◆ インターネットや携帯電話の利用
- ◆ 災害、体験の提供

2. 教育内容

- ◆ 予想される災害に関する知識（簡単な気象知識、災害危険箇所等）
- ◆ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ◆ 過去の主な被害事例
- ◆ 正確な情報入手方法の知識
- ◆ 緊急地震速報の仕組みと利用の際の心得
- ◆ 各地域における避難対象地区、避難経路、避難場所に関する知識

- ◆ 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- ◆ 防災関係機関が講じる救出・救護、災害応急対策等の内容
- ◆ 避難生活に関する知識
- ◆ 平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、火災予防初期消火、避難出口確保、ブロック塀の倒壊防止等、家庭内の対策の内容
- ◆ 3日間程度の最低限の生活必要物資（3日分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等）の備蓄が住民の責務であること
- ◆ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- ◆ 防災グッズに関する知識と家族防災会議実施の必要性啓発
- ◆ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- ◆ 自助・共助の啓発
- ◆ 自主防災組織への参加
- ◆ 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- ◆ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ◆ 南海トラフ地震に関する事項
 - ◇ 南海トラフ地震にともない発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ◇ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ◇ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ◇ 正確な情報の入手方法
 - ◇ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ◇ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ◇ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ◇ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ◇ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ◆ 「平常時の延長が災害時にも役に立つ」という考え方

第3 児童・生徒に対する教育と保護対策の計画

園児・児童・生徒の発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育を通じて災害等に関する科学的知識の習得や、防災知識の習得を目的として防災教育の充実を図る。

教科指導や総合学習、防災関係行事等の機会を捉えて、災害の状況、災害予防の科学的知識の習得、防災の実践活動について理解・体験させ、防災教育を具体化させる。なお、防災学習の機会には、地域の防災組織（各消防機関や自主防災組織等）の地元地域の協力体制の元で実施されることを勧める。

1. 教育

教科、学級活動、学校行事等の教育活動全体を通して、防災対策の教育を行う。

また、保護者には家族防災会議の必要性の啓発を展開する。

2. 保護対策

学校等においては、園児・児童・生徒の生命と身体の安全確保を優先できるように、以下の保護対策を行う。

(1) 基本方針

- ◆ 園児・児童・生徒の生命と安全確保を最優先した対策であること。
- ◆ 本町の防災対策等をふまえ、通園・通学経路の運行状況にも十分配慮したものであること。
- ◆ 学校周辺地域の諸条件を考慮した計画であること。
- ◆ 園児・児童・生徒の行動基準や学校・教職員の対処・行動が明確にされていること。
- ◆ 教職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- ◆ 緊急連絡等ができない事態を想定して、園児・児童・生徒の引き渡し等について、保護者に十分理解されている対策計画であること。

(2) 学校等の対応

- ◆ 学校長等は、災害情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- ◆ 園児・児童・生徒については、気象情報、災害情報等で、帰宅可能と判断されれば、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることが原則となる。また、このとき園児・児童・生徒のうち障がい児については、園・学校で保護者に引き渡す。家族が留守等で帰宅できない園児・児童・生徒については、状況により学校が保護する。
- ◆ 園長・学校長は、町教育委員会に退避・誘導等の状況を、速やかに報告する。
- ◆ 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動、防災体制をとる。

(3) 教職員の対処、指導基準

- ◆ 災害情報で危険な状況と判断された時、園児・児童・生徒を校庭・広場に集める。
- ◆ 災害情報で、校庭・広場に集合していることが危険と判断された時、直近の指定緊急避難場所に移動する。
- ◆ 園児・児童・生徒の退避・誘導にあっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。学級担任等は、学級名簿を携行し、本部の指示にしたがう。障がい児については、あらかじめ介助体制の組織を作る等、配慮を行う。

(4) 登下校時あるいは在宅時に危険な状況が想定される場合の対策

- ◆ 登校時にあっては、集団で直ちに帰宅するよう、立哨当番（保護者）等が指導する。
- ◆ 下校時にあっては、下校時直後は教職員が呼びもどしを行い、未確認の園児・児童・生徒には家族への安否確認を行う。
- ◆ 在宅中にあっては、登校中止とし、家族との行動を指導する。

第4 施設管理者の教育計画

病院等の不特定多数の者が出入りする施設や、危険物を取り扱う施設等、防災上重要な施設管理者は、本町と協力し、防災訓練、安全講習会等により職員の防災意識の高揚を図るとともに、避難、出火防止、初期消火等発災時の的確な行動力を養い、自衛消防体制の整備を図るものとする。

<教育内容>

- ◆ 防災に関する一般的知識
- ◆ 各施設の点検・整備の必要性
- ◆ 災害時の対応策

また、各消防機関は、防火対象物の予防査察を定期的を実施し、火災の未然防止を図るものとする。

第5 災害教訓の伝承

本町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像、町内外にある自然災害伝承碑等を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 防災訓練

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

本町においても、南海トラフ地震や活断層地震、風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

そこで本町は、本計画を含めた町防災関連計画の熟知、関係機関と地域の自主防災体制上の協調体制の強化を目的として、徳島県等関係機関の必要な助言と指導により、大規模な災害を想定した防災訓練を実施し、効果を検証するものとする。

防災関係者の防災知識の向上と、地域住民に対する啓発を図る防災訓練計画は、本節のとおりとする。

第1 実施責務あるいは協力

- ◆ 町長は、他の災害予防責任者と、必要な防災訓練を行う。
- ◆ 災害予防責任者の属する機関の職員は、進んで参加しなければならない。
- ◆ 住民、その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に協力する。
- ◆ 本町は、防災訓練の実施にあたって、災害時の対応行動の習熟を図るような訓練シナリオの採用に努めることとする。

第2 防災訓練の種別と実施時期等

防災訓練の種別と実施時期、場所、方法は、次表のとおりである。

防災訓練計画表

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法	
総合訓練	町、 関係機関	台風時期 あるいは 最も効果の ある時期	災害のおそ れのある場 所あるいは 訓練効果の あがる場所	町とその関係機関、地元住民が一体と なって予想される事態に応じた風水害 ・地震等の総合的応急対策活動とする。	
個別訓練	水防訓練	町、 消防団	水害が予想 される時期前	水害 危険地区	図上または実施訓練。各種観測、通報、 輸送、工法、樋門・陸閘・角落し等の 操作、避難実施訓練。他の訓練との併合 も考える。
	消防訓練	板野東部 消防組合 消防団	火災時期前	火災 危険地区	機器操法、召集・出勤・通信連絡・人命 救助火災防御。他の訓練との併合も考え る。
	災害救助訓練	町、 関係機関	必要かつ 適切な時期	災害の おそれの ある場所	災害想定で救助・救援を円滑に遂行する ために、医療救護・人命救出、炊き出 し、その他関連活動を個別に、または併 合して行う。
	災害通信 連絡訓練	町、 関係機関	適切な時期	適切な場所	気象予警報その他情報指示、命令、報告 を円滑に実施するために行う非常無線通 信訓練については、徳島県非常通信協議 会に所属する各無線局が参加する。
	非常招集訓練	町、 関係機関	適切な時期	適切な場所	応急対策を実施するため、必要な職員等 を迅速かつ確実に招集できるように行 う。
	避難訓練	町、 関係機関	適切な時期	適切な場所	学校、病院、育児施設、集会所等の建造 物内の人命保護を目的として実施する。
	緊急地震 速報訓練	町、 関係機関	適切な時期	町内全域	防災行政無線等を用いて「全国瞬時警報 システム（Jアラート）」を活用した緊急 地震速報訓練を実施する。

訓練内容は災害発生からの円滑な災害応急対策を中心とする。

また、以下の各訓練項目を盛り込むことも検討する。

- ◆ 地震・津波予測情報受伝達訓練
- ◆ 災害対策本部設置訓練
- ◆ 職場安全点検訓練
- ◆ 情報通信訓練
- ◆ 避難指示・誘導訓練
- ◆ 自主防災組織稼働訓練

- ◆ 避難行動要支援者、滞留旅客避難誘導訓練
- ◆ 避難場所または避難所開設訓練
- ◆ 救出・救護、医療介護訓練
- ◆ 初期消火訓練
- ◆ 避難所運営及び整備点検訓練
- ◆ 被害情報収集及び災害救助法適用申請訓練（情報収集訓練）
- ◆ 交通規制訓練
- ◆ 応援要請訓練
- ◆ ライフライン施設復旧訓練
- ◆ 庁内訪問者避難誘導訓練
- ◆ 不在職員参集訓練

第3 実施回数

本町は、地域の自主防災組織や自衛消防組織の参加を得ての総合防災訓練または、各種の個別訓練を年1回以上実施する。

第4 自主防災組織参加による防災訓練

自主防災組織等の参加を得て、防災訓練を行う場合、県等関係機関に対し必要に応じた助言と指導を求めるものとする。

第5 教育施設における訓練計画

学校においては、消防法第8条の規定によって、児童・生徒の安全を確保するため、防火管理者が随時避難訓練を行い、災害に対処する。

第3節 緊急輸送体制の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		

本町は、人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、県が指定する緊急輸送道路のネットワーク及び輸送体制の整備を推進する。

指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

なお、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備するものとする。

第1 緊急輸送路

1. 道路（緊急輸送道路）

緊急輸送道路は、利用特性によって以下のとおりに区分される。本町における緊急輸送道路の一覧は以下の表のとおりである。

- ◆ 第1次緊急輸送道路
広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路
- ◆ 第2次緊急輸送道路
県内の防災活動の拠点である県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要施設と第1次緊急輸送道路を接続する幹線道路
- ◆ 第3次緊急輸送道路
1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

緊急輸送道路（本町域内を通過する道路）

種別	路線名	道路管理区分	区間
第1次緊急輸送道路	四国横断自動車道	高速道路会社	鳴門JCT～徳島IC
	国道11号	国直轄管理	徳島市～鳴門市・香川県境
	国道28号	国直轄管理	国道11号(松茂町)～鳴門市
	徳島空港線	県管理	全線(松茂町)
第2次緊急輸送道路	松茂吉野線	県管理	全線(松茂町～阿波市)
	長原港線	県管理	全線(松茂町)
第3次緊急輸送道路	該当なし		

また、本町が指定する緊急輸送ルートは次表のとおりである。

◆ 町指定の緊急輸送ルート

町有幹線道路（緊急輸送ルート）一覧

路線名	区間
松 茂 3号線	県道川内大代線～豊久字豊久開拓1-50地先
4号線	住吉16号線～豊岡字豊岡開拓12-1地先
5号線	笹木野字山下100-1地先～住吉字住吉開拓159地先
7号線	広島字古屋敷20-1地先～広島字丸須1-218地先
15号線	笹木野12号線～松茂3号線
18号線	県道今切港長原地区臨港道路～県道古川長原港線
住 吉 16号線	県道長原港線～住吉字住吉開拓17-3地先
笹木野 3号線	国道28号～主要地方道徳島空港線
12号線	松茂15号線～松茂4号線
31号線	県道長原港線(笹木野字八上95-4地先)～県道今切港長原地区臨港道路
広 島 13号線	国道28号～広島字南川向3-31地先

2. 飛行場

救助活動を行うための飛行場として、海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島空港事務所 空港長）が管理する徳島飛行場が指定されている。

第2 緊急輸送路の確保

本町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（津波防災センター・中央庁舎）、地域内輸送拠点（松茂町総合体育館）、救助活動拠点（徳島飛行場、徳島県運転免許センター）、各指定避難所等の防災上重要な施設を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図るものとする。

そのため、本町が管理する緊急輸送道路の橋梁耐震化については、建設時期が古い橋梁や緊急度の高い橋梁から順次、耐震化、長寿命化等の対策を実施する。

また、道路橋、法面等については、定期的な点検を実施し、対策が必要な箇所については、優先度の高い箇所から順次整備を行う。

なお、町指定の緊急輸送ルートについても、架設橋梁に重きを置いた点検と対策整備に努めるものとする。このとき、周辺建造物の状況（例えば、3階建ての建物の有無、ガラス窓の存在、老朽化したブロック塀の有無等）も特記事項として、調査する必要がある。

第3 民間事業者との連携

本町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第4 緊急輸送活動

本町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、県及び国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

第5 緊急通行車両等の事前届出

警察本部は、災害時における確認事務の省力化・効率化を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を行っている。

本町は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、災害時の本町使用車両についても当該制度を積極的に利用する等、その普及を図る。

第4節 自助・共助の推進

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●					●

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに、災害時には連携して対応することにより被害の軽減が図られることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

本町は国と連携し、地域住民、事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）が平常時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うこと等、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

ここで、災害時に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第1 災害対策の役割分担

1. 自助（住民の役割）

「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方に基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）

2. 共助（地域の役割）

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）

3. 公助（行政の役割）

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い国土を実現する活動をいう。

第2 自助における防災対策

住民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において以下の項目等を話し合いまたは事前に準備・確認しておく等、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

そのため、本町は「自助」の意識向上のための啓発・普及活動を推進する。

- ◆ 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止等、住宅の耐震対策
- ◆ 備蓄、非常持出品の準備
- ◆ 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ◆ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ◆ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ◆ 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ◆ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- ◆ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

第3 自主防災組織づくり

災害の未然防止、あるいは災害時の応急措置の実施と安全確保を図るため、地域単位の自主防災組織を育成し、事前対策では防災意識の啓発に努める。

1. 幼少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生を対象に、幼年～少年期から防災意識の啓発を図るために、地域の子ども会内で幼少年消防クラブの組織づくりを推進する。

2. PTA防火クラブの育成

家庭内防火思想の普及と、地域内の自主防災体制の強化を図るために、子ども会の父母を中心とした組織づくりを推進する。

3. 自主防災組織

本町の自主防災組織数は22であるが、細分化した自主防災組織作りを推進する。また、自主防災組織に属さない集合住宅世帯等に対しても、自主防災組織の結成や活動の活性化を推進する。

自主防災組織の基本的な組織の編成と活動内容は、以下のとおり。

(1) 編成

各防災組織に防災組長を置き、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班、衛生班の6班で構成することを基本とする。

(2) 活動内容

災害時にあっては、地区内の警戒、被害状況の把握と伝達、出火防止と初期消火、救出・救護、避難情報の伝達と誘導、給食・給水、避難所での衛生管理等を行う。

平常時にあっては、防災知識の普及、防災資機材の備蓄と点検、危険箇所の把握、防災計画の作成等を行う。また、二次災害で大規模災害の発生原因となりやすい火気使用器具や火災警報器等の点検・整備を定期的実施する。

自主防災活動は、長年にわたり継続的に行われることが必要であり、活動のマンネリ化、参加者の減少や固定化を打破するための創意工夫をこらした自主防災活動を推進する。

4. 松茂町自主防災組織連絡協議会の活動

住民の防災力強化を推進するための施策の一環として、自主防災組織のネットワークを構築し、各自主防災組織の相互の連絡調整、活動の充実を図るとともに住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上に努める。

第4 事業所あるいは施設等の自衛消防組織

学校・病院・店舗等多数の人が出入りする事業所あるいは施設等については、防火管理者が主となり、自衛消防組織の育成・指導を図る。

なお、自主防災組織と重複する場合は、自衛消防組織を優先する。

第5 来所者の安全確保と帰宅困難者等への支援

事業者は、震災発生時の初動対応として、来所者及び従業員の安全確保を最優先するとともに、地域住民の安全確保を図るため、自主防災組織と連携し、震災情報の収集及び提供、初期消火、地域住民への避難情報の伝達と誘導、救助等には積極的な支援を図るものとする。また、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生している時は、当該帰宅困難者等に震災に関する情報、連絡手段及び一時的な避難所の提供や支援を図るものとする。

第6 危険物施設あるいは高圧ガス関係取扱い施設

危険物施設あるいは高圧ガス関係取扱い施設の自衛消防組織危険物施設所有者においては、予防規程、自衛消防組織の具体化を図り、自主的な防災組織の充実をはからなければならない。

また、高圧ガスは爆発性、可燃性、毒性等の特殊性があり、発災時に一般住民の救助のみならず消防機関の活動にも限界がある。

したがって、専門的知識を持つ高圧ガス関係業界は、地域的な自衛消防組織を結成し、相互に補完して、防災体制の確立を図らなければならない。

第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行うこととする。

本町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第5節 ボランティア受入体制の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
	●		●			

阪神・淡路大震災等、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されるとともに、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災にともない人や公共施設等をはじめとして、多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から松茂町社会福祉協議会と連携し、専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため、本町は大規模災害時におけるボランティア活動が速やかに立ち上がり、効果的にいかされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。

第1 NPO・ボランティア等との連携

本町及び松茂町社会福祉協議会は、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やNPO・ボランティア等）との連携を図るものとする。

第2 ボランティア受入体制等の整備

本町及び松茂町社会福祉協議会は、NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう「徳島県災害ボランティア活動支援方針」（平成25年3月）を参考とする等、受入側の体制整備に努める。

このため、本町はボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

第3 ボランティア活動の支援拠点の整備

本町及び松茂町社会福祉協議会は、日本赤十字社徳島支部その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

第4 情報共有会議の整備・強化

本町及び松茂町社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動環境として、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第5 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

本町及び松茂町社会福祉協議会は、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6 専門ボランティアの活動への支援等

本町は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

なお、徳島県の専門ボランティアの組織状況は以下のとおりである。（記載の業務には有償のものを含む。）

1. (一社) 徳島県測量設計業協会

大規模災害時において、徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する測量、調査及び設計等の協力を行う。

2. 四国地質調査業協会徳島県支部

大規模災害時において、徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する地質調査等の協力を行う。

3. 徳島県地震被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震等にともない建築物の被害が発生した場合、建築物の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

4. 徳島県被災宅地危険度判定士

大規模な地震等にともない宅地の被害が発生した場合、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

5. 防災エキスパート（徳島県県土整備部OB）

大規模災害時において、自宅及び勤務地近辺等の公共土木施設の被災状況の伝達、県土整備部の要請に基づく被災箇所の状況把握や応急復旧に関する助言及び協力等を行う。

6. 徳島県技術士会

大規模災害時において、県が速やかな応急対策や安全対策を実施するための被害状況の調査や技術的助言等の協力を行う。

7. プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部

大規模災害時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。

8. 日本橋梁建設協会

大規模災害時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。

9. （一社）徳島県建設業協会

大規模災害時において、被害状況等の情報提供、公共土木施設の応急対策等、資材、機材、技術者等の支援を行う。

10. （一社）徳島県設備業協会

大規模災害時において、資材、機材、技術者等の支援を行う。

第 6 節 企業防災の促進

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●					

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施する等、企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第 1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、本町は、こうした取り組みに資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報等の実施に努める。

第 2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

本町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努めるものとする。

第 3 中小企業等の防災・減災対策の促進

本町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第 4 災害時の対応

事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
	●		●			

近年の急速な高齢化や国際化、さらには住民のライフスタイルの変化等にもない、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等、災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。そのうち、避難行動において特に支援が必要とされる避難行動要支援者は自力による避難が困難であり、災害情報の伝達に考慮すべき点があることから、災害情報の情報伝達や避難対策等が重要となる。

このため、以下により各種対策を実施し、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図り、その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 避難行動要支援者への支援体制の確保

1. 避難行動要支援者支援対策マニュアルの作成

本町は避難行動要支援者支援対策マニュアルの整備に努める。

2. 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

本町は、防災担当部局や福祉担当部局と連携のもと、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、以下に示す避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- ◆ 民生委員・児童委員
- ◆ 自主防災組織
- ◆ 消防（板野東部消防組合）
- ◆ 警察（徳島板野警察署）
- ◆ その他町長が必要と認めた個人及び団体

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3. 個別避難計画の作成

本町は、防災担当部局や福祉担当部局等、関係部局の連携のもと、福祉専門職、松茂町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したのものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

4. 支援体制の整備

本町は、個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援等を円滑に実施するため、避難支援等関係者と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

本町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

本町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるものとする。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、町有施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

本町は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

(4) 福祉避難所の周知

本町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く住民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

(5) 福祉避難所の運営

本町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に、福祉避難所の運営マニュアルを作成の上、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

(6) 福祉避難所における感染症対策

本町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

第2 避難行動要支援者名簿の作成・管理及び運用

1. 避難行動要支援者に関する情報収集

(1) 本町内部での情報の集約

本町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、本町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

(2) 県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、本町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、徳島県知事その他の関係者に対して、情報提供を求めることができることとされていることを踏まえ、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面をもって明確にする。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

① 情報収集による範囲

本町においては、情報収集により把握した高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について以下のとおりとする。なお、下記に該当するものであっても、支援能力が限定的であることも考慮し、当面の間、在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）でないものは範囲から除外するものとする。

- ◆ 身体障害者手帳 1 級または 2 級の認定を受けた者
- ◆ 療育手帳 A 判定を受けた者
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の認定を受けた者
- ◆ 65 歳以上の高齢者のみの世帯（独居含む）の者
- ◆ 介護保険の要介護 3 以上の認定を受けた者
- ◆ その他町長が必要と認めた者

② 本人申請による範囲

本人が、避難行動要支援者名簿への登録を申請した場合

③ 本人以外の申請による範囲

自治会、自主防災会、各消防機関、各警察機関、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載が妥当とされた場合

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- ◆ 住所または居所
- ◆ 電話番号その他の連絡先
- ◆ 氏名
- ◆ 性別
- ◆ 血液型
- ◆ 生年月日
- ◆ 避難支援等を必要とする事由
- ◆ 家族構成
- ◆ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては本町の行政機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携等により、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に努める。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(4) 本町における情報の適正管理

本町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、町においては避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

3. 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、本町は随時避難行動要支援者の把握に努めるとともに、以下の要領で避難行動要支援者名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

① 転入者への対応

新たに町に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて意思確認を行う。

② 転出者または死亡者への対応

転出や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。(避難行動要支援者名簿の記載事項の「住所」については、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることに留意する。) また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

上記①、②にともなう名簿情報の更新は年1回、各年度の4月に実施する。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を本町及び避難支援等関係者間で遅滞なく共有する。

4. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、本町は、本人から名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

本町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の措置を行う。

- ◆ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
- ◆ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないようにする
- ◆ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ◆ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
- ◆ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- ◆ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- ◆ 名簿情報の取扱状況を報告させる
- ◆ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

5. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人または避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

第3 社会福祉施設等対策

1. 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、津波、洪水、高潮による浸水想定区域の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに、災害時において各消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

本町は、津波、洪水、高潮等の浸水想定区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、地震、津波、治水等の各対策事業を強力に実施し、施設管理者への周知、講習会の推進等に配慮する。

2. 避難計画の整備

本計画資料編に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成するとともに、本町に報告を行うものとする。

このため、本町は対象となる施設に対して、計画作成を促すとともに、具体的な支援策を検討していく。

3. 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や津波、洪水、高潮による浸水想定区域の立地条件等を踏まえて、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努めるものとする。

4. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や津波、洪水、高潮による浸水想定区域等、地域の特性を配慮した防災訓練等についても実施するものとする。

5. 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

第4 在宅者対策

1. 防災知識の普及・啓発

本町は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施にあたっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるものとする。

2. 避難誘導・救出・救護体制の確立

本町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員・児童委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察機関等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

なお、避難行動要支援者の実態把握にあたっては、個人情報等の保護に十分配慮するとともに、地域における避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援するものとする。

本町は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

3. 的確な情報伝達活動

本町は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達等、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

4. 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

本町は、医学的管理を必要とする在宅患者等が災害時も医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

第5 外国人等に対する防災対策

本町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努めるものとする。

1. 防災知識の普及・啓発

本町は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにする等、防災に関する知識の普及啓発に努める。

また、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2. 避難施設案内板の外国語併記等の推進

本町は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記等を図るよう努める。

3. 的確な情報伝達の環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、本町及び県は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

第6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

本町及び県は、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、本町及び県は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第8節 帰宅困難者等対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。本町は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努める。

第1 住民への普及啓発

本町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

第2 企業等への普及啓発

本町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

第3 安否確認手段の支援

本町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるものとする。

第4 災害時帰宅支援ステーションの周知

本町は、「災害時帰宅支援ステーション」の住民への周知に努めるものとする。具体的には、大規模災害が発生により、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示した店舗において、帰宅困難者に対し、以下のような支援を可能である旨の周知を行う。

- ◆ テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- ◆ 水道水の提供
- ◆ トイレの提供
- ◆ 休息スペースの提供
- ◆ 地域の避難場所情報の提供

第9節 広域応援・受援体制の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				●

本町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

第1 応援・受援体制の整備

1. 応援体制の整備

- (1) 本町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備するものとする。
- (2) 他市町村へ職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- (3) 本町は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」及び「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (4) 本町は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行えるよう技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2. 受援体制の整備

本町は、円滑に他の市町村、徳島県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について「松茂町災害時受援計画」（令和4年3月策定）にとりまとめた。これにより、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

3. 広域避難体制の整備

本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

第2 市町村間の相互応援

本町は、徳島県及び24市町村の「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」、徳島東部地域2市9町1村の「徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定」、瀬戸内海周辺自治体の「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」及び「板野郡5町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

第3 消防機関の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

また、消防広域体制で対処できない場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、緊急消防援助隊を徳島県知事に依頼する。

第4 災害医療の応援・受援体制の整備

本町は、徳島県の戦略的災害医療プロジェクトを推進するため、県、医師会、災害拠点病院、保健所等と連携し、災害医療の体制強化や応援・受援体制の構築に取り組む。

第10節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●	●			

本町では、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第1 総合情報通信ネットワークシステムの整備

本町は、県及び県内市町村及び全国の地方公共団体との間で防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークとして、県防災行政無線地上系システム及び衛星通信システムの適正な管理・運用を行うとともに、日常業務にも活用して災害時に備える。

第2 各無線施設等の整備充実

本町は、自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。また、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、デジタル防災行政無線施設の早急な整備に努めるものとする。

第3 防災相互通信用無線局の整備

県災害対策本部を中心として指定地方行政機関等、防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため、本町は防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

第4 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

本町は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。また、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

第5 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

本町は、Lアラートを活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第6 防災情報システムの充実

本町は、県及び県内市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

第7 緊急速報メールの活用

本町は、住民に災害情報を伝達するため携帯電話の緊急速報メールの活用を進める。

第8 各種データの整備保全

本町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第9 情報提供

本町は、自主防災組織や住民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携する等、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第11節 防災拠点施設等の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				

災害時における応急対策の拠点や災害復旧資材及び非常食料の備蓄または輸送拠点施設として、また、平常時には住民の防災知識の習得と普及・啓発の場となる防災拠点施設の整備に努める。

第1 防災拠点施設等の整備

1. 防災活動の中核機関となる施設

本町は、災害対策本部が設置されることとなる津波防災センター・中央庁舎、その補完施設となる松茂町津波防災センターについて、災害時に機能喪失といった事態に陥らないよう、設備の充実及び災害に対する安全性の維持管理に努めるとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難となる状況を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

2. その他防災拠点の整備

平常時は地域活動や防災訓練、防災研修に使用し、災害時には災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備に努める。

3. 交流拠点施設 Matsushigate（マツシゲート）の整備

令和2年度に完成した交流拠点施設で、本町の広島字三番越に整備された。

本町における地方創生の拠点として多種多様な機能を持つほか、施設の周囲を津波対策用の防水壁で囲み、中央の芝生広場を仮設住宅の建設用地とする等、災害復興時の拠点としての役割を担う。

第 2 地域の拠点となる避難所の整備・選定

本町は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等となりうる一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所について、県が「拠点避難所」として整備する県立施設等や、本町が整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくことを検討する。

1. 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

2. 「拠点避難所」として有すべき機能

- ◆ 建物の耐震化、LED太陽光照明灯等、施設の安全性を確保
- ◆ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置等、ライフラインの整備
- ◆ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テント等の避難生活等に必要な資機材等
- ◆ ヘリポート

第12節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				

大規模災害時には、多くの罹災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民または地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため本町は、住民自らが備蓄することの必要性及びこれが住民の責務であることを住民に周知徹底するものとする。

また一方で、本町は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった罹災者等のために飲料水や食料、生活必需品等の供給を行う等、地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

このため、徳島県と県内市町村で構成する「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で策定した「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また、荒天等により住民が自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、計画的な物資の備蓄・確保に努める。ただし、この備蓄方針における市町村備蓄の備蓄目標については1日分であるが、本町においては2日分を備蓄目標とする。

第1 物資の輸送体制

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、本町は平常時から輸送体制の整備に努める。

本町は、指定した拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。

そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等、体制整備に努めるものとする。

第2 食料の備蓄整備

基本的に住民は発災初期の避難生活のための食料・水の備蓄を平常時から行っておく責務を有する。

また、本町は家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった罹災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。本町の人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

第3 給水体制の整備

1. 運搬給水の備え

本町は、初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難場所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

2. 拠点給水の整備

本町は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄することとする。

第4 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については、現状の備蓄をさらに整備し、充実させることが必要である。本町においては民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、住民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく責務を有する。

第5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努めることになっている。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）については、民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

また、県は水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に緊急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資機材の補充整備をすることになっている。

本町は、重要水防区域内堤防延長 1,000mないし、2,000m毎に1棟の割合で面積 33㎡の水防倉庫を設置し、必要な機材を備え付けるように努めるものとする。

第6 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

本町は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、県及び各防災関係機関と相互に協力するよう努める。

また、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第13節 孤立対策の強化

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		

災害時における地域の孤立とは、沿岸地域や中山間地域等において、地震・津波災害や風水害等にもなう土砂災害や液状化等による道路構造物等の損傷、土砂堆積または津波堆積物による道路の閉塞等により道が寸断され、人の移動や物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった場合をいう。

本町は沿岸部に位置し、町域の大半が海または河川に囲まれる自然条件にあることから、地震・津波災害による液状化、道路構造物等の損傷、さらに津波堆積物等によりルートが寸断されることによって、孤立化する地域の発生も否定できないため、あらかじめ対策を講じるものとする。

第1 通信手段の確保

本町は、非常時に外部との通信が確保できるよう、町内各地域の公的施設等に災害に強い情報通信設備の配備に努める。

また、情報通信設備の配備場所及び配備機器の使用方法について、住民に周知するものとする。

第2 輸送手段の確保

本町は、孤立化した地域の住民を救助するために必要な、救助活動救命ボート等の資機材を備蓄・確保に努めるものとする。

また、町内各地域にヘリコプター離着陸場を定めておくことが望ましいが、場所が確保できない場合は、平常時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地となりうる場所の把握に努めるものとする。

第3 生活物資の備蓄の促進

本町は、町内各地域において一定期間の孤立等に備えるため、徳島県と県内各市町村で構成する「徳島県災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料・飲料水、生活必需品、医薬品等の備蓄に取り組む。

第4 緊急輸送道路等の整備

孤立地域の発生を防止するため、国や徳島県と連携し、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路の施設の耐震化・無電柱化等の対策を着実に進める。

第14節 大規模停電・通信障害への備え

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		

大規模災害の発生による大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。

このため、以下の各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努める。

第1 知識の普及・啓発

本町は、あらゆる機会を通じ、住民等に対し大規模停電・通信障害に備えて以下のような知識の普及・啓発に努めるものとする。

- ◆ 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- ◆ 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- ◆ ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

第2 事前予防のための取組

本町は、電気事業者及び電気通信事業者と連携し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第3 業務の継続に向けた取組

本町は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第4 非常用電源等のリスト化

本町は、大規模災害発生に備え、松茂町業務継続計画（令和4年3月改訂）に、所有する発電機等の配備状況等をリスト化している。

第5 訓練の実施

本町は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第15節 事前復興の取組

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

南海トラフ巨大地震等の大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平常時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政等、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑な復興の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平常時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」等、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。

1. 準備する事前復興

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震等による被災イメージを、住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくよう努める。

2. 実践する事前復興

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転等のハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定等、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」であるといえる。

第2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。

外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておく等、平常時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 災害応急対策の流れ

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

本町は各防災関係機関と密接に連携し、災害発生状況の各段階に適応した災害応急対策を講じる。

特にその対策の優先順位を適切に律し、住民の生命・身体・財産を保護するため、迅速機敏な動員により、早期から役場全体を挙げて行動する。

また、本町は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を、体系的に整理した業務継続計画や災害時初動対応マニュアル等の継続的な見直し・改訂を行う。

第 1 内容

災害の発生時または発生のおそれのある各段階において、優先的に実行または着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

1. 津波及び気象警報等が発表中（機敏に初動体制を確立し、災害の発生に備え警戒・準備）

- ◆ 津波、気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の収集、伝達、避難
- ◆ 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- ◆ 必要に応じて町災害対策本部の設置、防災関係機関との連携の確保
- ◆ 被害情報の収集
- ◆ 水防警報の発令、河川等の警戒監視を強化
- ◆ 住民への避難情報の発令
 - ◇ 高齢者等避難
 - ・避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
 - ・避難行動要支援者の所在確認、避難所等への避難
 - ・一般住民の自主避難
 - ・児童生徒等の安全確保
 - ◇ 避難指示
 - ・一般住民の立退き避難または屋内安全確保・避難所への収容
 - ・避難所備蓄物資による対応
 - ・避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）

- ◆ 緊急安全確保
 - ・住民の緊急安全確保

2. 地震、津波、台風等による災害発生から1時間以内（人命優先に活動しつつ、情報収集）

- ◆ 防災関係機関職員の緊急参集
- ◆ 町災害対策本部の設置、防災関係機関との連携の確保
- ◆ 水防活動等被害拡大防止活動を実施
- ◆ 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- ◆ 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ◆ 被災状況により相互応援協定自治体等に広域的な応援を要請
- ◆ 応急対策職員派遣制度に基づき広域的な応援を要請

3. 災害発生から24時間以内（人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始）

- ◆ 被害情報の収集・処理・報告
- ◆ 消防・警察・自衛隊との早期連携、徳島県及び他の自治体等応援組織の受援体制の確立
- ◆ 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等、災害医療支援チームの受け入れ
- ◆ 緊急輸送道路の啓開
- ◆ 交通規制の実施
- ◆ 災害現場の被害状況の把握、要すれば職員を派遣
- ◆ 被災者のための救護所の設置
- ◆ ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- ◆ 帰宅困難者対策
- ◆ 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
- ◆ 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- ◆ 各種施設の被災状況の把握
- ◆ 避難所等への仮設トイレの設置
- ◆ 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- ◆ 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- ◆ 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため、津波警報等の情報提供
- ◆ 遺体の一時安置場所の確保
- ◆ 避難所外避難者の状況の把握
- ◆ 被災建築物の応急危険度判定

4. 災害発生から72時間以内（被災者支援を本格化）

- ◆ ボランティアセンターの設置
- ◆ ボランティアの受入

- ◆ 義援金の受付・受入
 - ◆ 救援物資の受入、仕分け、配分
 - ◆ 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
 - ◆ 疫学調査、健康診断、被災地での防疫処理
 - ◆ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣
5. 災害発生から 1 週間以内（応急的な復旧を開始）
- ◆ 被災者の心のケア
 - ◆ 遺体の検視、身元確認、火葬
 - ◆ 災害廃棄物等の処理
6. 災害発生から 1 ヶ月以内（応急的な復旧を本格化）
- ◆ 応急仮設住宅の建設（公営住宅等の提供含む）
 - ◆ 学校教育の再開
 - ◆ 義援金の配分
 - ◆ 被災者生活再建支援法の適用

第2節 活動体制

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

町長は、災害が発生、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、必要があると判断するときは、町災害対策本部を設置し、町災害対策本部長（以下、「本部長」という。）を務めるとともに、応急対策に従事する職員を配置する。

なお、水防本部設置に係わる活動については、松茂町水防計画書に基づくものとする。

第1 町災害対策本部

1. 町災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

町内において、災害が発生し、または発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚で、人的被害が甚大な場合またはそれらが予想される場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、町長は町災害対策本部を津波防災センター・中央庁舎に設置するものとし、概ね下記の①及び②の基準をもって判断するものとする。ただし、被災により津波防災センター・中央庁舎が使用できなくなった場合は、町災害対策本部の代替施設として、松茂町総合会館（第1順位）、松茂町保健相談センター（第2順位）の順に、町災害対策本部の設置を検討する。

なお、町災害対策本部が設置されたときに、既に町水防本部が設置されている場合は、町災害対策本部に統括する。また、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

① 自動設置

- ◆ 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ◆ 徳島県に大津波警報が発表されたとき

② 判断設置

- ◆ 各種警報・特別警報が発表され、大きな災害の発生のおそれが大きいとき
- ◆ 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき
- ◆ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ◆ 町内で相当規模の地震災害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- ◆ 台風等により、大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあるとき

- ◆ その他、多数の人的被害等、重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害の発生または発生のおそれが高まったとき

(2) 閉鎖

本部長は、災害の危険がなくなり、または災害応急対策が概ね完了したときは、町災害対策本部を閉鎖する。

(3) 報告

本部長は、町災害対策本部を設置または閉鎖したときは、その旨を、徳島県その他必要な防災関係機関へ報告する。

2. 町災害対策本部の組織及び運営

町災害対策本部の組織及び運営は、松茂町災害対策本部条例及び本計画によって定める。組織の編成は次のとおりとする。

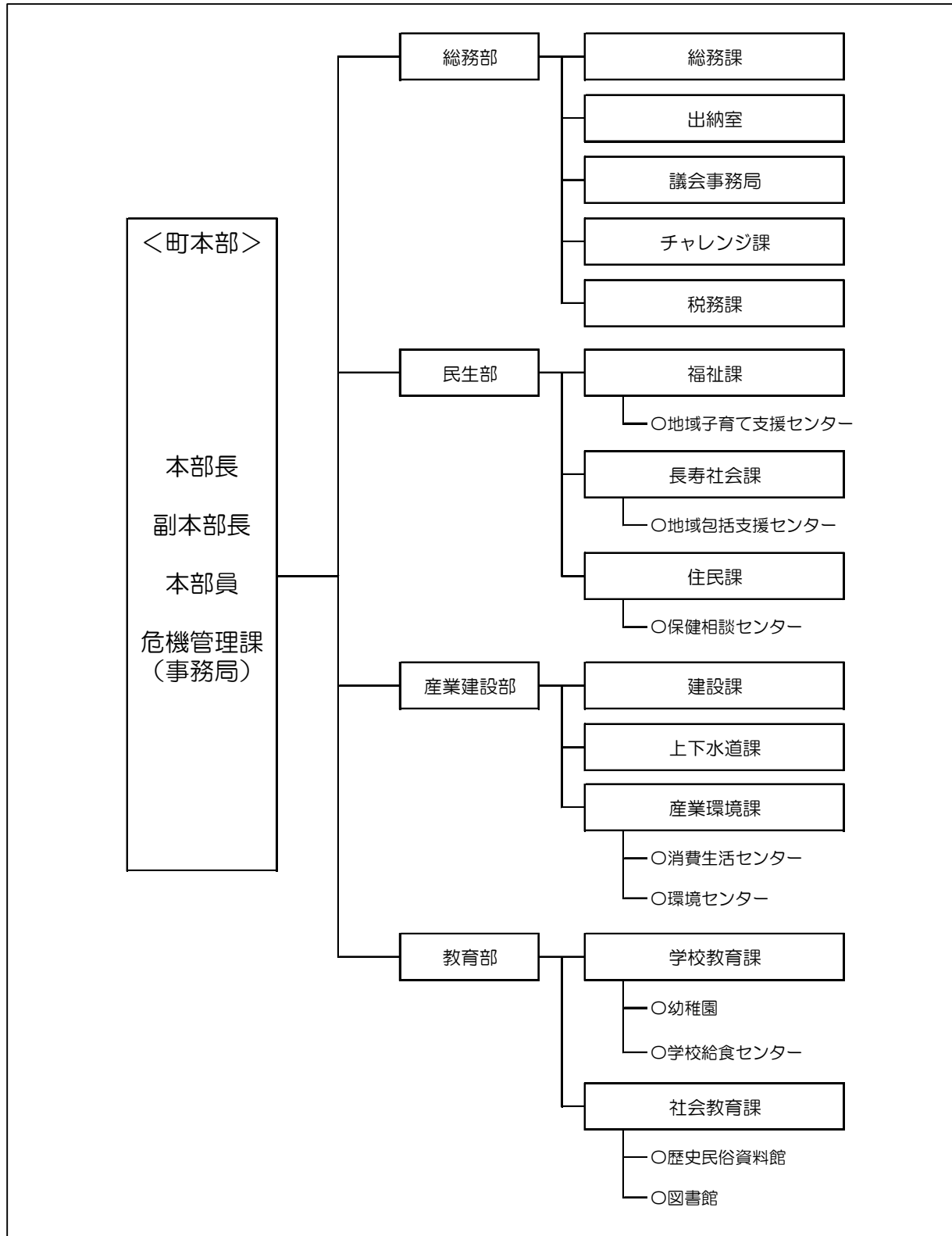
(1) 組織編成

組織編成表

区分	名称	担当名称
町 本 部	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	各部長、教育次長、板野東部消防組合消防本部職員、板野東部消防組合消防団副団長
	事務局	危機管理課
部 ・ 課	総務部	総務課、出納室、議会事務局、チャレンジ課、税務課
	民生部	福祉課、長寿社会課、住民課 (地域子育て支援センター、保健相談センター、地域包括支援センター)
	産業建設部	建設課、上下水道課、産業環境課 (環境センター)
	教育部	学校教育課、社会教育課 (幼稚園、学校給食センター、歴史民俗資料館、図書館)
本部長の代行順位	第1順位：副町長、第2順位：総務部長、第3順位：総務課長	

(2) 組織の系統

- ◆ 町災害対策本部の業務は、部・課編成をもって行う。
- ◆ 部長は、本部長の指示を受け、部に属する応急対策を実施し、所属職員を指揮・監督する。
- ◆ 課長相当職は、当該課の所管に属する事項について部長を補佐するとともに、上司の指示を受けて各担当任務の処置にあたる。
- ◆ 各課等の職員は、上司の指示を受けて、各担当任務の具体的な処置にあたる。



組織図

(3) 町災害対策本部の担当任務

- ◆ 本部長
町災害対策本部を設置し、災害応急対策を的確・迅速に実施する。
- ◆ 副本部長
本部長を補佐し、円滑な町災害対策本部の運営に努める。また、本部長不在時、本部長業務を代行する。(優先順)
- ◆ 本部員
本部長を補佐し、各課業務を適宜統制・指導し、災害対応業務を推進する。

本部員担当任務区分表

部	課	担当任務
災害対策本部 事務局	危機管理課	1 町動員体制の確認と参集基準の格上げ判断に関する事
		2 住民への避難指示等の伝達及び避難場所等への避難誘導に関する事
		3 災害対策本部の設置準備・運営に関する事
		4 災害対策本部への参集者の確認に関する事
		5 情報収集と分析(情報の共有化)に関する事
		6 警察への警備活動の要請に関する事
		7 自衛隊等広域実働機関への派遣要請、受入れに関する事
		8 消防警備(県、他市町村への応援要請)に関する事
		9 災害救助法の適用及び災害救助活動に関する事
		10 県への消防防災ヘリコプターの出動要請、活動内容の指示等に関する事
		11 外部との調整(国、県、他市町村、協定締結団体等との情報交換及び応援要請等)に関する事
総務部	総務課 出納室 議会事務局 チャレンジ課	1 全職員の安否・参集状況の把握に関する事
		2 一般電話(関係部外機関含む)への対応に関する事
		3 災害対応に伴う輸送体制の確立に関する事
		4 緊急通行車両証の発行に関する事
		5 町議会に関する事
		6 災害対策本部との連絡・調整に関する事
		7 固定電話、防災行政無線等の通信機器の点検等に関する事
		8 住民への被害状況、その他災害情報の広報に関する事
		9 ライフライン等の被害情報収集に関する事
		10 避難に関する情報の統括等に関する事
		11 防災関係諸経費・援助経費・出納室内の予算措置に関する事
		12 被災住民、職員等への食料の調達・配布に関する事
		13 被災住民への生活必需品の供給に関する事
		14 被災住民へのLPガスの供給等に関する事
		15 労務供給(労務者の確保、作業内容の決定等)に関する事
		16 警察への警備活動の要請に関する事
		17 自衛隊等広域実働機関への派遣要請、受入れに関する事
		18 課内の受援に関する状況把握・とりまとめに関する事
		19 課内の受援に関する管理・調整(協定締結団体等の確認等)に関する事
		20 受援に係る調整会議への参加に関する事
		21 応援人員の受入れ(業務の割当て、執務スペースの確保等)、サポートに関する事
		22 受援に係る調整に関する事
総務部	税務課	1 被災住民、職員等への食料の調達・配布に関する事
		2 被災住民への生活必需品の供給に関する事
		3 労務供給(労務者の確保、作業内容の決定等)に関する事
		4 国、県、他市町村等からの救援物資等の受入れ・配分・保管に関する事
		5 被災建築物応急危険度判定に関する事
		6 住民に対する延滞金等の広報に関する事

第1編 共通対策編

第3章 災害応急対策 第2節 活動体制

総務部	税務課	7	罹災証明書の発行に関すること
		8	災害対策本部との連絡・調整に関すること
		9	課内の受援に関する状況把握・とりまとめに関すること
		10	課内の受援に関する管理・調整（協定締結団体等の確認等）に関すること
		11	受援に係る調整会議への参加に関すること
		12	応援人員の受入れ（業務の割当て、執務スペースの確保等）、サポートに関すること
民生部	福祉課 長寿社会課 住民課 （地域子育てセンター） （地域包括支援センター） （保健相談センター）	13	支援班（総務課）との調整に関すること
		1	住民（要配慮者を含む）の安否確認に関すること
		2	救助・救出資材の調達・搬送に関すること
		3	行方不明者・身元不明遺体への対応に関すること
		4	避難所外避難者への支援情報に関すること
		5	被救助者の把握・救出及び負傷者の応急手当・搬送に関すること
		6	医療に係る応援要請、受入れに関すること
		7	保健活動に関すること
		8	各種支援の確保・運営に関すること
		9	課内の予算措置に関すること
		10	住民からの相談に関すること
		11	ボランティアの受入れ及び災害ボランティアセンターの運営に関すること
		12	国、県、他市町村等からの救援物資等の受入れ・配分・保管に関すること
		13	要配慮者への対応に関すること
		14	災害対策本部との連絡・調整に関すること
		15	課内の受援に関する状況把握・とりまとめに関すること
		16	課内の受援に関する管理・調整（協定締結団体等の確認等）に関すること
		17	受援に係る調整会議への参加に関すること
		18	応援人員の受入れ（業務の割当て、執務スペースの確保等）、サポートに関すること
		19	支援班（総務課）との調整に関すること
		20	福祉避難所の運営に関すること
		21	災害救助機関（病院・医師等）との連携に関すること
		22	遺体の捜索と火葬等に関すること
		23	医療・救護体制の確立と応援要請に関すること
		24	防疫対応（伝染病患者・保菌者の早期発見）に関すること
		25	食品の衛生監視に関すること
26	医薬品の調達に関すること		
産業建設部	建設課	1	河川・水防の応急対応に関すること
		2	公共土木施設、ライフライン等の応急対策に関すること
		3	避難施設の応急修理に関すること
		4	被災建築物等の応急危険度判定に関すること
		5	応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理に関すること
		6	応急対応の要員・資材の確保に関すること
		7	災害復旧工事の検討（必要資機材の調達）に関すること
		8	災害対策本部との連絡・調整に関すること
		9	被災した住民へのLPガスの供給等に関すること
		10	障害物（工作物、がれき、土砂、倒木等）の除去に関すること
		11	労務供給（労務者の確保、作業内容の決定等）に関すること
		12	交通応急対策に関すること
		13	課内の受援に関する状況把握・とりまとめに関すること
		14	課内の受援に関する管理・調整（協定締結団体等の確認等）に関すること
		15	受援に係る調整会議への参加に関すること
		16	応援人員の受入れ（業務の割当て、執務スペースの確保等）、サポートに関すること
		17	支援班（総務課）との調整に関すること
産業建設部	上下水道課	1	上水道施設の被害状況の把握に関すること
		2	浄化施設の災害復旧・応急工事に関すること
		3	上水道の管路復旧・応急工事に関すること
		4	給水需要・給水可能量の把握及び応急給水の実施に関すること

産業建設部	上下水道課	5	耐震性貯水槽の利活用に関すること	
		6	下水道施設の被害状況の把握に関すること	
		7	下水道の管路復旧・応急工事に関すること	
		8	課内の予算措置に関すること	
		9	労務供給（労務者の確保、作業内容の決定等）に関すること	
		10	交通応急対策に関すること	
		11	災害対策本部との連絡・調整に関すること	
		12	課内の受援に関する状況把握・とりまとめに関すること	
		13	課内の受援に関する管理・調整（協定締結団体等の確認等）に関すること	
		14	受援に係る調整会議への参加に関すること	
		15	応援人員の受入れ（業務の割当て、執務スペースの確保等）、サポートに関すること	
		16	受援班（総務課）との調整に関すること	
		産業環境課 （環境センター）	1	危険物大量貯蔵取扱事業所の被害状況の把握と応急対応に関すること
			2	松茂町環境センター、松茂町第二環境センターの被害状況の把握・応急復旧に関すること
			3	松茂町環境センター、松茂町第二環境センターの応急復旧に関すること
			4	災害廃棄物の発生状況の把握と処理に関すること
	5		一般廃棄物の収集作業に関すること	
	6		臨時のし尿処理に関すること	
	7		労務供給（労務者の確保、作業内容の決定等）に関すること	
	8		災害対策本部との連絡・調整に関すること	
	9		課内の受援に関する状況把握・とりまとめに関すること	
	10		課内の受援に関する管理・調整（協定締結団体等の確認等）に関すること	
	11		受援に係る調整会議への参加に関すること	
	12		応援人員の受入れ（業務の割当て、執務スペースの確保等）、サポートに関すること	
	13		受援班（総務課）との調整に関すること	
	教育部	学校教育課 社会教育課 （幼稚園） （学校給食センター） （図書館） （歴史民俗資料館）	1	学校等各種施設の被害状況の把握と応急対応に関すること
2			教育施設における避難所運営協力に関すること	
3			被災児童・生徒の救護に関すること	
4			災害時における学校給食に関すること	
5			学校等での教育・授業に関すること（被災児童・生徒含む）	
6			教育施設・教材・教育財産等の災害対策に関すること	
7			教育関係義援金品に関すること	
8			災害対策に協力する団体等との連絡調整に関すること	
9			災害対策本部と部内との連絡・調整に関すること	
10			部内の被害状況の収集に関すること	
11			部内の予算措置に関すること	
消防団		1	消火・救助活動及び避難誘導等に関すること	
		2	必要に応じ、各部の応急対策の応援にあたる	

3. 町災害対策本部を設置するに至らない程度の災害等の場合

各種の注意報等が発表され、町として情報収集体制が必要とされるものの、「町災害対策本部」を設置するに至らない状況と判断される場合は、危機管理課を中心に、指定された要員を増員して、「連絡本部」を設置して、対応するものとする。

各種の警報等が発表され、町として必要な応急対策活動を実施しうる体制が必要とされるものの、「町災害対策本部」を設置するに至らない状況と判断される場合は、「警戒本部」を設置して、状況に応じて速やかに「町災害対策本部」に移行できる体制をとるものとする。

第2 配備動員体制

1. 配備体制

配備基準表

配備区分	配備内容	配備基準	職員の参集
(1号配備体制) (連絡本部)	1 災害発生のおそれが予想される気象・地象状況となった場合に、庁内関係課において情報収集活動を実施しうる必要最小限の職員を配置し、状況に応じて速やかに第2号配備に移行しうる体制とする。 2 「連絡本部」を設置 3 配備につく職員は原則として通常の勤務において、主として情報収集・連絡活動を行う。	1 町内に震度4の地震が発生したとき（震度3以下は危機管理課で対応）	本部長：副町長 本部長：各課長以上 事務局：危機管理課職員
		2 大雨、洪水、強風、高潮注意報等が発表されたとき 3 徳島県に津波注意報が発表されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 5 その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき	本部長：危機管理課長 事務局：危機管理課職員
(警戒本部または水防本部) (2号配備体制)	1 災害発生の危険性が予想される気象・地象状況となった場合に、必要な応急対策活動を適切に実施しうる職員を配置し、状況に応じて速やかに第3号配備体制に移行しうる体制とする。 2 「警戒本部」または「水防本部」を設置 3 本部長以外の職員は原則として通常の勤務場所において、情報収集等にあたり、所要の措置を講じるものとする。	1 町内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 2 徳島県に津波警報が発表されたとき 3 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 6 その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予想されるとき	「警戒本部」を設置 本部長：町長 本部長：副町長、教育長、各課長以上 その他、各課長等が指名したもの
		7 大雨、洪水、暴風警報等が発表されたとき 8 高潮注意報（警報切り替えの可能性）が発表されたとき	「水防本部」を設置 水防計画に基づく
(災害対策本部) (3号配備体制)	1 災害が発生した場合、または発生のおそれが大きいと判断される場合に、本町地域防災計画及び本町災害時初動マニュアルに基づく人員を配備する体制とする。 2 「災害対策本部」を設置 3 災害対策本部が自動設置されたときは全員配備体制とする。	● 自動設置 1 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき 2 津波警報が発表されたとき ● 判断設置 3 各種警報・特別警報が発表され、大きな災害の発生のおそれが高いとき 4 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 7 町内で相当規模の地震災害の発生または発生のおそれがあるとき 8 台風等により、大規模な災害が発生、または発生のおそれがあるとき 9 その他、多数の人的被害等、重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害の発生または発生のおそれが高まったとき	全職員は、直ちに参集する。ただし、大津波警報、津波警報が発表されている場合は、次の事項に従う。 1 町内に居住かつ津波が到達する45分以内に参集できる職員は、自身の安全を十分に確保したうえで参集し、災害対策本部の立ち上げ等初動対応を行う。 2 その他の職員は、大津波警報または津波警報が発表されている場合は、津波注意報への切り替え後に参集する。

2. 動員体制

(1) 動員の実施

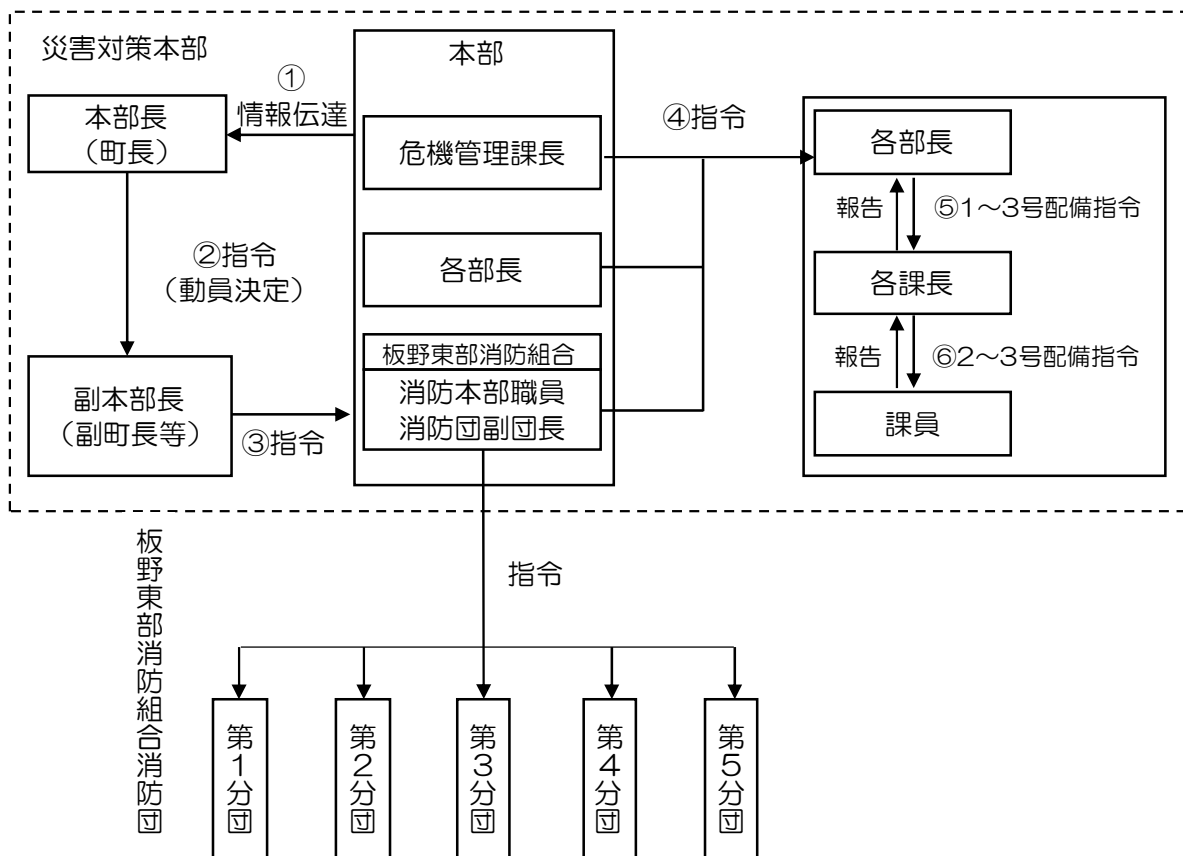
配備各課は、各配備体制に応じて必要な人員を動員するものとし、職員の動員順位あるいは連絡方法等についてあらかじめ非常時連絡系統図を作成しておくものとする。

(2) 職員の招集

① 勤務時間内

庁内放送により、周知するものとする。

勤務時間内における動員指令は、次の系統図による。



動員指令の伝達系統 (勤務時間内)

- ※ 動員決定と指令は町長が行うが、町長が不在のときは本部長の代行順位に基づき、代行者が指令を行う。
- ※ 本町において、消防団長が不在の場合は、上席の副団長を消防団長とする。

② 勤務時間外

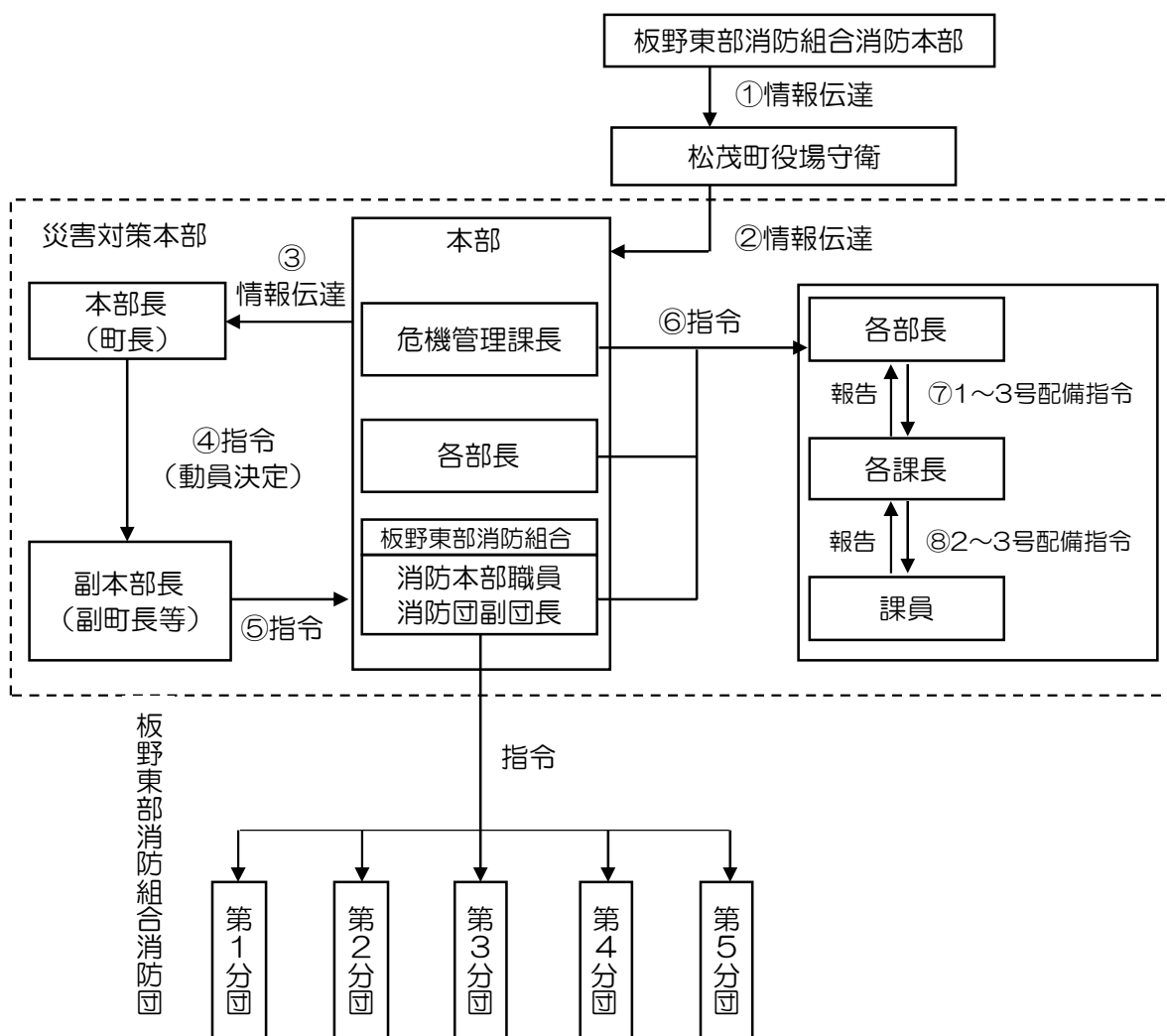
職員の招集方法については、固定電話、携帯電話（すだちくんメールを含む）、防災行政無線その他の方法によるものとする。

なお、職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、速やかに自主参集するものとする。

町内に震度4以上の地震が発生した場合、徳島県に津波注意報もしくは津波警報が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合について、あらかじめ指定された職員は、直ちに勤務場所に登庁し、災害時初動マニュアルに基づき所定の行動をとるものとする。

また、徳島県内で震度6弱以上の大規模地震が発生した場合、または大津波警報が発表された場合は、全職員は、直ちに勤務場所に登庁するものとする。

休日または、勤務時間外における動員指令は、次の系統図による。



動員指令の伝達系統（勤務時間外）

ただし、大津波警報及び津波警報が発令されている状況においては、自身及び家族の安全を第一に、本町へ津波到達が予想される時間（＝地震発生後約45分）以内に参集できない者については、指定緊急避難場所への一時避難を優先させるものとする。その場合は、大津波警報及び津波警報が津波注意報への切り替え後に参集する。

なお、このときの参集方法は徒歩、自転車またはバイクとし、液状化等の道路状況を考慮し、車での参集は行わない。よって、参集時間もそれを踏まえた時間を想定する。

（3）津波襲来時の職員の安全確保

津波襲来時には、津波警報が解除されるまで避難し続ける必要がある。したがって、すべての町職員が、直ちにかつ安全に登庁することは困難であるが、町役場まで地震発生後45分以内に到達することが可能な場合に限り登庁することを基本とする。ただし、登庁の際は、自身の身の安全確保を第一とし、徒歩または自転車等での参集とする。

職員の配備計画に対する一般基準は資料編のとおりとする。

第3 体制の整備

本町は、平常時から防災関連マニュアルの更新や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

1. マニュアルの作成

本町は、災害時初動マニュアル等の防災関連マニュアルを更新または策定した場合は、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2. 人材の確保

本町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第3節 情報通信

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

本町は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

第1 伝達系統

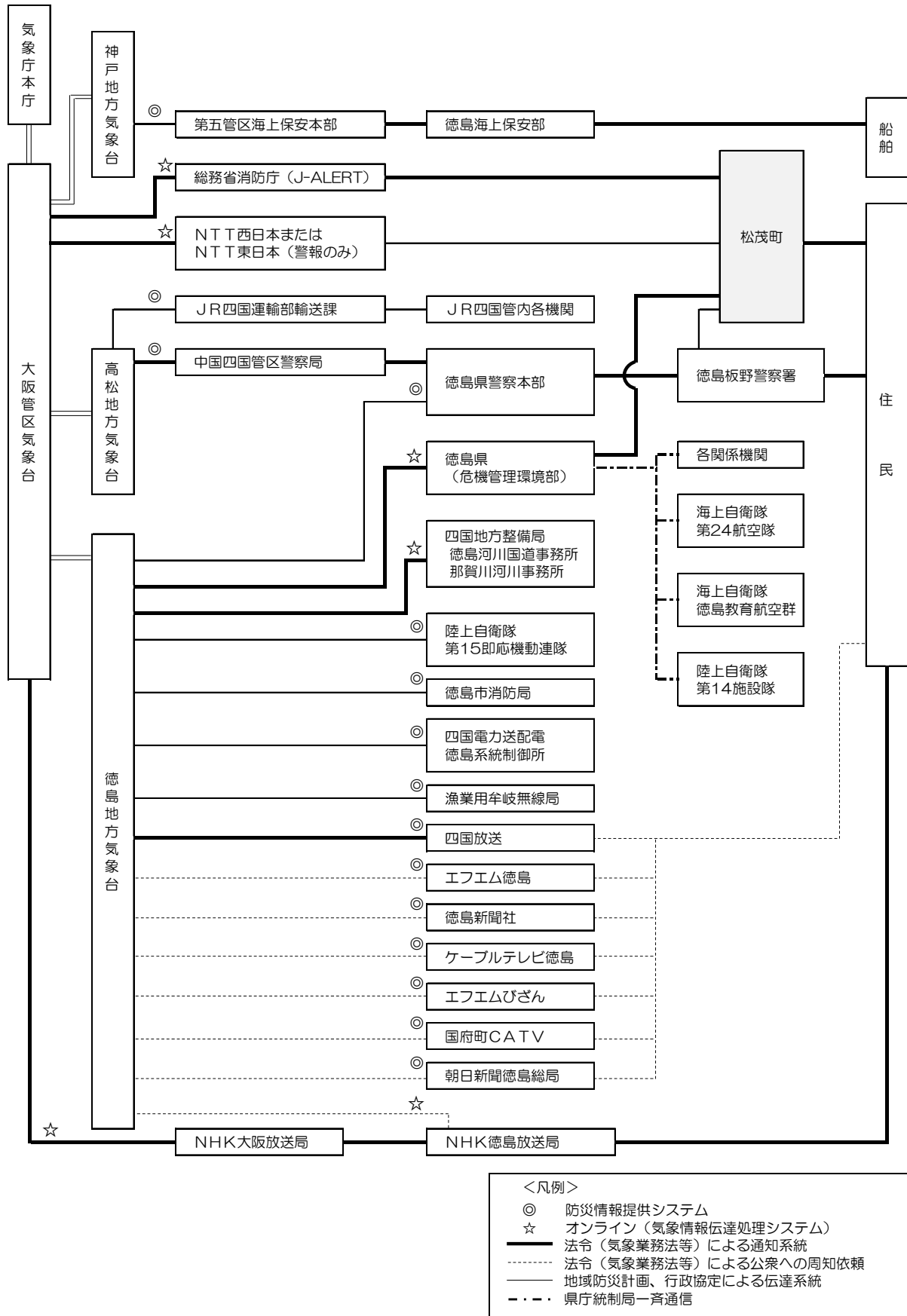
災害の発生が予想されるとき、または災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、本節に示す伝達系統により迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底をはかるものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、徳島県は本町への通知を、本町は住民等への周知の措置を義務づけられている。

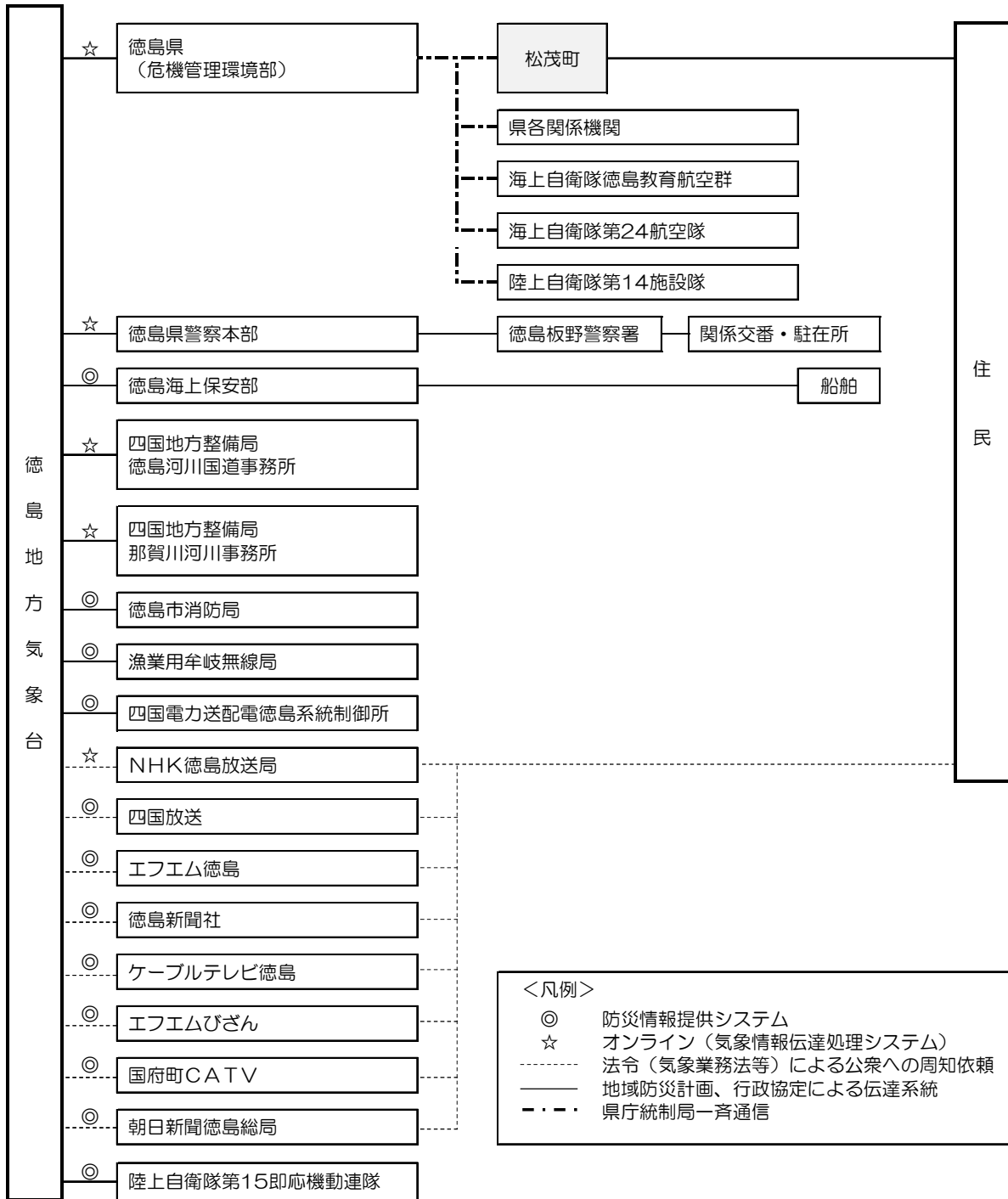
1. 各種伝達系統

次の各種伝達系統を次頁以降に示す。

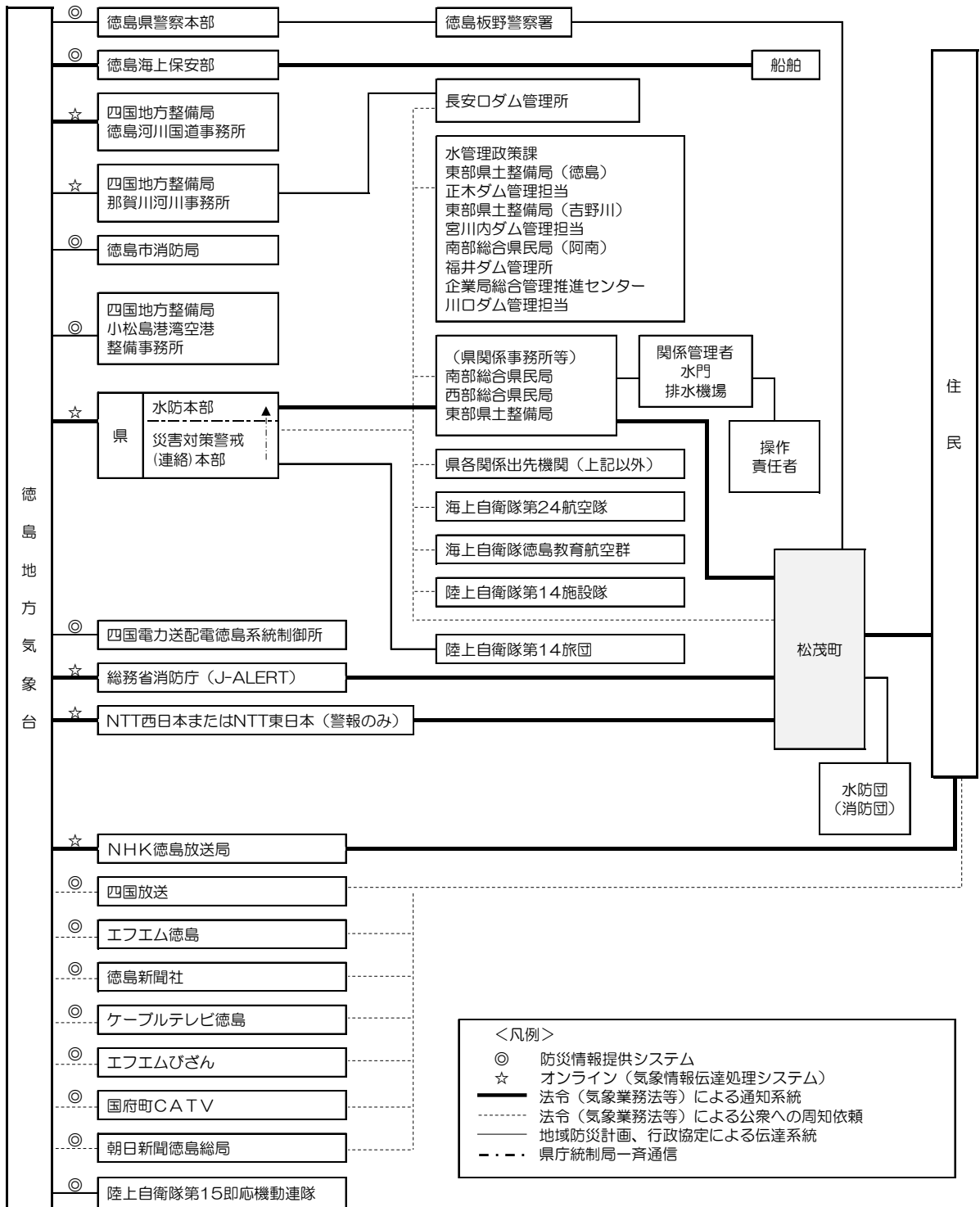
- ◆ 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統
- ◆ 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統
- ◆ 気象に関する特別警報・警報の伝達系統
- ◆ 気象に関する注意報・情報の伝達系統
- ◆ 指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統（吉野川）
- ◆ 火災気象通報の伝達系統
- ◆ 火災警報の伝達系統



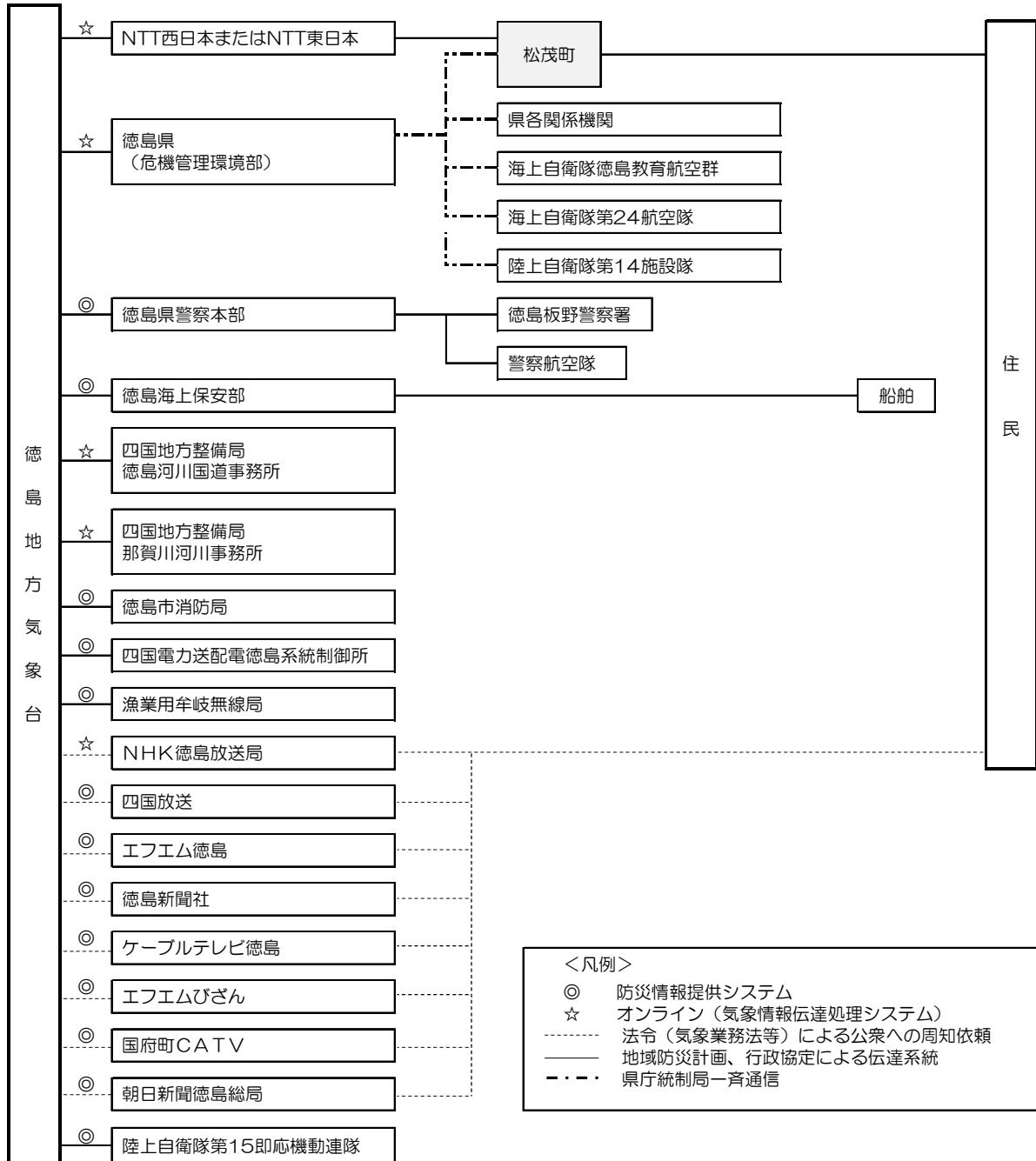
大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



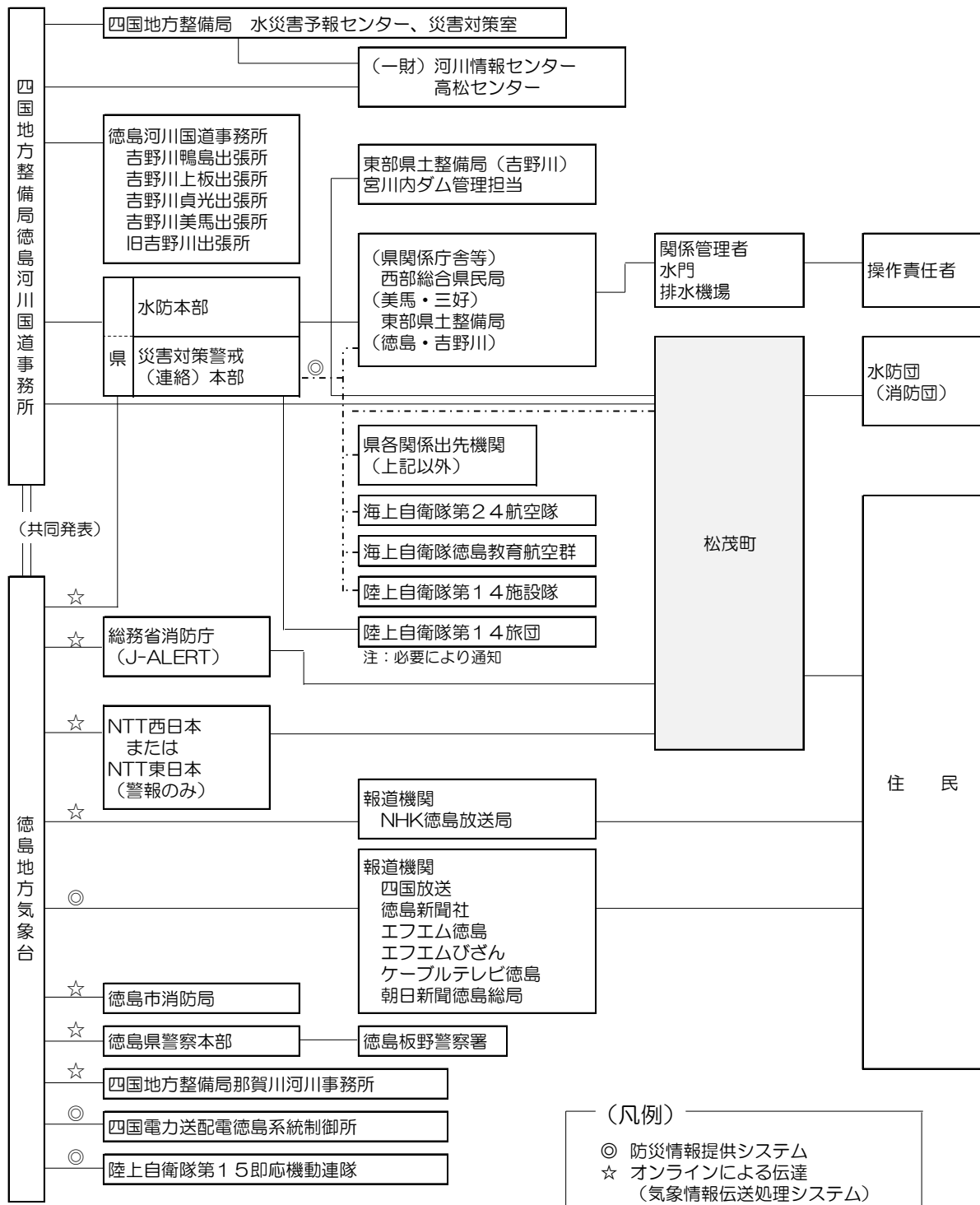
津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統



気象に関する特別警報・警報の伝達系統

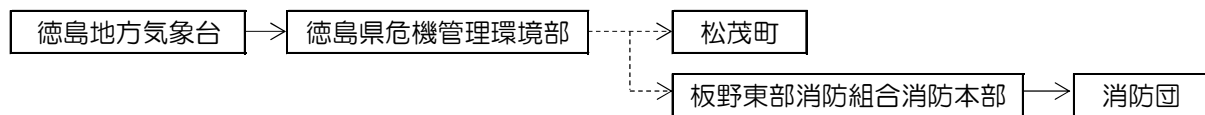


気象に関する注意報・情報の伝達系統

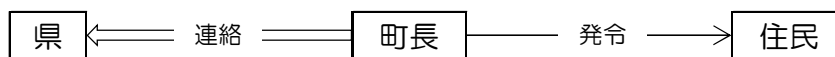


(連絡先)	
徳島河川国道事務所河川調査課	徳島地方気象台
(通常時) TEL 088-654-9611	TEL 088-622-3857
FAX 088-654-9613	FAX 088-652-9407
(災害体制時) TEL 088-654-1103	
FAX 088-654-9613	
7170 721-560	
(休祭日等) TEL 088-654-2211	
FAX 088-654-5512	

指定河川洪水予報の伝達系統 (吉野川)



火災気象通報の伝達系統



火災警報の伝達系統

火災警報は、町長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたとときに発令することができる。

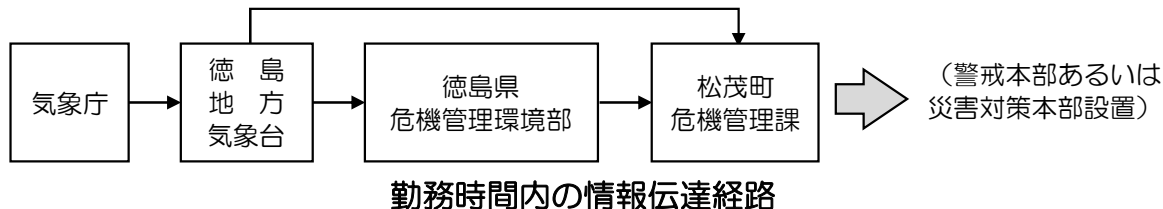
2. 松茂町における情報の受信

(1) 勤務時間内

平常の執務時は、本町危機管理課が通報される予・警報を受信する。

受信した危機管理課は、動員指令系統図に基づき、直ちに町長、副町長、または教育長の判断によって各課に連絡する。

このとき、一般住民等への伝達を的確に行うため、伝達責任者、伝達方法、伝達内容を定め、町内と関係機関団体への連絡先を決定しておく。



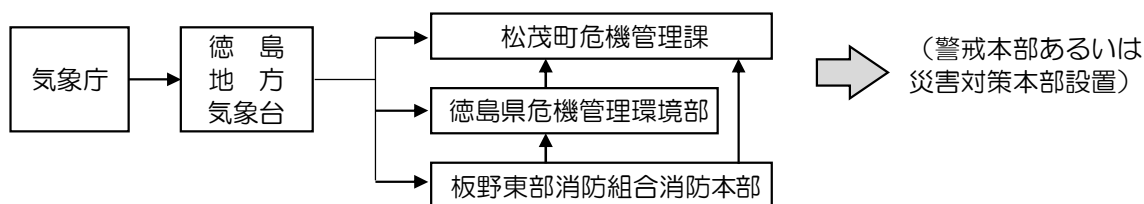
勤務時間内の情報伝達経路

(2) 勤務時間外

執務時間外は、板野東部消防組合消防本部が通報される情報を受信する。

受信した本部は、動員指令系統図に基づき、直ちに危機管理課長と町長、副町長、または教育長に連絡する。なお、徳島地方気象台については、インターネット版の防災情報提供システムの情報を利用し、情報を取得する。

以降は、勤務時間内の伝達方法と同様に、伝達責任者、伝達方法、伝達内容を定め、町内と関係機関団体への連絡先を決定しておく。



勤務時間外、休日の情報伝達経路

第2 異常現象に関する情報の通報

(1) 通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

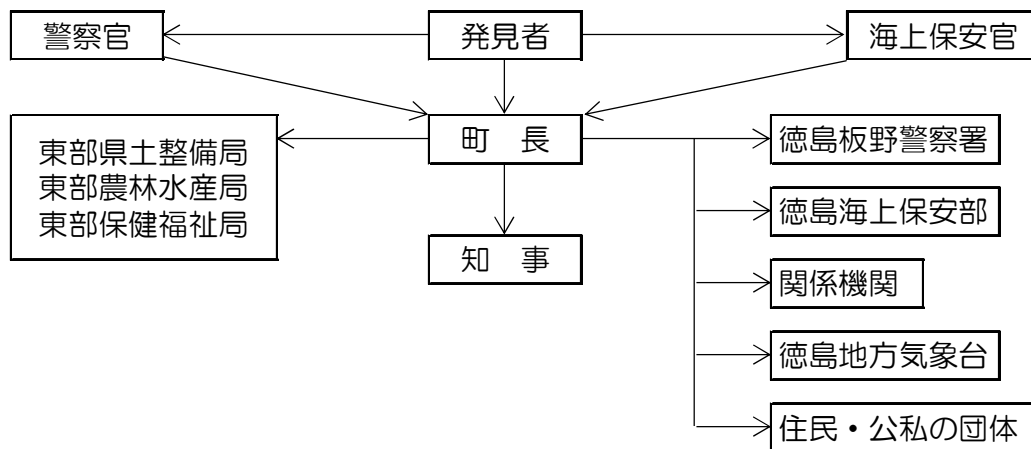
(2) 本町の通報義務

上記(1)により通報を受けた町長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

- ◆ 徳島地方気象台
- ◆ 徳島県知事（徳島県災害対策本部が設置されているときは同本部長）
- ◆ 徳島海上保安部、東部保健福祉局、東部農林水産局、東部県土整備局、徳島板野警察署及びその他関係機関

(3) 本町の対応

町長は、(2)による通報と同時に住民その他関係の機関に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。



異常現象通報系統

第3 災害用通信設備等の運用

防災関係機関は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図るものとする。

また、本町は発災時の災害応急措置実施に必要な通信のため、徳島県警察本部、海上自衛隊（徳島教育航空群）、板野東部消防組合消防本部が設置する通信設備の使用について、それぞれ協定を締結し、非常事態に備えておく。

1. 通信連絡システムの整備

各防災関係機関は、災害時における通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から有線及び無線を通じた複数の通信連絡システムを整備しておくものとする。

2. 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、N T T支店、営業所及びN T Tドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用することができる。

3. 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、徳島県、市町村及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

4. 防災相互通信無線局の利用

防災相互通信無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

5. 町防災行政無線

通信施設（主として普通加入電話）が、使用不可能か、使用困難なときは、町防災行政無線を活用し、居住者、観光客、釣り客、ドライバー等への伝達については、町防災行政無線、広報車を利用するものとする。

6. 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

本町は、有線通信が途絶し、利用することができないとき、または利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、本町におけるアマチュア無線局との協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

7. 放送の要請

町長は、災害対策基本法第56条の規定による必要な通知または要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

第4 通信設備の利用優先度

通信設備が被災し、限られた設備を利用する場合、または、通信すべき情報が過剰な場合における通信設備の優先度は、概ね次のとおりとする。

- ◆ 住民に対する避難指示等、人命に関する事項の通信
- ◆ 応急措置の実施に必要な通信
- ◆ 災害警報
- ◆ その他、予想される災害の事態や災害に対する事前措置に関する通信

第5 津波警報等の伝達

1. 周知方法

大津波警報・津波警報・注意報または避難指示を防災行政無線や広報車等により、正確かつ確実に住民、観光客、釣り客及びドライバー等可能な限り広範に周知徹底するものとする。

2. 津波の自衛措置

津波警報等が発表された場合、状況に応じ、安全を確保の上で、高所等からの海面監視や情報収集を行い、被害をともなう津波の発生が予想されるときは、町長は住民等に対して避難指示を伝達する等、必要な措置をとるものとする。

町長は、避難対策として、強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては、津波警報等を迅速に知るために、少なくとも1時間以上、ラジオ・テレビ（NHK・四国放送は放送終了後でも臨時に放送する）を聴取する責任者を定めておくものとする。

ラジオ局周波数等一覧

ラジオ局名	周波数	ラジオ局名	周波数	テレビ局名	周波数
NHK徳島ラジオ第1	945KHz	四国放送	1269KHz	NHK徳島デジタルテレビ総合	34ch ^{※1}
NHK徳島ラジオ第2	828KHz	四国放送FM	93.0MHz	NHK徳島デジタルテレビ教育	40ch ^{※2}
NHK徳島ラジオFM	83.4KHz	エフエム徳島	80.7MHz	四国放送デジタルテレビ	31ch ^{※3}
NHK大阪ラジオ第1	666KHz	エフエムびざん	79.1MHz	(注) リモコンでは※1が3、※2が2、※3が1	

第4節 災害情報の収集・伝達

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

本町は、災害時において効果的に応急対策を実施するため、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

第1 被害情報の収集

1. 被害情報の収集実施者

被害状況の把握と応急対策実施状況の確認（写真撮影を含む）にあたっては、町災害対策本部事務局を中心に、各部担当課が協力して実施するが、町災害対策本部は、常に被害状況の概要・最新の状況を把握して役場内の情報の共有に努める。

なお、各地区の消防機関の職員・分団員も、町災害対策本部に被害情報を迅速に報告する。

2. 情報の内容

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ◆ 緊急要請事項
- ◆ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所または地域）
- ◆ 被害状況
- ◆ 災害応急対策実施状況
- ◆ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- ◆ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- ◆ 避難状況
- ◆ 医療救護活動状況
- ◆ 住民の動静
- ◆ その他応急対策の実施に際し必要な事項

3. 情報の収集方法

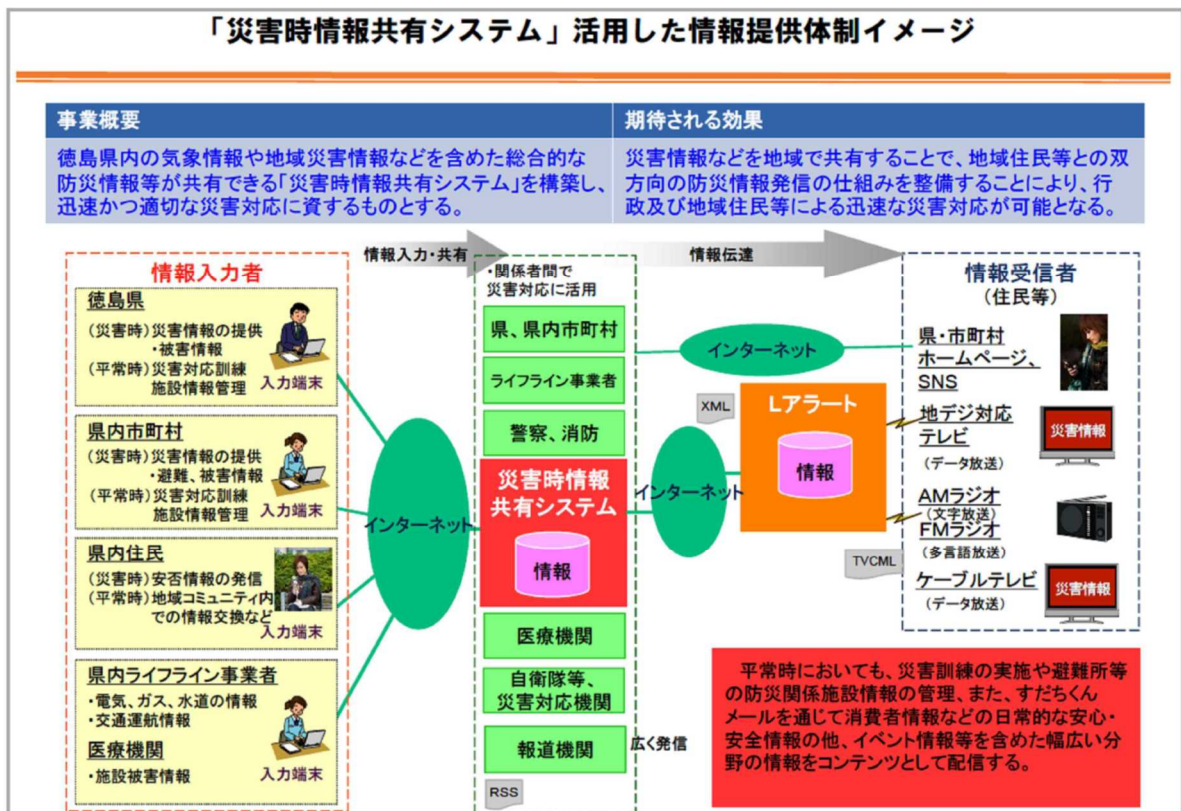
本町は、電話、携帯電話、各種無線設備、衛星携帯電話、衛星画像等の先進防災技術を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。特に人的被害の数については、徳島県が一元的に集約、調整を行うこととしており、優先して収集する。

また、被害状況を早期に把握するため、同時多発の火災等による119番通報の殺到状況を確認し、活用に努める。

なお、広報資料の収集には、状況に応じて写真班を置き、現地に派遣して災害現場写真を撮影するよう努めるものとする。

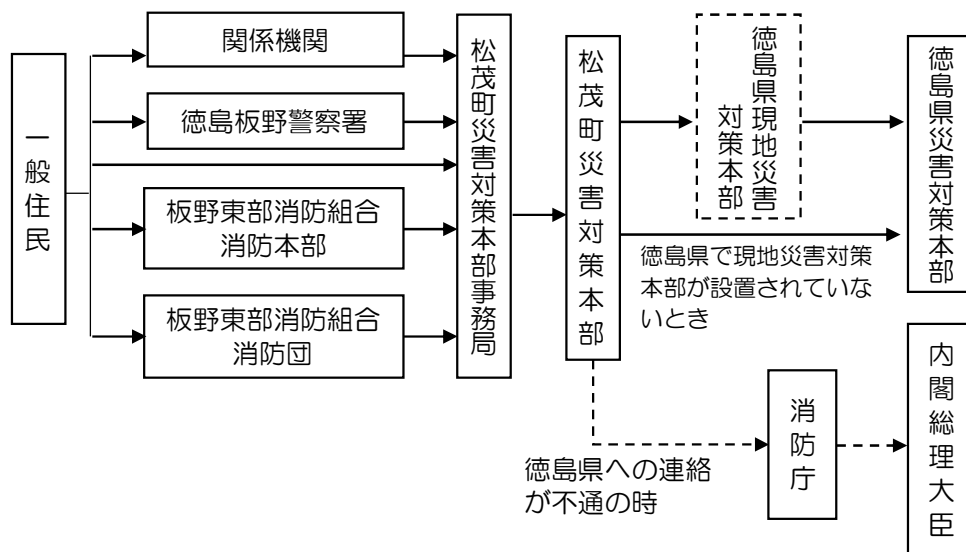
4. 情報の収集方法

本町、徳島県及び他市町村の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。



5. 被害情報の処理

一般住民からの災害に関する情報あるいは被害の報告を迅速、的確に行う計画は、次のとおり。



災害情報（被害報告）のフロー

被害情報の一般的な処理方法は、以下の通りとする。

- ◆ 一般住民から役場への情報提供等は、努めて一元的に町災害対策本部事務局に集約するものとする。
- ◆ 事務局への回線が輻輳して繋がらず、各課に入った情報等については、受領した課員等が努めて早期に町災害対策本部事務局に通知するものとする。
- ◆ 町災害対策本部は、収集情報に応じて必要な応急対策を各部に指示する。
- ◆ 各部が町災害対策本部の指示を得ずに緊急・応急対応を実施した場合、実施した部課は、活動状況を町災害対策本部事務局に速やかに報告する。

6. 施設の緊急点検・巡視

産業建設部建設課は、必要に応じて、公共施設等、特に災害対策の拠点となる庁舎及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握と安全性の確認に努めるものとする。

第2 被害報告

1. 調査結果の報告

各部は、あらかじめ配布されている報告用紙に、調査事項（被害報告）を記入する。

調査事項は、毎日時間を限ってまとめ、危機管理課もしくは町災害対策本部事務局（設置されている場合）に報告する。なお、災害報告の記入要領及び書式については、資料編を参照するものとする。

2. 被災状況等の報告

災害が発生し、被害の概要が把握できた場合は、当災害の状況及びこれに対して執った措置の概要を取りまとめ、徳島県をはじめ、関係機関へ報告する。

（1）報告の基準

報告すべき災害は以下のものとし、報告にあたっては、火災・災害等即報要領により行うものとする。

- ◆ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ◆ 本町が町災害対策本部を設置したもの
- ◆ 災害が複数県にまたがるもので、1つの県での被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ◆ 地震が発生し、徳島県の区域内で震度4以上を記録したもの
- ◆ 津波により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◆ 河川の溢水・破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◆ 道路の凍結等により、孤立集落を生じたもの
- ◆ 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

（2）報告の内容

報告は、災害即報、中間報告、確定報告の3種類とする。

- ◆ 災害即報
災害が発生したとき直ちに報告する。特に、町に甚大な被害が発生した場合には、その大まかな内容でよいので、できるだけ早く報告することとする。
- ◆ 中間報告
被害状況が変わるたび、逐次報告する。
- ◆ 確定報告
応急措置が完了し、当災害で最終の被害状況が判明したときに報告する。

(3) 報告の方法

災害即報及び中間報告は、原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話または徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告する。また、確定報告は「火災・災害等即報要領」の別紙様式で行う。

(4) 報告先

被害状況等の報告は、徳島県及び関係機関へ報告する。ただし、徳島県へ報告できない場合には、消防庁経由で内閣総理大臣へ報告しなければならない。(災害対策基本法第53条) また、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国(消防庁)に報告するものとする。

なお、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

第3 行政機能の確保状況の把握

1. 方針

本町は、大規模災害時において行政機能の確保状況を徳島県に報告し、徳島県は本町からの報告を直ちに総務省に報告する。

2. 把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」(平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知)に基づき、本町は震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより徳島県(市町村課)に報告することとする。

第5節 災害広報

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

住民や旅行者等に対して、災害時の被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するとともに、報道機関にも的確な情報を提供することにより、住民の不安解消と社会秩序の維持を図る。

そのため、本町は被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるものとする。

第1 実施機関

原則として、町災害対策本部が広報活動を担当する。ただし、災害の状況等に応じて町災害対策本部の指示により、その他の部課が担当または補助を行う場合もある。

第2 本町の実施する広報

1. 広報資料の収集

災害状況等の広報資料に関しては、本章の第3節「情報通信」及び第4節「災害情報の収集・伝達」と被害報告の内容に準じて収集を行う。

2. 広報の方法

(1) 交通・通信施設が利用可能な場合

防災行政無線及び広報車を通じて放送し、住民及び施設避難者への周知を図る。

(2) 交通・通信施設が途絶した場合

最低限必要な通信事項は、バイク、自転車、徒歩等により、自主防災組織及び避難施設の管理者へ通知する。

自主防災組織は、地区内の住民に広報内容を正確に伝える。また、避難施設の管理者は、施設避難者に広報内容を伝える。

3. 住民への広報

広報担当者は、住民に対し、災害情報と応急措置の状況を広報する。

(1) 地震・津波、洪水、高潮等の広報

- ◆ 地震・津波・余震に関する情報
- ◆ 震災時における住民の注意事項
- ◆ 災害に係る情報及び被害の状況
- ◆ 災害応急対策の実施状況
- ◆ 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険をとまなう場合等の避難方法についての周知
- ◆ 指定避難所の開設状況や混雑状況
- ◆ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難場所での心得
- ◆ 災害復旧の見通し
- ◆ 電気、ガス、水道等供給の状況
- ◆ その他必要事項

(2) 火災に関する広報

原則として火災時における避難誘導は、各消防機関が実施する。また火災発生の危険性が高いときは消防機関が広報活動を行うが、必要に応じ広報担当も広報活動を行う。また大規模火災が発生したときの広報内容は次のとおり。

- ◆ 避難場所
- ◆ 救助対策の時期
- ◆ 保健衛生に関する周知
- ◆ その他必要な事項

(3) その他の災害に関する広報

状況に応じ、最も適切な方法で迅速に広報するものとする。

(4) 災害発生前の広報

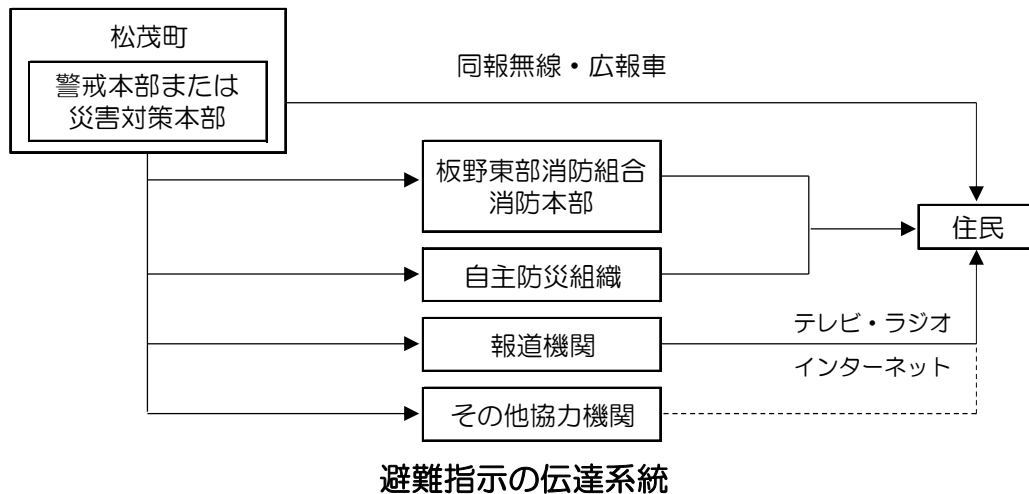
災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、広報手段により広報する。

(5) 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備と避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるように広報する。特に、電気、ガス、水道等復旧の状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点をおき、住民の不安解消と沈着な行動を要請するための広報活動を実施する。

4. 避難指示の伝達

避難指示の伝達系統は、以下の図によるものとする。



5. 広報写真の収集

報告・記録等に要する写真は、町災害対策本部事務局が、各部の被害調査時に撮影した写真を収集する。

また、必要に応じて民間人が撮影した写真についても入手に努める。

6. 報道機関に対する発表

報道機関への発表は、照会の都度現況を発表することとする。ただし、照会が過多で、応急対応等に支障をきたす場合は、報道発表の場を設定し、報道機関に周知することも検討する。

第6節 自衛隊災害派遣要請

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				

災害時における自衛隊の派遣要請は、本節の定めるところによるものとする。

第1 派遣要請等

1. 要請の方法（一般的要請）

町長は、本防災計画に関する災害に際し、人命あるいは財産の保護のために自衛隊の派遣が必要であるとした場合は、徳島県知事に下記事項を記載した文書をもって要請を行う。

なお、文書をもって要請することができない急迫事態の場合は、電話連絡等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

文書内容の内訳は、以下のとおりとする。

- ◆ 災害の状況と派遣要請の理由
- ◆ 派遣を希望する期間
- ◆ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ◆ その他参考となるべき事項

2. 要請の特例（特例要請）

町長は、本防災計画に関する災害に際し、通信途絶等により徳島県知事に対し前記4号に掲げる要求を行うことができないとき、または人命救助等特に緊急を要する場合に限って直接最寄りの自衛隊に通知する。

なお、町長は上記通知をしたときは、速やかにその旨を徳島県知事に対して通知するものとする。

3. 災害派遣部隊等の業務

災害派遣部隊等は、徳島県知事、本部長（町長）、警察、消防機関その他関係諸機関等と緊密に連絡し、緊急措置の実施に努める。

4. 変更要請

自衛隊派遣の期間あるいは人員等の変更を必要とする場合、町長がその理由を付して徳島県知事に具申する。

5. 撤収要請

町長は、派遣部隊等が派遣目的を達成したときは、派遣部隊の長と協議の上、徳島県知事を通じて自衛隊の撤収要請を行う。

第2 受援体制の整備

自衛隊派遣が決定したとき、本部長（町長）は、速やかに部隊等の受援体制を整備するとともに、連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。

なお、本町は自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。

- ◆ 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
- ◆ 派遣部隊の活動に対する協力
- ◆ 派遣部隊と県及び本町の連絡調整

第3 災害対策用ヘリポート

1. 災害対策用ヘリポートの設置

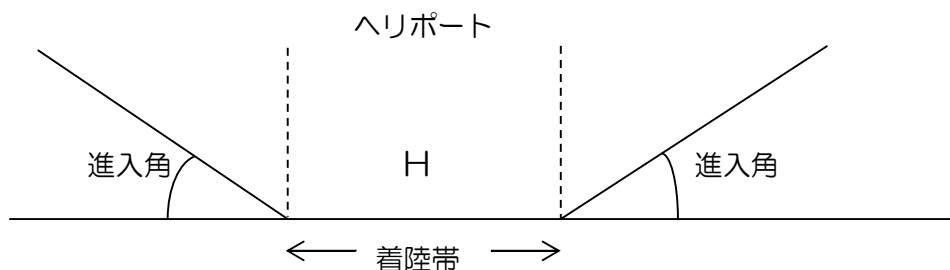
町長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、徳島県に通知する。本町の災害対策用ヘリコプター降着適地は次のとおりとする。

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリの大きさ
松茂町運動公園	広島字三番越10	松茂町	088-699-2111	小型

2. 災害対策用ヘリポートの設置留意事項

災害対策用ヘリポート設置に関する留意事項は、次のとおり。

- ◆ 地表面は、平坦で障害物のないこと
- ◆ 翼の回転によって砂じん等が上がらない場所であること
- ◆ 所用の用地が確保できること



機種	着陸帯 (直径)	進入角	備考
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポート外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポート外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポート外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと

- ◆ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプターの場合）
- ◆ ヘリポートの標示をすること
 - ◇ 上空から確認できる風向標示の旗を立てること（または発煙筒を用意すること）
 - ◇ 着陸地点に石灰、白布等でHまたはOの記号を標示すること
 - ◇ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること
- ◆ 危険防止に留意すること
 - ◇ 離着陸時は風圧等の危険防止のため、関係者以外を接近させないこと
 - ◇ 離着陸地点周辺に障害物を放置しないこと
 - ◇ 離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、できる限り安全管理上の監視員を配置すること
- ◆ 対空目視信号(記号)
 - ◇ 記号は、25m以上とすること
 - ◇ 離着陸地点と記号に用いる材料との色彩を、対照的にすること
 - ◇ 記号に用いる材料は、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用すること
 - ◇ 無線機、火煙、反射光等で、離着陸地点へ誘導できる措置をとること

第 7 節 防災関係機関応援要請

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				●

災害時においては各防災関係機関がおのおのの所掌事務または業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期すものとする。そのため、各機関は平素から法令または本計画の定めるところにより関係機関と協議し、協力的体制を確立しておくものとする。

また、関係機関とは防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第 1 資料の相互交換

本町、徳島県、他の市町村及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料または調査研究の成果を相互に交換するものとする。

第 2 応援等の要請

1. 応援要請等

(1) 他の市町村への応援要請

町長は、本町の応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第 67 条)

(2) 県への応援要請等または職員派遣のあっせんの要請

町長は、徳島県に対し応援等を求める場合、または指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんを県に求める場合には、徳島県知事に次の事項について、口頭または電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

① 徳島県に災害応急対策の実施または応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

- ◆ 災害発生の日時及び場所
- ◆ 災害の原因及び被害の状況
- ◆ 適用を要請する理由
- ◆ 適用を必要とする期間

- ◆ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- ◆ その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- ◆ 移送要請の理由
- ◆ 移送を必要とする被災者の数
- ◆ 希望する移送先
- ◆ 被災者の収容期間

ウ 県の応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請を含む）または災害応急対策の実施の要請（法第68条）

- ◆ 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
- ◆ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- ◆ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
- ◆ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
- ◆ その他必要な事項

② 自衛隊災害派遣要請の要求（法第68条の2）

本章 第6節「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

③ 指定地方行政機関、他の市町村、都道府県等の職員派遣のあっせんを求める場合（法第30条）

- ◆ 派遣のあっせんを求める理由
- ◆ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ◆ 派遣を必要とする期間
- ◆ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ◆ その他参考となるべき事項

(3) 指定地方行政機関の長、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請（法第29条、地方自治法第252条の17）

- ◆ 派遣を要請する理由
- ◆ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ◆ 派遣を必要とする期間
- ◆ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ◆ その他必要な事項

(4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本町は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ◆ 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること
- ◆ 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること
- ◆ 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること
- ◆ 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

第3 消防機関の応援要請

消防相互の応援協定は、板野東部消防組合本部の「消防相互応援協定書」及び「徳島県広域消防相互応援協定」に基づく。

緊急消防援助隊の応援を受ける場合は、緊急消防援助隊運用要綱に基づく。

第4 医療相互応援協定

医療相互の応援協定は、板野郡医師会の「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づくが、災害による重篤な救急患者の救命医療機関、あるいは災害発生直後に活動する医療チーム及び以降の広域的な医療救護体制は徳島県に支援を要請する。

第5 受援体制の整備

応援要請と同時に応援部隊の受援体制を整備するものとする。

1. 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である徳島県、他市町村、消防機関、その他機関等との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

2. 応援部隊の受入れ

応援部隊の受入れにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図る。

- ◆ 応援部隊の宿泊場所、執務場所その他必要な諸施設等の準備
- ◆ 応援部隊の活動に対する協力
- ◆ 応援部隊と応援を受け入れた各班との連絡調整

3. 受入体制の内容

受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項については、その都度臨機応変に判断するものとする。

(1) 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- ◆ 要請先、要請日時、要請内容
- ◆ 回答内容、回答日時
- ◆ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- ◆ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- ◆ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ◆ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ◆ 撤収日時

(2) 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

(3) 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

(4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

本町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6 その他公共的団体等との協力体制の確立

本町の所掌事務または業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

1. 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、女性の会、アマチュア無線クラブ等。

2. 協力体制の確立

町は、所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ◆ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ◆ 災害時における広報等に協力すること
- ◆ 出火の防止、初期消火に協力すること
- ◆ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- ◆ 被災者の救助業務に協力すること
- ◆ 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること
- ◆ 被害状況の調査に協力すること

第7 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

町は、徳島県及び関係機関と連携を図り、被災地域における医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、徳島県が設置する当該4分野で構成される災害時コーディネーターと連携し、刻々と変化する被災者、避難場所及び医療救護所等の状況の的確な把握に努める。

なお、人材及び資材の配置が不足する場合には徳島県への支援要請を行う。

- ◆ 避難場所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- ◆ 医療救護所の設置運営の総合調整
- ◆ 保健師活動の総合調整
- ◆ 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- ◆ 介護士等の活動の総合調整
- ◆ 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第8 災害警備

災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、町長は県警察に要請して、住民の生命と財産を災害から保護し、社会公共の秩序を維持するように努力する。

なお、警備活動については、徳島県警察大震災等警備計画、徳島県警察災害警備計画及び各警察署災害警備計画の定めるところによる。

第8節 災害救助法の適用

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				

災害救助法適用に関する計画は、本節の定めるところによるものとする。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

1. 適用基準1

本町の人口（14,583人：令和2年度国勢調査）に基づき、住家の滅失世帯数が40以上の場合が適用対象となる。

適用基準1

市町村区域内の人口	住家滅失の世帯数
5,000人未満	30
5,000人～15,000人未満	40
15,000人～30,000人未満	50
30,000人～50,000人未満	60
50,000人～100,000人未満	80
100,000人～300,000人未満	100
300,000人以上	150

2. 適用基準2

徳島県の人口（719,559人：令和2年度国勢調査）に基づき、徳島県内の滅失世帯が1,000世帯以上で、本町内住家の滅失世帯数が20以上で適用対象となる。

適用基準 2-1

都道府県区域内の人口	住家滅失の世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人 ～ 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人 ～ 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

適用基準 2-2

市町村区域内の人口	住家滅失の世帯数
5,000人未満	15
5,000人 ～ 15,000人未満	20
15,000人 ～ 30,000人未満	25
30,000人 ～ 50,000人未満	30
50,000人 ～ 100,000人未満	40
100,000人 ～ 300,000人未満	50
300,000人以上	75

(3) 適用基準 3

徳島県内の滅失世帯が5,000 世帯以上で、本町の滅失世帯が多数である場合に適用となる。

適用基準 3

都道府県区域内の人口	住家滅失の世帯数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人 ～ 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人 ～ 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

(4) 適用基準 4

多数の者が生命あるいは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合に適用となる。

第2 適用手続等

1. 適用手続

町長は、本町における災害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は直ちにその旨を徳島県知事に情報提供するものとする。災害救助法が適用された場合は、徳島県知事からの委任に基づきまたは補助事務として救助を実施する。

災害救助の主な事務のあらまし

順序	厚生労働省	都道府県	市町村	備考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 { 以下、状況が判明 } { 次第随時情報提供 }	・速やかに被害状況を知事に情報提供 { 以下、状況が判明 } { 次第随時情報提供 }	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 { 以下、状況が判明 } { 次第随時情報提供 }	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 { 以下、状況が判明 } { 次第随時情報提供 }	
（必要に応じ）特別基準の申請・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

2. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編に示した「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

第9節 避難対策の実施

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

災害による避難で被害を受けた住民、あるいは被害を受けるおそれのある住民を安全な地域・施設に収容（保護）する対策は、本節の定めるところによるものとする。

なお、津波避難の場合にあっては、住民ばかりでなく町職員、消防・警察関係者を含めたすべての人間が自らの命を守る「率先避難」を実施することを基本とする。

第1 避難情報の発令

1. 高齢者等避難、避難指示等の実施責任者

大規模災害の発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、町長は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

実施責任者と実施基準

区分	実施責任者（関係法令）	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 （災害対策基本法第56条）	要配慮者等への避難を求める	災害発生の可能性が高まった場合において、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき
避難指示	町長 （災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、特に必要と認められるときとする。
	知事 （ 〃 ）		本町が災害対策基本法第60条の執務を執行できない事態のときとする。
	警察官 （災害対策基本法第61条） （警察官職務執行法4条）	警告及び避難の措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、あるいは町長から要求があったときとする。 危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に、必要な限度で避難の措置を取ることができる。

避難指示	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することが認めるとき、あるいは町長から要求があったときとする。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合に、警察官がその場にはいないとき、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水・高潮により、著しい危険が切迫していると認められるときとする。
緊急安全確保措置の指示	町長 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (//)	緊急安全確保措置の指示	本町が災害対策基本法第60条の執務を実行できない事態のときとする。
	警察官または海上保安官 (災害対策基本法第61条)	緊急安全確保措置の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、町長から要求があったとき。

2. 警戒レベル

本町は危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

避難情報・警戒レベルの区分

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)
※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである			

(資料参考) 内閣府「避難情報に関するガイドライン」より

防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報で、災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5 相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」（うす紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報で、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていない場合でもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断を行う。	警戒レベル4 相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 危険度分布「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3 相当
危険度分布「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2 相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 【注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合】	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

（資料参考）気象庁「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」より

3. 高齢者等避難の伝達、避難の指示等

町長は、災害によって危険が迫り、人命保護と災害拡大防止処理上必要があるときは、危険地域の居住者に対し、高齢者等避難の伝達あるいは避難指示を行う。

(1) 業務体制の構築

本町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、松茂町業務継続計画において災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努めている。

(2) 災害一般の避難指示等

① 高齢者等避難、避難指示等

避難指示等の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。

なお、避難指示の一般的伝達は、町災害対策本部の広報活動によるが、事態に即応して避難指示等を行ったときは、直ちに避難対象地域の住民に周知させる必要がある。このときの伝達内容は次のとおり。

- ◆ 避難対象地域
- ◆ 避難先とその場所名
- ◆ 避難経路
- ◆ 避難指示の理由
- ◆ その他
 - ◆ 避難時の戸締まり、火の始末
 - ◆ その他（非常用持出品や服装等必要に応じて）

② 緊急安全確保措置

災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、避難のための立退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の緊急安全確保措置の指示を行うものとする。

③ マニュアルの整備

避難指示等の発令のためのマニュアルの作成を行い、発令の判断に利用する。

また、避難指示等を発令する際に、国または徳島県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

④ 警察官及び海上保安官の措置

警察官及び海上保安官は、災害により住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が避難のため立退きを指示できないと認めるとき、または町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立退きを指示することができる。

また、警察官は、危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置を執ることができる。

この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

⑤ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは危険な場所にいる住民に対し避難等について必要な措置をとることができる。

(3) 洪水または高潮についての避難指示

町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。

(4) 地震についての避難指示

町長は必要に応じて、災害によって危険が迫り、人命保護と災害拡大防止処理上必要があるときは、危険地域の居住者に対し避難の指示を行う。

(5) 津波についての避難指示

- ◆ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、町の全住民及び町内に所在する者等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする
- ◆ 徳島県に津波警報が発表されたときには、必要に応じ町長は、町の全住民及び町内に所在する者等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする
- ◆ 徳島県に大津波警報が発表されたときには、町長は、町の全住民及び町内に所在する者等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする

(6) 避難情報の放送に係る申し合わせ

徳島県と市町村及び放送事業者とは、市町村長が発令する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。

放送事業者は、町長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送する。

(7) 関係機関の相互連絡

避難指示等を行った者は、直ちにその状況を町災害対策本部に通報するとともに、その後の避難場所の開設、住民の誘導、その他の救助活動の円滑な実施に協力する。

なお、通報を受けた町災害対策本部は、速やかに徳島県、関係諸機関に次の事項を報告する。

- ◆ 避難情報の区分と立退き先、その理由
- ◆ 日時と区域
- ◆ 対象世帯と人員

法令に基づく報告または通知義務

報告または通知義務者	避難措置の内容	報告または通知先
町長	災害対策基本法第60条に基づき避難のための立退きの指示をしたとき	徳島県知事
	災害対策基本法第61条に基づき警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき	
警察官または海上保安官	法第61条に基づき、避難のための立退きを指示したとき	町長
警察官または海上保安官災害派遣を命ぜられた自衛官	法第63条に基づき、応急措置をとったとき	
知事またはその命を受けた職員	水防法第29条に基づき避難のための立退きを指示したとき	徳島板野警察署長
水防管理者	水防法第29条に基づき避難のための立退きを指示したとき	

第2 警戒区域の設定

町長は、災害時において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、または退去を命ずるものとする。

町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警察官または海上保安官は町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

なお、ここでの「警戒区域」とは、徳島県が津波防災地域づくりに関する法律第53条、及び南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例第52条に基づいて定めた「津波災害警戒区域」とは異なり、町長が上記の目的に応じて定める区域のことを言う。

第3 避難者の誘導

1. 住民の避難誘導

避難者の誘導は、各住区の消防団関係者が本部長の指示に基づいて自主防災組織の代表者等と協力し、警察等の協力を得て実施する。誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会等、地域住民においても、福祉関係者との連携の下、本町と協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

なお、本町は避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2. 住民の避難誘導體制

本町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を設定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

3. 避難行動要支援者への配慮

本町は、災害時において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

4. 避難にあたっての住民の留意事項

高齢者等避難、避難指示等の伝達内容で記した非常用持出品と避難時の服装は次のとおり。

- ◆ 栄養補給食品、飴、チョコレート、乾パン等の食料、飲料水（1.5ℓ/人）、消毒薬やガーゼ等の応急手当品、その他必要最低限の物を非常用持ち出し袋に入れること
- ◆ 服装は動きやすいものとし、両手が使えるよう持ち物はリュック等に入れて背負い、長靴は中に水が溜まると動きにくくなるため、ひも付き運動靴で避難すること

以上のとおりであるが、円滑な避難と収容施設の生活の安全を図るため、住民には平常時からの各種ハザードマップでこれらの情報等の周知・啓発を図るとともに、訓練・指導を実施する。

5. 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難を確保するため、下記事項に重きを置いて、必要な措置を講じる必要があるが、本項は、松茂町水防計画書に準じるものとする。

（1）必要な措置

- ◆ 情報の的確な収集・伝達
- ◆ 津波からの避難誘導
- ◆ 土のう等による応急浸水対策
- ◆ 救助・救急等

（2）動員配備及び活動計画

第4編 第3章 第2節「水防活動の実施」及び松茂町水防計画書を参照とする。

第4 避難場所について

1. 指定緊急避難場所の指定

本町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘察し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設または場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、緊急避難場所をあらかじめ指定する。

2. 指定緊急避難場所に関する事項

- ◆ 本町は、指定緊急避難場所を指定したときは、徳島県に通知するとともに、公示する
- ◆ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき、または廃止するときは、本町に届出を行う
- ◆ 本町は、当該指定緊急避難場所が廃止、または政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、徳島県に通知するとともに、公示する

3. 指定緊急避難場所の開設

本町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとし、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

4. 立体駐車場の活用

本町は、発災時の庁舎の防災機能を強化するため、立体駐車場を次のように活用する。

- ◆ 初動業務に備え、浸水被害を受けない屋上に公用車を駐車する。
- ◆ 駐車スペースを支援物資の集積、荷捌きスペースとして活用する。

第5 避難所について

町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から速やかに開設するものとする。

1. 指定避難所の指定

本町は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。

なお、本町の指定避難所の名称・場所・収容可能人数等の情報は資料編に示した。

2. 指定避難所に関する事項

- ◆ 本町は、指定避難所を指定したときは、徳島県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する
- ◆ 指定避難所の管理者は、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき、または廃止するときは、本町に届出を行う
- ◆ 本町は、当該指定避難所が廃止、または政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、徳島県に通知するとともに、公示する
- ◆ 本町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとし、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする
- ◆ 本町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする

3. 避難所の追加開設

本町は、災害発生の状況に応じ、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置等、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は、当該町は、徳島県知事または隣接市町村と協議して所要の措置を講ずるものとする。

4. 避難所の安全性

本町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

5. 避難所開設の通知等

本町は、避難所開設状況について、速やかに徳島県知事及び関係機関に報告または通知するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第6 避難所の開設

1. 避難所の開設と閉鎖

避難所は災害の規模に応じて開設し運営できるよう、平常時からその準備や整備に努める。被害のおそれがなくなる等、避難の必要がなくなったと考えられるときは、速やかに閉鎖をして元の状態に復する。

避難所の当初の運営にあたっては、早い段階から避難住民自らの力で運営できるよう町災害対策本部が支援を行う。

2. 避難所開設時の対応

本町は、避難所を開設した場合、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料品等の生活必需品の調達・確保を図るとともに、各部・課から必要な職員を派遣するものとする。

また本町は、必要に応じて施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況の把握に努め、その安全性を確認するものとする。

被災点検調査については、当該避難所に緊急避難した職員等が実施するものとするが、被災状況に応じて、教育部が行うものとする。その調査内容は次のとおりとする。

(1) 第1次段階調査（発災後～半日）

写真撮影による観察を主体とする（カメラ、デジカメ、スマートフォン等）。

- ◆ 被災地状況の目視観察と撮影
- ◆ 2次災害の危険性予測
- ◆ 避難所を含む公的施設の破壊状況外観観察
- ◆ 通信設備、情報機器の点検調査

(2) 第2次段階調査（半日～1日）

ポール・巻き尺等を用いた概略調査。

- ◆ 現地調査による緊急対応箇所の選定（要対応箇所のトリアージ）
- ◆ 2次災害の危険性判定
- ◆ 避難所を含む公的施設の破壊状況調査（既往図面記入）
- ◆ 通信設備、情報機器の継続点検

(3) 第3次段階調査（1日～2日）

- ◆ 緊急対応箇所の詳細調査
- ◆ 専門家による2次災害危険性の判定
- ◆ 専門家による避難所を含む公的施設の安全性照査（既往図面提示）

第7 避難所の運営

1. 避難所に収容する者の範囲

避難所での収容者範囲は、次のとおりとする。

- ◆ 住家が被害を受け、居住場所を失った者
- ◆ 被害を受け、速やかに避難しなければならなかった者
- ◆ 災害によって、被害を受けるおそれのある者

2. 避難所の運営・管理

(1) 避難所の運営主体

避難所の運営は、松茂町避難所運営マニュアルを基に住民が主体となり行うものとする。このとき、本町は情報統括や必要なニーズに対する支援を行うものとする。

なお、避難所運営体制等の詳細は、松茂町避難所運営マニュアルを参照とする。

(2) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるものとする。

また、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

(3) 避難所運営能力の向上

松茂町避難所運営マニュアルを基にした避難所運営訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。このとき、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(4) 避難者の把握

それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

(5) プライバシーの確保等

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(6) 配慮が必要な事項

避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、以下の取組により、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。

- ◆ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する
- ◆ トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する
- ◆ 照明を増設する
- ◆ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する

また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(7) 避難者名簿の設置と報告

避難所の開設時に避難者名簿を設置し、避難所開設の間毎日、これを更新しかつ本町の町災害対策本部に報告するものとする。

(8) 健全な住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、本町及び徳島県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

(9) ホームレスへの対応

本町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとし、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(10) 野外収容施設

災害で被害を受けた者、あるいは被害を受けるおそれのある者を、避難所等に収容しきれないときは、必要に応じ、臨時のテントその他野外収容施設を設営する。

3. 要配慮者への配慮

避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置等高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

本町は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

4. 学校を避難所とする場合の配慮

本町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

5. 災害時快適トイレ計画の推進

本町は、「徳島県災害時快適トイレ計画」を参考に、携帯トイレや簡易トイレの備蓄等、災害時用トイレ対策の推進に努める。

6. 避難所における感染症対策

- ◆ 本町及び徳島県は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする
- ◆ 必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ◆ 本町は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討または確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する
- ◆ 本町は、松茂町避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編に基づき、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする
- ◆ 本町は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする
- ◆ 本町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

7. 施設等の管理者の避難計画

学校・病院・工場・その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画書を作成し、災害に備えておかなければならない。

(1) 幼・小・中学校等

園児・児童・生徒の集団避難については、学校と教育委員会において避難地の選定と確保、輸送の方法、教育・保健・衛生・給食等の実施方策を取りまとめる。

(2) 病院関係

病院における患者の集団避難については、収容施設の確保、輸送の方法、保健・衛生・給食等の実施方策を取りまとめる。

(3) 事業所関係

本編 第2章 第4節 第4「事業所あるいは施設等の自衛消防組織」を参照とする。

(4) 施設の緊急点検・巡視

(1)～(3)の管理者は、発災時に備え緊急点検・巡視を行い、施設の安全度を検討しなければならない。特に公共施設のブロック塀は、指定避難所に関わらず安全点検を実施し、危険箇所については安全対策を行うこと。

第8 避難行動要支援者等への配慮事項

1. 自主防災組織毎の避難行動要支援者数と支援者数

本町は、自主防災組織単位で、在宅の要配慮者の避難にあたり、他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努め、管轄の自主防災組織に情報を提供するものとする。

2. 避難所までの介護・担送に関する留意事項

要介護者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族または本人が居住する地域の消防団・自主防災組織内での本人希望の担当とし、町は介護及び担送に必要な資機材及びその他の援助を行うものとする。

3. クラッシュ症候群への対処

医師を必要とする傷病者は、本部長の派遣した医療班、もしくは本章 第16節「医療・救護活動」によるが、家具等の転倒で四肢を挟まれた避難者は医療診断を受け、クラッシュ症候群かどうかを見極める必要がある。

4. 収容者の救護（福祉避難所での救護）

本町は、要介護者を収容する場合、収容者の介護内容に応じ、福祉避難所での救護を図る。ここに福祉避難所とは、避難所であって所内の生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための設備等を有する避難所をいう。

第9 広域避難

本町及び徳島県は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合または災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

- ◆ 本町は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする
- ◆ 本町は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、徳島県へ応援要請できる

- ◆ 徳島県は本町からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする
- ◆ 本町は、県外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合または他の都道府県に徳島県を通じて広域避難に関する支援を要請できる
- ◆ 災害の発生により本町及び徳島県がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。
- ◆ 本町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10 避難の周知徹底

1. 避難場所等の周知

- ◆ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める
- ◆ 町長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする
- ◆ 本町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする
- ◆ 本町及び徳島県は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする

2. 避難指示等の周知徹底等

避難指示をした者または機関は、その内容につき広報媒体を通じ、または広報車、警鐘、サイレンによる信号等、直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険またはその発生のおそれがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会等の地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

第11 報告

町長は、自ら避難のための立退きを指示し、または立退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保措置の指示及び警察官、海上保安官から避難のための立退きの指示、または緊急安全確保措置の指示について通知を受けたときは、すみやかに徳島県知事に対し次の事項を報告するものとする。

- ◆ 避難指示、緊急安全確保措置または立退き先、その理由
- ◆ 避難指示等をした日時及び区域
- ◆ 対象世帯及び人員

第12 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

1. 対象者

災害により現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者

2. 期間

災害発生の日から7日以内

3. 費用

- ◆ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費及び仮設トイレ等の設置費
- ◆ 避難所が冬期（10月1日～3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算
- ◆ 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第 10 節 避難所外避難者への支援対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
			●			

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や在宅避難者等、屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下、「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動等、必要な支援を行うものとする。

第 1 避難所外避難者の把握のための周知

本町及び徳島県は、避難所外避難者に対し、本町または最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

第 2 避難所外避難者の状況調査

本町は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

徳島県は、本町が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、本町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について本町に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後 3 日以内に把握し、必要な支援を開始する。

第 3 要配慮者に対する配慮

本町は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設または医療機関に移送する。

第 4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

徳島県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から本町と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。

第5 支援の実施

本町は、新たな避難先の提供（避難施設、テント等）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

第 1 1 節 交通確保対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		

災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本節の定めるところによるものとする。

第 1 予想される状況

大規模災害の発生にともない、路面に亀裂や欠落、盛り上り、段差、また路面への崩壊、電線等の垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急輸送路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

第 2 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

交通規制・措置命令の実施区分

区分	実施責任者	内 容
交通規制	{ 道路管理者 国・県・松茂町 西日本高速道路(株) }	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	{ 警察 公安委員会 警察署長 警察官 }	1. 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。 (災害対策基本法第76条) 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 (道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項) 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じまたはそのおそれがある場合。 (道路交通法第6条第4項)
措置命令	{ 道路管理者 国・県・松茂町 西日本高速道路(株) }	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命じられた 自衛官・消防士員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合。 (当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

(注) 道路管理者と警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

第3 対策

1. 被害状況及び交通の流れの把握

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は、組織機能を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている的確に対処する。

2. 交通規制の実施

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策と緊急輸送を速やかに実施するための、交通応急対策計画は次のとおりとする。

交通規制の種別

種別	規制内容
道路法に基づく規制	災害時において、町道施設等の破損で、交通の危険性があるとき、町長が交通を禁止あるいは通行制限（重量制限を含む）を行う。
道路交通法に基づく規制	災害において、道路交通の安全と円滑化をはかる必要があるとき、警察関係機関は歩行者あるいは車両の通行を禁止もしくは制限する。
災害対策基本法に基づく規制	災害応急対策に必要な人員物資等の緊急輸送確保の必要があるとき、公安委員会が緊急輸送に従事する車両以外の車の通行禁止あるいは制限を行う。

(1) 交通規制の基本方針

- ◆ 要避難地区、広域避難所周辺での一般車両の走行・流入・流出は規制する
- ◆ 町外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない範囲で制限はしない
- ◆ 避難経路、広域避難所周辺、緊急輸送路は、優先的にその機能の確保を図る

(2) 道路管理者

道路の構造を保全し、もしくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。また、降雨予測等から交通規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表するものとする。その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(3) 松茂町

町長が災害対策基本法第60条の規定で避難の指示をした場合、または同法第63条の規定で警戒区域設定、立入り制限（禁止、退去）を命じた場合応急規制を行う。また災害時における交通の禁止や制限は、災害対策基本法に定められた標識を用いる。

この場合、本町は速やかに警察機関に連絡を行い、正規の規制に変更する。

(4) 警察

① 地震発生直後の措置

- ◆ 大地震が発生した場合は、走行中の車両を道路左側に一時停車させる等、道路における危険防止の措置をとる。
- ◆ 被害の状況に応じて市街地の車両を順次市街地外へ流出させ、市街地における交通混乱防止の措置をとる。

② 避難路の交通規制

町長の避難情報等に基づき避難する住民を安全かつ円滑に避難させるため、避難路における一般車両等の通行を禁止または制限する措置をとる。

③ 緊急輸送等の確保のための交通規制

- ◆ 災害応急対策等に必要なる人員、物資等の緊急輸送等を確保するために必要があると認めるときは、あらかじめ道路管理者に通知して緊急交通路を指定する。ただし、事前に通知するいとまがないときは事後速やかに通知する。
- ◆ 緊急交通路を指定したときは、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する措置をとる。

④ 交通機能の確保

交通規制点、主要交差点等において混乱が予想される場合は、重点的に警察官を配置するとともに、信号機に異常のある交差点では必要により手信号等による交通整理を実施し、交通機能の確保に努める。

3. 緊急通行車両確認標章及び証明書

災害応急対策従事者あるいは緊急通行車両等については、定められた緊急通行車両確認標章及び証明書の交付を受け、携帯する。本町における緊急通行車両は、下記業務の従事車両とする。

- ◆ 災害応急対応に従事する者及び必要物資の緊急輸送業務
- ◆ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他の保護業務
- ◆ 施設・設備の整備と点検業務

※緊急通行車両事前届出制度

緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害時にその都度届出に基づいて知事または公安委員会の審査により、災害従事車両の確認がとれれば交付されるが、災害に従事することが予想される公的機関等の車両（徳島県地域防災計画の「処理すべき事務または業務の大綱に規定されている機関」で松茂町も該当する）については、速やかに災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、事前申請ができ、事前申請によって審査が終了したもののについては、緊急通行車両等事前届出済証が交付される。災害時に、この緊急通行車両等事前届出済証を警察署、警察本部または検問所に提示すれば、新たな審査をすることなく、即時に確認標章（緊急通行車両の確認標章）及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

4. 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板または交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう、報道機関（道路交通情報センターを含む）等多様な広報媒体を通じて交通規制の日時、迂回経路等の周知徹底を図るものとする。

5. 報告・通知

報告・通知は、下記事項を明示する。なお緊急を要し、事前に通知できなかった場合は、事後すみやかに通知する。

- ◆ 禁止制限の種別と対象
- ◆ 規制の区間
- ◆ 規制の期間
- ◆ 規制の理由
- ◆ 迂回路の道路幅員、橋梁等の状況

6. 道路啓開

- ◆ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする
- ◆ 徳島県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者または漁港管理者（本項において、「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする
- ◆ 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする
- ◆ 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする

7. 町管理道路の応急復旧

町管理道路の被災状況を踏まえ、災害応急対策を行う上での緊急性が高いと判断された町管理道路の箇所については、町災害対策本部が指示し、産業建設部において応急対応を行うものとする。町管理道路以外の道路に関しては、町災害対策本部が各管理者に被災状況の報告及び応急対応の要請を行う。

第4 バス

本町を運行するバス会社は、徳島バス他高速バス会社であるが、具体的な地震防災応急対策は、各会社で策定した地震防災対策計画によるものとする。

第5 海上及び空港

陸上交通が途絶したときに、緊急輸送の必要に迫られた場合は、徳島県にその旨を連絡し、海上あるいは航空の緊急輸送を実施する。

なお、本部長は災害対策用ヘリコプター等の応援要請に先立ち、ヘリポート基地、あるいは物資投下可能地点の確保と整備を実施しておくものとする。

このときの設置留意事項等は下記計画に準拠する。

- ◆ 本章 第6節「自衛隊災害派遣要請」
- ◆ 本章 第13節「消防防災ヘリコプター等の運航」

第6 運転者のとるべき措置

車を運転中に大地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- ◆ 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、安全な方法で道路の左側に停止させる
- ◆ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する
- ◆ 引き続き車を運転するときは道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意する
- ◆ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外に移動する。止むを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に置いて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたまま、窓を閉め、ドアロックは行わない
- ◆ 駐車位置は、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとならない場所とする

津波から避難するため止むを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないものとし、津波から避難するため止むを得ず車を使用する場合は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意する。

第12節 緊急輸送対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		

災害応急対策実施に必要な輸送計画は、本節の定めるところによるものとする。

第1 実施機関

災害応急対策要員、被災者、災害応急対策用物資、災害応急対策資機材の輸送は、本町あるいはその他の機関が行う。

第2 輸送の対象

輸送の対象は、次のとおり。

- ◆ 被災者の避難輸送
- ◆ 重症患者、妊産婦の輸送
- ◆ 飲料水供給の輸送
- ◆ 救助用物資の輸送
- ◆ 医療と助産に携わる者の輸送
- ◆ 行方不明者あるいは遺体捜索のための輸送
- ◆ その他、災害応急対策に必要な輸送

第3 輸送力の確保

1. 町有車両

- ◆ 担当部：車両の把握と配車は、総務部が担当する
- ◆ 配車の要請：車両を必要とする時、各部は総務部に配車の要請をする
- ◆ 配車の実施
 - ◇ 総務部は、輸送計画を建て、活動に支障をきたさないようにしなければならない
 - ◇ 輸送従事車両は、災害輸送の表示をし、指定場所に待機させておく
 - ◇ 配車指令によって出動した車両が、業務を完了した場合、その旨を総務部に報告する

2. 町有以外の車両

各部で町有以外の車両を確保する必要があるときは、総務部に車両確保を要請する。

町内で車両の確保が困難な場合、あるいは輸送上他の市町村で車両を確保することが効率的な場合は、本部長は隣接の市町村あるいは徳島県に協力を要請する。この場合、業務目的・積載内容・台数・期間・使用場所を明らかにする。

そのほか、バス事業者、タクシー事業者及び貨物運送事業者等にも協力を求める。

なお、本町の現有車両は、資料編を参照とする。

3. 船舶による輸送

(1) 必要物資の船舶輸送

海上による輸送が効率的な場合は、船舶輸送で必要物資の確保を図る。

(2) 船舶の借り上げ、応援要請

総務部が船舶の借り上げを行うが、町内で確保できない場合は、四国運輸局徳島運輸支局(Tel: 622-7622)あるいは徳島海上保安部(Tel: 0885-33-2246)に海上輸送の要請を行う。

4. 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、徳島県を通じて自衛隊あるいは徳島空港事務所に航空機輸送の要請を行う。

本部長は、航空機輸送に備え、ヘリコプター発着あるいは物資投下が可能な地点の選定と整備につとめる。

第4 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

本町は、状況に応じて人員等の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、徳島県は広域物資輸送拠点を、本町は地域内輸送拠点（松茂町総合体育館）を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第5 人力による輸送

1. 労務者による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合、労務者による人力の輸送を行う。

2. 自衛隊への要請

物資等の輸送で緊急を要し、労務者の確保が難しい場合は、徳島県を通じ自衛隊の災害派遣要請を行う。

第6 本町が地域内外で緊急輸送を行う場合の措置

本町が町内外において緊急輸送を行う場合には、徳島県公安委員会（警察本部、警察署または交通検問所）に必要書類を提出し、緊急通行車両等の確認（標章及び証明書の交付）を受けるとする。

第7 徳島県を通じ他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置

必要がある場合には、本町は徳島県を通じて他機関に緊急輸送を依頼する。この場合、円滑な輸送のため、以下を文章により徳島県に伝えるものとする。

- ◆ 本町に輸送可能な手段及び輸送期間
- ◆ 輸送物資の内容（種別及び数量）
- ◆ 本町内で通行可能な道路及び車両
- ◆ その他必要な事項

第 1 3 節 消防防災ヘリコプター等の運航

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●					●

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、徳島県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

第 1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

本町は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

第 2 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。

第 3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害時等において、主に次のような活動を行う。

- ◆ 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- ◆ 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- ◆ 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- ◆ 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- ◆ その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

第 4 飛行場外離着陸場の確保

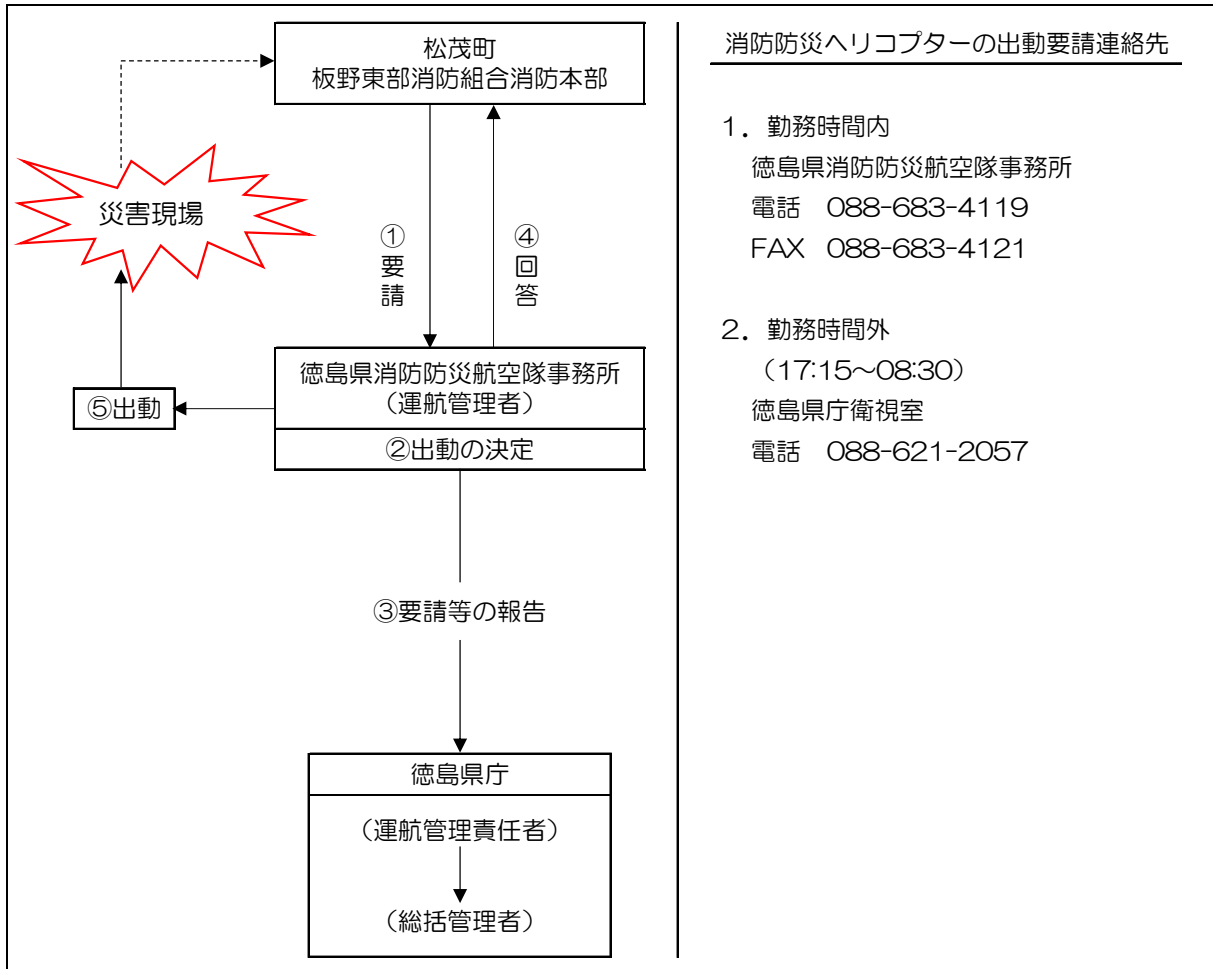
本町は徳島県と連携しながら、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

松茂町の飛行場外離着陸場は、「松茂町運動公園（小型ヘリ対応）」である。

第5 緊急運航の要請及び出動のフローチャート

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請及び出動のフローチャートは、以下のとおりである。

要請手順のフロー



第14節 消防活動

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		●

消防警備計画は、板野東部消防組合消防本部の計画によるが、本町内における消防力と災害時関連の応急計画は、本節の定めるところによるものとする。

第1 消火活動

1. 消防機関

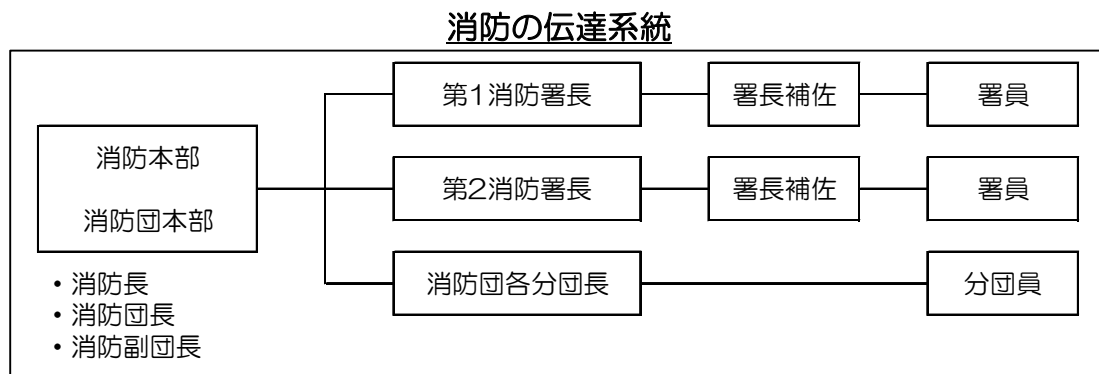
(1) 消防団

本町内の消防団関係の人員と装備は、資料編を参照とする。

(2) 消防署

板野東部消防組合消防本部及び消防署の人員と装備は、資料編を参照とする。

板野東部消防組合消防本部からの消防に関する伝達系統は、次のとおり。



2. 消防機関の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、地震発生後、火災の通報を待つのみならず職員を望楼、ビル等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、防災関係機関との密接な連携のもとに管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- ◆ 延焼火災の状況
- ◆ 自主防災組織等の活動状況
- ◆ 道路の通行状況
- ◆ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 火災防御方針

災害時の消防活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に対応した防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行う。

- ◆ 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る
- ◆ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する
- ◆ 火災が著しく多発または延焼火災が発生する等、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う
- ◆ 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる
- ◆ 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる
- ◆ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする
- ◆ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携・指導に努めるとともに、火災警報器設置義務化の啓発を行う

3. 応援要請

松茂町は被災した際に、自らの消防力では災害への対応が困難な場合には、広域的な市町村間の消防相互応援協定に基づき他の市町村に応援を要請するものとする。

町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し緊急消防援助隊の応援を求めることとする。

4. 事業所等の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出または漏洩等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

自衛消防組織等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

また、関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ◆ 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する
- ◆ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる

5. 住民の活動（地震発生時）

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ等の火気取扱器具は、直ちに火気の遮断をするとともに、ブレーカーを落とし、LPガスはボンベのバルブをそれぞれ閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

6. 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2 水防活動

洪水、雨水出水、津波または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための水防活動は、松茂町水防計画書による。

第3 海上災害防止活動

本町が行う海上災害防止活動は、第5編 第2章 第1節「海上災害対策」及び同編 第3章 第1節「海上災害応急対策」を参照とする。

第4 犯罪の予防・取締り

災害時の犯罪の予防・取締り活動は、県警察、徳島板野警察署等の計画によるものとする。

第5 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

1. 二次災害の防止

本町は、災害により建築物及び宅地が被害を受けた場合、二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等、必要な措置を講ずる。

また、住民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。

なお、本町、徳島県または事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

2. 危険度判定の実施機関

本町は、産業建設部に応急危険度判定実施本部を設置し、危険度判定を行う。

3. 危険度判定の実施

応急危険度判定実施本部は、町管理建築物の危険度判定を行うとともに、住民の要請に応じて、住宅等の民間建築物の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援を行う。

なお、建築物及び宅地の危険度判定は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が行うが、必要な人材、機材が不足する場合には、必要に応じて徳島県に支援要請を行う。

支援要請は、町長が県災害対策本部に行う。

第 15 節 救出・救助対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●				●

災害救助活動に関する計画は、本節の定めるところによるものとする。

第 1 実施機関

救出・救助活動は、主に板野東部消防組合消防本部及び消防団とともに、町災害対策本部が担当するが、事態に応じて増員する。このとき、本町自主防災組織連絡協議会及び住民にも救出活動の協力を求める。

住民へのボランティア協力要請は、広報車やテレビ・ラジオ等の報道機関を利用する。

第 2 救助方法

- ◆ 本町は、救出・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする
- ◆ 救出・救助活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする
- ◆ 各実施機関は、救出救助に必要な資機材の保有状況の把握を行うとともに、不足の場合の調達計画についても検討しておくものとする
- ◆ 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する
- ◆ 特に被害が甚大なときは、本町から徳島県または自衛隊に救助応援要請を行う
- ◆ 本町は、必要があると認める場合は、徳島県に災害救助犬の出動要請を行う
- ◆ 本町は、救出・救助活動に必要な機材・物資を保有する町内外の民間業者の把握に努める
- ◆ 本町自主防災組織連絡協議会による救出・救助活動は、町災害対策本部の指示に基づくものとする

第 3 救助時の連絡調整

1. 関係機関への協力依頼

本町内組織で救出活動が困難なときは、徳島県または自衛隊への救助応援要請を行う。

2. 連絡調整

被災者の救出活動にあっては、徳島板野警察署に連絡し、交通規制あるいは現場警備等を依頼する。

傷病者の医療体制にあつては、板野郡医師会との協定書及び、徳島県が組織する救命医療機関、発災後急性期医療チーム、広域医療救護体制チームの支援に基づき救急業務の実施にあたる。

第4 救出・救助時の報告

救出・救助の実施機関は、毎日の活動内容及び結果について町災害対策本部に報告するものとする。町災害対策本部は、救出・救助情報をとりまとめて徳島県災害対策本部に報告する。

第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1. 対象者

災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者
災害のため、生死不明の状態にある者

2. 期間

災害発生の日から3日以内

3. 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

第6 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第7 安否不明者等の氏名等の公表

安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、徳島県が策定した「災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、迅速な搜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表される。なお、徳島県は、本町に公表する内容を事前に連絡するものとする。

第 1 6 節 医療救護活動

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●		●			

災害によって、本町内の医療機関が混乱し、特に集団的に多数の傷病者が発生した場合の医療救護活動の対策は、本節の定めるところによるものとする。

第 1 実施機関

医療が混乱したときの医療・助産は、災害救助法が適用された場合、医療は徳島県知事が、助産は徳島県知事の委任による町長が実施する。

また、同法が適用されない場合または適用を受けるまでの期間は、板野郡医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、町長が実施する。なお、本町限りで実施困難なときは、徳島県あるいは隣接市町村の応援で実施する。

第 2 実施の方法

1. 医療救護所

本町は、保健相談センターを医療救護所の設置予定場所としており、住民等への周知を図る。医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

- ◆ 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- ◆ 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- ◆ 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ◆ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- ◆ 助産
- ◆ 記録及び町災害対策本部への状況報告

2. 医療班の派遣

被災地で医療の必要があるときは、町長が医療班を派遣する。医療班の編成にあたっては、基本的には町内医療機関従事者から町長が選定するものとするが、被災状況その他の事情により困難な場合には、徳島県または他市町村への応援要請によって対応する。

このとき、必要事項（必要人員、期間、派遣場所、その他必要となる事項）を明示して派遣を要請する。

3. 移送収容

医療を必要とする者の状態が思わしくなく、施設の収容を必要とするときは、町長は適当な医療施設へ移送し、当該施設で医療の救助を行う。このとき、本町で対応できないときは、徳島県及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

4. 応援

医療・助産の救助が不可能か、もしくは困難な時、町長は徳島県にその旨を連絡する。ただし、緊急を要する場合で、連絡できないときは適当な隣接市町村の本部あるいは医療機関に応援を要請する。

第3 災害救助法が適用された場合

1. 救助の範囲

災害救助法に基づく医療及び助産の救助の対象となる者は、次のとおりである。

- ◆ 発災後14日以内に、応急的に医療を施す必要のある者で、災害で医療の必要性が生じた者。
- ◆ 発災後7日以内に分娩するか、もしくは予定者で、災害のため助産の途を失った者。
なお、上記期間で救助を打ち切れないときは、町長が徳島県知事に実施期間延長の要請を行う。

2. 医療・助産の範囲と程度

災害救助法による医療と助産救助実施の範囲は、次のとおり。

(1) 医療の範囲

- ◆ 診察
- ◆ 薬剤あるいは治療材料の支給
- ◆ 応急処置・応急手術あるいはその他の治療と看護
- ◆ 病院あるいは診療所等への収容

(2) 助産の範囲

- ◆ 分娩の介護
- ◆ 分娩前・後の処置
- ◆ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3. 医療等の程度

生活保護法の医療救助、出産扶助に準じる。

4. 経費

災害救助法適用の場合は同法の定めによるものとし、その他については本町の負担とする。

第4 後方医療救護体制

本町は、医療救護班では対応できない中等症・重症患者を、後方医療施設に搬送、収容する。

1. 2次救急医療機関（救急告示医療機関）

本町の医療救護所で対応できない中等症・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に収容する。

2. 3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

なお、各救急医療圏の災害拠点病院については、他の圏域からの患者の収容に可能な限り努めるものとし、災害医療支援病院は災害拠点病院の支援を行うとともに、軽傷、中等症患者の収容に可能な限り努めるものとする。

3. 広域的医療救護活動の調整

徳島県全体の災害時医療活動を調整するため、徳島県は総括災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを設置し、被災地内における医師や医薬品等の不足に対応し、医療救護活動を円滑に実施するための調整を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）及び医療救護班の派遣並びに傷病者の受入れについて災害拠点病院、徳島DMAT指定医療機関、徳島県医師会、他府県、国等に対して要請を行う等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段等の確保について、支援・調整に努める。

第5 医薬品等の調達

本町は、医薬品等の保管及び調達を行う。

また、医薬品等が不足する場合は、徳島県へ医薬品等の供給を要請する。

なお、災害時の医療品等調達及び集積については、徳島県戦略的災害医療プロジェクト基本戦略参考資料「医療圏域における各フェーズの災害医療体制」に基づき対応される。

輸血用血液については、徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受けるものとする。

第6 難病等に係る対策

徳島県は、本町、医療機関等と密接な連携を図り、難病患者等に必要な医療の確保を行うために、医療機関の状況把握と治療継続の中断ができない医療機器や常用医薬品の取扱業者等との情報共有に努める。

また、難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求める等して、必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努める。

第7 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

本町は、徳島県及び関係機関と連携を図り、被災地域における医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、徳島県が設置する当該4分野で構成される災害時コーディネーターと連携し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況の的確な把握に努める。

なお、人材及び資材の配置が不足する場合には徳島県への支援要請を行う。

- ◆ 被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- ◆ 医療救護所の設置・運営の総合調整
- ◆ 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
- ◆ 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- ◆ 介護士等の活動の総合調整
- ◆ 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第 1 7 節 飲料水・食料及び物資等の供給

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●	●	

災害によって、生活を維持していくために必要な物資が被害を受け、または流通の混乱等により、物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければならない。特に、飲料水、食料、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供する必要がある。

第 1 応急給水

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関

- ◆ 被災者に対する飲料水の直接の供給は、町長が行う
- ◆ 災害救助法が適用されたときは、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う

2. 応急給水

(1) 確保水量

本町による被災者に対する応急給水は、概ね当初、最低 1 人 1 日 3 リットルの飲料水を供給し、発災後 4 日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後 4 週を目途に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- ◆ 第 1 段階（災害発生～3 日目）：生命維持のため最小限必要量 3 リットル／人・日
- ◆ 第 2 段階（4 日目～）：飲料水・炊事用水・トイレ用水
- ◆ 第 3 段階（～4 週間）：飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

(2) 給水方法

応急給水は、次の方法により実施する。

① 運搬給水

主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

② 拠点給水

避難所や、浄水場、配水池、消火栓、耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(3) 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

3. 徳島県の支援等

徳島県は、応急給水の実施状況について、本町と連絡をとり、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設への応急給水が実施できるよう支援、調整を行う。

また、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災市町村で対応できない場合は、他の市町村及び関係機関等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

なお、本町では耐震性貯水槽を次のとおり保有している。

耐震性貯水槽

消防管理	箇所	貯水容量 (m ³)	設置年
第1分団	松茂ニュータウン2号公園内	60.0	平成17年
第3分団	松茂中学校内	60.0	平成14年
第4分団	松茂町津波防災センター内	10.0	平成19年
第5分団	松茂町総合体育館内	60.0	平成13年

第2 食料供給

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、町長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2. 応急食料

知事は、町長から応急食料の要請があったときは、農林水産省農産局（農産政策部 貿易業務課）に対して政府所有米穀の引き渡し等の要請を行う。

3. 副食調味料

町長は、本町において副食調味料の調達が不可能または困難なときは、徳島県知事にその斡旋を依頼するものとする。徳島県知事は、町長から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

4. 炊き出し

炊き出しは、交流拠点施設 Matsushigate（マツシゲート）や学校給食施設等、既存の施設を利用して行うものとする。

町長は、本町において炊き出しを実施することが不可能もしくは困難なときは、日赤奉仕団、徳島県及び自衛隊に依頼するものとする。

5. 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第 3 生活必需品等の供給

被災者に対する生活必需品等の給与または貸与については、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関

被災者に対する生活必需品等の給与または貸与は、町長が実施するものとする。徳島県知事は、町長から調達の要請があったときは、その調達またはあっせんを行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2. 調達計画

町長は、災害時に被災者に給与または貸与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ樹立しておくものとする。

3. 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 救助物資の輸送及び引渡し

救助物資は、徳島県知事から町長に引渡しをするものとして、この間の輸送は徳島県知事が行う。

(2) 救助物資の確保、給与または貸与の方法

① 救助物資の備蓄及び調達

救助物資は徳島県知事が調達することとし、必要に応じて、あらかじめ備蓄を行う。

② 救助物資の購入

徳島県知事は、生活必需品等を購入しようとするときは、各市町村の世帯構成員別被害状況等に基づき備蓄物資の品目別在庫数量を考慮の上、購入する。

③ 救助物資配分計画

- ◆ 徳島県知事は、町長からの被害中間報告等に基づき救助物資の概算交付を行う
- ◆ 町長は、知事から引渡しを受けた救助物資を被災者名簿によって速やかに配分するものとする

(3) 支給対象者及び支給物資

① 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

② 支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料。

4. 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4 LPガスの供給等

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給または斡旋については、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給または斡旋は、町長が実施するものとする。

2. LPガス等の供給等

町長は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会板野地区会との「災害時における応急生活物資の供給に関する協定」に基づき、炊き出し等に必要なLPガス等の供給または斡旋を行い、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して一般社団法人徳島県エルピーガス協会板野地区会に調達の斡旋を要請するものとする。

- ◆ 対象避難者数
- ◆ 必要なLPガスの量
- ◆ 必要な器具の種類及び個数
- ◆ 供給期間
- ◆ 供給地（住所等）

第18節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●		●			●

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

また、大規模な災害が発生した場合は、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索し、または災害によりすでに死亡している者の遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として火葬を行う必要がある。

第1 保健衛生活動

1. 災害時（保健衛生）コーディネーターによる調整

徳島県の災害時（保健衛生）コーディネーターは、必要な情報を収集し、迅速に地域のニーズをアセスメントし、必要な人材、資機材等の投入を行うためのコーディネートを行い、地域の保健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

圏域コーディネーター（保健所）は、本町に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し、被災状況の情報把握に努め、必要な人材、資機材の配置調整を行う。本町は、圏域コーディネーターと協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

2. 健康管理等

本町は、避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

また、本町は、徳島県及び関係機関と連携し、被災者の健康管理等を行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣等の応援・受援活動を行う。

3 食事・栄養管理等

本町は、徳島県及び関係機関と連携し、避難所において被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、栄養面に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の派遣等応援・受援活動を行う。

また、給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣等の応援・受援活動を行う。

4. 住民に対する食品衛生の啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- ◆ 手洗い、消毒の励行
- ◆ 食器、器具の消毒
- ◆ 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- ◆ 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

5. 心のケア等

本町は、徳島県により編成される精神科医師、看護師等による「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」ならびに関係機関等と密接に連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行うとともに、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

6. 感染症対策

本町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第2 防疫

災害によって発生流行する伝染病を防止する計画は、次のとおり。

1. 実施機関

災害地における防疫は、町災害対策本部が実施する。ただし災害の状況により、本町の防疫が困難な場合は、徳島県知事との協議による。

2. 防疫の種別と方法

（1）消毒方法

本町は、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による徳島県知事の指示に基づき、徳島県知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。消毒は、被災地あるいは避難所等の状況に応じ、以下を実施する。

① 床上浸水家屋

減水後に床下消毒を実施する。床・壁は、クレゾール石鹼液で拭くとともに、器物は消毒する。トイレの消毒では衛生上の指導を行う。

支給品は、1世帯あたり石灰2kg、クレゾール石鹼液50gとする。

② 床下浸水家庭

減水後に汚物を除去し、清掃、通風を指示する。清掃完了後の住区ごとに、順次石灰を配布し、散布指導を行う。

支給品は、1世帯あたり石灰1kg、クレゾール石鹼液25gとする。

③ その他の消毒

下水、避難場所のトイレ、井戸、その他不潔場所の消毒を実施する。

(2) ねずみ族・こん虫等の駆除

本町は感染症予防法第28条第2項の規定による徳島県知事の指示に基づき、徳島県知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

(3) 生活の用に供する水の供給

本町は感染症予防法第31条第2項の規定による徳島県知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

(4) 予防教育及び広報活動の推進

本町は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとする。

(5) 避難場所の感染症対策指導

本町は、徳島県の疫学調査班と連携し、避難所等における感染症対策活動を実施するものとする。

(6) 臨時予防接種

被災地の伝染病発生を予防するため、必要と思われる場合は、徳島県知事の許可を受け、種類・対象・期間を定め、予防接種を行う。

(7) 巡回相談

本町は、必要に応じて防疫や食品衛生等に関する指導を行うための巡回相談の実施について検討する。

3. 患者等に対する措置

被災地あるいは避難場所に伝染病患者が発生し、また保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとる。施設収容後は、流行防止のため、周辺の消毒を実施する。

4. 防疫用薬剤と器具の確保

災害時の防疫対策を考え、防疫薬剤と器具を備蓄する。防疫活動に必要な携行資材は、以下のとおりである。

- ◆ 噴霧器
- ◆ 消毒薬品
- ◆ 昆虫駆除薬剤
- ◆ 検便用資材等
- ◆ 防疫用薬品資材

5. 報告

町長は、警察機関、消防機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により、徳島保健所を経由して徳島県知事に報告するものとする。

- ◆ 被害の状況
- ◆ 防疫活動の状況
- ◆ 災害防疫所要見込経費
- ◆ その他災害防疫上の必要事項

第3 遺体の搜索と火葬等

災害により死亡した者の遺体の搜索、調査、処理及び火葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

1. 死亡したと推定される被災者の搜索

(1) 実施機関

搜索は、本町と警察、消防団等の協力による。

(2) 実施方法

遺体の搜索は、町長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。

2. 応援要請

本町だけで捜索が困難な場合、本町は、徳島県に遺体捜索の応援を要請する。ただし急を要する場合は、近隣市町村あるいは遺体漂着が予想される市町村に直接捜索応援を要請する。

応援の要請にあたっては、下記事項を明示する。

- ◆ 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- ◆ 遺体数、氏名・性別・年齢・容姿・特徴・持物
- ◆ 応援を求めたい人数あるいは舟艇器具等
- ◆ その他必要な事項

3. 遺体捜索の実施

(1) 捜索の規準

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 災害救助法の適用基準

捜索期間は、災害発生日より10日以内とする。

遺体捜索に要する費用の範囲は、舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費または購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

4. 遺体の見分、処理

遺体を発見したときは、所轄警察署に連絡し、その見分を待って下記方法で遺体を処理する。

(1) 実施機関

本町は、民生部に指示し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。本町で実施できないときは他機関所属の医療班の出動要請により実施する。

(2) 遺体処理の内容

遺体処理は次のとおり実施する。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体識別のために実施する。

② 遺体の一時保存

身元識別のため、相当の期間を要し、あるいは死亡者多数で早急に埋葬ができない場合、特定の場所に集めて埋葬まで保存する。

③ 検死

死因について医学的検査を行う。

(3) 災害救助法の適用基準

遺体の処理期間は、災害発生の日から 10 日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。

費用の範囲は、遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用となる。

5. 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、町長が必要と認めるときは、下記方法で火葬または埋葬を行う。

(1) 実施機関

本町で、直接火葬または埋葬を行い、骨つぼ等を遺族に支給する。実施にあっては、下記事項に留意する。

- ◆ 事故死の遺体は、警察機関から引き継ぎを受けた後に火葬または埋葬する
- ◆ 身元不明の遺体は、警察、その他機関に連絡し、その調査にあるとともに、火葬または埋葬する
- ◆ 本町で遺体搜索、応援の要請等で火葬または埋葬ができない場合は、他機関の応援・協力を得て実施する

(2) 埋火葬規準

火葬または埋葬の実施規準は、次のとおり。

- ◆ 災害時に死亡した場合
- ◆ 遺族で火葬または埋葬を行うことが困難な場合
- ◆ 火葬または埋葬すべき遺族が無いか、いても火葬または埋葬を行うことが困難な者の場合（遺体が他市町村に漂着した場合、遺族が引きとる状況が困難と判断された時も本町の火葬または埋葬とする）

(3) 災害救助法の適用基準

火葬または埋葬の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

費用の範囲は、棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、火葬または埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む）となる。

6. 海上漂流遺体の搜索

災害時に周辺海域で遺体が漂流する事態発生の場合は、本町は海上保安部に応援要請を行う。

第19節 要配慮者への支援対策の実施

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●		●			

災害時において、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の避要配慮者への支援対策は、本節の定めるところによるものとする。

第1 社会福祉施設等に係る対策

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。

- ◆ 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める
- ◆ 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、徳島県及び本町等に支援を要請するものとする
- ◆ 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入について、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする
- ◆ 本町は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する

第2 障がい者及び高齢者に係る対策

本町は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

- ◆ 本町は、パソコン、スマートフォン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする
- ◆ 本町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストーマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める
- ◆ 本町は、避難場所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする

第3 児童に係る対策

本町は、被災した児童の迅速な把握に努める。

- ◆ 本町は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、中央こども女性相談センターと連携して親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする
- ◆ 本町は、被災児童の精神不安定に対応するため、メンタルヘルスケアの実施に努める
- ◆ 本町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護、本町または中央こども女性相談センターへの通告についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする

第4 外国人等に対する対策

本町は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

- ◆ 本町は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める
- ◆ 本町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする

第5 災害時コーディネーター（介護福祉）による調整

本町は、必要に応じて徳島県に、災害時コーディネーターの配置を要請する。

第20節 動物救済対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
				●		

被災地における動物の救済等については、本節の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、徳島県に設置された動物救援本部によるものとし、本町は協力を行うものとする。

第2 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター策定）に準拠し、徳島県と連携して、次のことを実施または協力する。

- ◆ 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護（通報を受けた場合を含む）、その他動物に係る相談等を実施する
- ◆ 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う
- ◆ 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する
- ◆ 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める
- ◆ 飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う

第 2 1 節 廃棄物の処理

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
				●		

被災地の廃棄物の処理、し尿のくみ取り、死亡小動物等の処理に関する業務を適切に実施するため、本計画及び松茂町災害廃棄物処理計画の定めるところによるものとする。

第 1 実施機関

被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等清掃は、本町が実施する。ただし、災害の規模が大きく大量の災害廃棄物が発生した場合、あるいは本町処分場施設が被災し稼働困難な場合は、徳島県及び近隣市町村の応援を求めて実施する。なお、必要がある場合は、本部長が町職員及び町内民間企業から清掃班、がれき処理班の編成を行うとともに、処理に必要な資機材の調達を行う。

第 2 清掃方法

1. 一般廃棄物の収集処分の方法

ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。また、住民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。

(1) 残廃物の収集

清掃業者等の協力を得て、避難場所等の緊急を要する場所から、また、食物の残廃物から優先的に収集する。

(2) 一般廃棄物の処分

一般廃棄物の処分は、焼却場の他、必要に応じて埋立て、屋外焼却等の方法で実施する。排出されたごみは、清掃業者等の協力を得て、収集車を動員して速やかに処理する。

2. し尿の収集処分

本町は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗トイレの使用制限等について住民に対し広報する。

また、下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し仮設トイレの提供等、必要な処置を講ずる。

(1) 収集不能地域の容器配布

くみ取り車、運搬車による収集ができない地域は、運搬車の搬入が可能な場所にドラム缶あるいは樽を配置する。

(2) くみ取りの制限

居住可能な住家の被災箇所では、便槽内容の2～3割程度のくみ取りを実施し、トイレの使用が可能となるよう配慮する。

(3) し尿の処分

被災地域の現況に応じて、清掃車両を動員して処理する。

3. 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発・広報等について定めた松茂町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する。

また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(1) 広域処理

本町は、町内の処理施設が被災した場合または津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、関係機関との協力により速やかに応急復旧を図るものとする。また、被災その他の理由により処理施設の能力が不足した場合には、徳島県及び近隣市町村との調整の上、広域処理についても検討するものとする。

(2) ボランティア等との連携

本町は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、松茂町社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担する等、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) 協力の要請等

本町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、徳島県、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携し、人員、車両及び建設機械の確保等、解体作業の体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第3 仮設トイレの設置

1. 設置

広域避難所及び避難施設に、避難者数に応じた仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレは、松茂町災害廃棄物処理計画では116基必要とされており、立地条件を考慮し、漏洩による地下水汚染のない場所を選び早急に設置する。

2. 防疫

仮設トイレの設置状況及び季節等により、必要に応じて消毒薬の散布等を行う等、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施する。

3. 閉鎖

閉鎖にあたっては、消毒実施後埋設する。

第4 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物（家畜を除く）については、飼い主が責任を持って処理することを原則とする。ただし、飼い主が不明なもの、または防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものに限り町が処理する。

第5 住民等への広報

本町は、徳島県及び国と連携して、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努める。

第22節 住宅の確保

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●			●		

住家被害を受けた者で、自らの資力では住家の確保ができない者に対する仮設住宅あるいは応急修理の計画は、本節の定めるところによるものとする。

第1 応急仮設住宅の設置

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の供与は、町長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2. 入居基準

災害のため住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

3. 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

4. 種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

5. 供与期間

応急仮設住宅の完成の日から最長2年以内とする。

6. 建設用地

設置場所は、交流拠点施設 Matsushigate（マツシゲート）の中央芝生広場の他、資料編の指定避難所一覧に定める場所とする。

7. ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、町長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、徳島県知事からの委任を受けて行う。

8. 建設資材の確保

応急仮設住宅の建設のための資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時の混乱等で確保が困難なときは、徳島県または本町が確保のための斡旋を行う。

9. 運営管理

本町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

第2 住宅の応急修理

1. 実施責任者

被災者に対する住宅の応急修理は、町長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2. 応急修理の基準

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者及び災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とする。

3. 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

4. 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

5. 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、徳島県または本町が確保について斡旋を行う。

6. 住宅の労務及び資材の提供に関する協力体制の確保

本町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

7. 住宅の応急復旧活動

本町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第3 被災者向け住宅の確保

1. 実施責任者

被災者向けの住宅の確保は、本町及び徳島県が努める。

2. 対象者

災害のため住宅を失った者を対象とする。

3. 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

本町及び県は、応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家情報提供を実施するとともに、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会等に対し、民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等、住宅の確保に努める。

第 2 3 節 障害物の除去

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●			●		

土、石、立木あるいは災害を受けた倒壊物、工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と的確な災害応急措置を計る除去計画は、本節の定めるところによるものとする。

第 1 実施機関

- ◆ 応急措置実施に必要な障害物となる工作物等の除去は、本町が行う
- ◆ 水防活動実施に必要な障害物となる工作物等の除去は、水防管理者または消防機関の長が行う
- ◆ 道路・河川等にある障害物の除去は、その道路・河川等の維持管理者が行う
- ◆ 浸水等によって、住家あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は本町が行う
ただし、本町単独で実施できないときは、徳島県知事に対し応援協力を要請する
- ◆ その他、施設敷地内の障害物の除去は、その施設敷地内の所有者か、もしくは管理者が行う

第 2 障害物の除去対象

上記除去計画の対象は、次のとおり。

- ◆ 住民の生命・身体・財産の保護から、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- ◆ 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- ◆ 河川の流水をよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要な場合
- ◆ その他の公共的立場から考えて、除去が必要な場合

第 3 除去した障害物の集積と保管

除去した障害物の集積場所は町内の遊休地を利用し、生命・身体・財産に被害を与えない配慮を行うとともに、保管場所は盗難等の危険のない場所を選び、保管日から 1 4 日間その工作物名等を公示する。

第4 機械器具の調達

町長は、障害物の種類、規模により所有する機械器具のみで不足する場合は、建設業者または機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要種別数量を調達する。

第5 所要人員の確保

比較的小規模な障害物は、産業建設部が処理するが、障害物の規模と範囲の状況によっては、「災害時の協力に関する協定」に基づき、町内建設業者等の協力によって除去する。

また、除去に要する人員が不足の場合、町内建設業者等からの供給を受けるとともに、必要に応じて地区住民あるいは自衛隊の派遣協力を要請する。

第6 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の場合の障害物の除去については、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1. 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

2. 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費または購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

3. 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第 2 4 節 ボランティア活動の支援

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●		●			

災害により本町で大きな被害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、本町及び関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種 NPO・ボランティア等の協力体制について、本町が実施すべき事項は、本節の定めるところによるものとする。

第 1 ボランティア団体等の協力

本町は、各種 NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

第 2 ボランティアの受入れ

本町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、松茂町社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう務める。

第 3 ボランティア団体等の活動範囲

ボランティア団体等には、主に次の活動についての協力を受けるものとする。

- ◆ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ◆ 炊き出し、その他災害救助活動
- ◆ 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- ◆ 清掃及び防疫
- ◆ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ◆ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ◆ 災害応急対策事務の補助
- ◆ その他、町長の要請に応じた活動

第4 ボランティア団体等の活動支援

松茂町社会福祉協議会は、本町と連携し必要に応じて災害ボランティアセンターの設置・運営を行うとともに、災害ボランティアのコーディネート等の活動支援を行う。また、ボランティア活動の実施時においては、必要な場合、担当各部長の指示で以下の支援を実施する。なお、実施にあたっては、松茂町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

1. 活動地への案内

活動地に誘導する職員を派遣するが、派遣職員は町災害対策本部にその活動状況を報告する。

2. 輸送計画

活動に必要な資機材を確保するとともに、円滑な活動が実施できる輸送計画をたてる。

第5 活動要請・受け入れの手続き

ボランティア団体等の活動要請・受け入れの手続きは、町長及び担当各部長がその必要を認めた時、直接ボランティア団体等の責任者に依頼・受け入れする。担当各部長がこれを行った場合は、直ちに町長にその旨を報告する。

ボランティア活動は下記の内訳を明らかにし、円滑な活動が実施できる配慮を行う。

- ◆ 災害活動の内容
- ◆ 協力希望の人員
- ◆ 活動の場所と期間
- ◆ その他参考となる事項

第6 ボランティアに係る事務委託

徳島県または本町が徳島県から事務の委託を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第 7 事後の措置

活動が終了したときは、担当各部長は下記事項を記した報告を本部長に提出する。

- ◆ 活動内容
- ◆ 活動人員と期間
- ◆ 活動の効果
- ◆ 活動場所
- ◆ 事故（あるいはトラブル）のあるときは、その内容
- ◆ その他今後参考となる事項

第25節 義援金・義援物資の受入・配分

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
	●		●			

被災者に対する義援金・義援物資の受入・配分は、本節の定めるところによるものとする。

第1 徳島県受付分の義援金の受入れ及び配分

徳島県及び関係機関で構成する義援金配分委員会の協議・決定事項に準ずる。

第2 松茂町受付分の義援金の受入れ及び配分

義援金・義援物資は町内で構成する義援金配分委員会を設置し、協議・決定するものとする。

主な協議・決定事項は次のとおりとする。

- ◆ 義援金の保管
- ◆ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- ◆ 義援金の使途
- ◆ その他必要な事項

第3 義援物資の受入れ及び配分

本町は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際は次の事項に留意するものとする。

1. 物資受入れの基本方針

- ◆ 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする
- ◆ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする
- ◆ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする
- ◆ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする（仕分け等の余分な手間が必要となるため）

2. 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1か所に大量に集約することが効率的である。しかし、多様な種類の救援物資を少量ずつ提供された場合は、集約が困難であり、各避難場所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して多様な種類の救援物資を少量ずつ提供するのではなく、できる限り単一の救援物資を大量に提供、あるいは義援金としての協力を依頼する。

なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先等を記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

3. 受入体制の広報

本町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- ◆ 必要としている物資とその数量
- ◆ 義援物資の受付窓口、問合せ先
- ◆ 義援物資の送付先、送付方法
- ◆ 個人からは、原則義援金として受付
- ◆ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となること

4. 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、本町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第26節 公共土木施設等の応急対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●			●		

公共土木施設及び水道、電気、ガス等のライフラインの災害対策については、各担当機関の防災業務計画によるが、倒壊物の飛散等による災害が発生した場合は、各機関と協力して、その機能確保をはかる。

第1 町災害対策本部の対応の流れ

1. 被災情報の収集

町災害対策本部事務局は、住民や関係機関からの被災情報をつとめ、関連する部に被災情報を連絡する。また、各部は必要に応じてパトロール等の方法で被災情報の収集を行い、町災害対策本部事務局に報告する。

2. 担当機関への通報

町災害対策本部にライフラインの災害発生、あるいは発生するおそれの情報があった時、町災害対策本部事務局は直ちに産業建設部に通報する。産業建設部長は、部内各課長との協議により、応急対策実施計画を作成する。

3. 各担当部相互の応援要請

各担当部から応急対策上の応援依頼があった時、別担当部は分担任務に支障のない範囲で協力する。

なお、応急対策実施上の協力の範囲と方法は、担当部相互との協議による。

4. 住民への広報

本町は、被災情報をもとに以下各項の内容に基づき概ねの応急復旧スケジュールをつとめ、住民に対して次の内容に関する広報を行う。

- ◆ 被災情報（被災施設、被災の程度等）
- ◆ 応急復旧スケジュール
- ◆ 応急復旧までの対応方法
- ◆ その他必要な事項

第2 公共土木施設等

1. 河川・海岸施設

(1) 基本方針

災害により堤防、護岸等河川・海岸管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力を尽くすものとする。

(2) 応急対策

堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。また、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるが、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、国庫負担申請を行い、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

2. 道路施設

(1) 基本方針

道路が被災した場合、本町及び各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察機関、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察機関、消防機関等の活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 応急復旧活動

① 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員等の制限を付しても速やかに復旧し、開放する。

また、道路占有施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知し適切に対処するが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のため必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

② 復旧対策

応急復旧に引続きまたは並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等、種々勘案の上、通行止を避けながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

(3) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期啓開を要する重点路線として、以下のような施設等を結び、被災地からまたは被災地への輸送路を系統的に確保する。

避難場所 (人口集中地区)	～	重要施設 (官公庁、病院、浄水場等)	～	救援物資 復旧用資機材 置場	～	港湾・高速IC
------------------	---	-----------------------	---	-------------------	---	---------

第3 水道施設

1. 実施機関

松茂町、徳島県（安全衛生課）

2. 基本方針

本町は、あらかじめ応急対策について計画を定め、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

3. 二次災害の防止

本町は、水道施設の被害による二次災害を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

- ◆ 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置を進める
- ◆ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用を進める
- ◆ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置を進める

4. 応急復旧対策

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちに町の定める応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

(2) 被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急にかつ的確に把握することとする。

(3) 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を住民に広報する。

なお、復旧にあたっては、緊急度の高い給水拠点、避難場所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

5. 支援要請

本町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や徳島県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

第 4 下水道施設

1. 実施機関

松茂町、徳島県（水・環境課）

2. 基本方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

3. 被害状況調査

本町及び徳島県は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

4. 応急復旧

本町及び徳島県は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) 処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

5. 支援要請

本町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や徳島県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

6. 災害広報

本町及び徳島県は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第5 電力施設

災害時における電力施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1. 実施機関

四国電力(株)、四国電力送配電(株)、徳島県(危機管理環境部)

2. 災害時における電力の供給計画

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、または発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- ◆ 徳島県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す
- ◆ 需給バランスについて、系統上供給力が不足する場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保するものとする

3. 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡の上、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な顧客によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

4. 災害時における応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を目標とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

(1) 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

(2) 送電設備

被害の状況、線路の重要度を考慮し、必要に応じ仮設備を実施するとともに被害線路の復旧を図る。

(3) 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

(4) 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、迂回ルートへの切り替えや非常用通信設備の活用により、必要回線の確保を図るものとする。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

(5) 電源車等

徳島県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、徳島県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

(6) 電源車等

徳島県及び市町村は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリット車等を「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第6 LPガス供給施設

災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1. 実施機関

松茂町、徳島県（危機管理環境部）、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所

2. 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃烧源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊または転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

3. LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の措置に努め、災害が発生したときは、警察機関及び消防機関等に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

(1) 広報活動

- ◆ 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする
- ◆ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

- ◆ 使用後破棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする
- ◆ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする

第7 通信施設

災害時における西日本電信電話(株)徳島支店及び(株)NTTドコモ四国徳島支店の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1. 実施機関

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ

2. 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

3. 応急対策

(1) 災害が発生し、または発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- ◆ 電源の確保
- ◆ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ◆ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- ◆ 応急対策用車両、工具の点検
- ◆ 応急対策用資機材の把握
- ◆ 緊急輸送対策
- ◆ 復旧要員の確保
- ◆ 通信設備の巡回点検

(2) 災害の発生が予想される場合または発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、徳島県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

① 重要通信の確保

- ◆ 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める
- ◆ 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う

② 特設公衆電話の設置

- ◆ 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める
- ◆ 特設公衆電話の設置場所について、徳島県、及び行政機関と連携し選定する

③ 災害用専用基地局の運用

- ◆ ドコモの大ゾーン基地局を稼働し半径約7 km・360度のエリアカバーを目指す
- ◆ 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努る

(4) 災害のため通信が途絶したとき、もしくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

- ◆ 被災区間または場所
- ◆ 回復見込み日時
- ◆ 通信途絶、利用制限の理由
- ◆ 通信途絶、利用制限の内容
- ◆ 通信利用者に協力を要請する事項
- ◆ その他の事項

(5) 大規模災害時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」を開設する。

4. 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、及び輸送、通信、電力の確保に関する機関に設置されるもの

(2) 第2順位の復旧

ガス、水道の確保に関する機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第8 放送施設

放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

放送事業者は、徳島県その他関係防災機関と協力して、災害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、気象情報等を伝達するとともに、防災関係機関や居住者及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

発災後も円滑に放送を継続し、災害情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定めるものとする。

〔日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社及び株式会社エフエム徳島の対応〕

災害時または災害の発生が予想される場合、日本放送協会徳島放送局にあっては災害関連番組を機動的に編成し、また、四国放送株式会社及び株式会社エフエム徳島にあっては状況に応じて特別番組の編成等を行い、災害時の混乱を防止するとともに、徳島県その他関係防災機関からの災害の通報事項に対しては、的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。

第9 危険物施設

1. 火薬類

主な実施機関：松茂町、徳島県（危機管理環境部）、県警察

(1) 実施責任者

- ◆ 火薬庫または火薬類の所有者または占有者
- ◆ 徳島県知事（ただし、火薬類取締法施行令第7条により権限委任された事項）
- ◆ 警察本部長
- ◆ 町長

(2) 応急措置

① 火薬庫または火薬類の所有者または占有者の措置

- ◆ 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする
- ◆ 通路が危険であるかまたは搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする
- ◆ 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする
- ◆ 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能もしくは原形を失った火薬類または著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする

② 徳島県知事の措置

- ◆ 製造業者、販売業者または消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部もしくは一部の使用の一時停止を命ずるものとする
- ◆ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止しまたは制限するものとする
- ◆ 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更またはその廃棄を命ずるものとする
- ◆ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずるものとする

③ 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

④ 町長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止または制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示または救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

2. 石油油類と薬品

主な実施機関：松茂町、徳島県（危機管理環境部、薬務課）

（1）実施責任者

- ◆ 施設の所有者及び管理者または占有者
- ◆ 町長
- ◆ 徳島県知事

（2）応急措置

① 施設の所有者及び管理者または占有者の措置

- ◆ 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする
- ◆ 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする
- ◆ 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする

② 徳島県知事または町長の措置

- ◆ 被害が広範囲にわたり、引火、爆発またはそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする
- ◆ 火災の防御は、町の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする
- ◆ 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする
- ◆ 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする

3. 放射性物質

主な実施機関：松茂町、徳島県（関係各課）、警察本部

（1）実施責任者

- ◆ 施設の所有者及び管理者
- ◆ 徳島県知事
- ◆ 町長
- ◆ 警察本部長

(2) 応急措置

火災等により放射線障害が発生し、または発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。

また、大量放出またはそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたりるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

4. 高圧ガス

主な実施機関：松茂町、徳島県（危機管理環境部）、県警察

高圧ガス施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

(1) 実施責任者

- ◆ 高圧ガス製造者等
- ◆ 徳島県知事
- ◆ 警察本部長
- ◆ 町長

(2) 応急措置

① 製造者等の措置

- ◆ 直ちに事業所内における火気の取扱を停止するとともに製造施設等の異常の有無を点検する
- ◆ 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所もしくは消費施設または充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに以下の災害発生防止のための措置を講じる。
 - ◆ 製造施設または消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費の作業を中止し、緊急遮断弁の閉止等の応急の措置を行うとともに、製造または消費設備内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる
 - ◆ 販売施設、高圧ガス貯蔵所または充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちにバルブの閉止等の応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる
 - ◆ 充てん容器等が外傷または火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、またはその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める
- ◆ 製造施設等に被害が発生し、または発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する
- ◆ 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する

② 徳島県知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- ◆ 製造もしくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部または一部の使用の一時停止を命ずること
- ◆ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限すること
- ◆ 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命ずること

③ 警察本部長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

④ 町長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第10 農業用施設

災害時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1. 実施機関

松茂町、徳島県（生産基盤課、農山漁村振興課）、土地改良区、中国四国農政局

2. 頭首工、取水施設、用排水路

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、災害に対する安全性が確認された場合、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与えるおそれがないか確認し、本町に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、本町を通じて徳島県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

3. 各種樋門、排水機場

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、災害に対する安全性が確認された場合、施設の破損の有無を調査し、施設の機能が損なわれている場合は、本町に報告するとともに、応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、本町を通じ徳島県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

第27節 教育対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
					●	

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本節の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。

第2 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、学校教育活動の再開に向け、努力するものとする。

特に児童生徒等の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別教室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに、学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

1. 児童生徒等の安全確保

- ◆ 児童生徒等の所在及び通学路の安全確認を行うものとする
- ◆ 応急教育を行う場所の選定にあたっては、児童生徒等の安全確保に努めなければならない
- ◆ 精神的または心理的ストレスを受けた児童生徒等に対してカウンセリング等心のケアを行う

2. 文教施設の災害応急対策

(1) 激甚災害により建物が全壊または半壊した場合

激甚災害により建物が全壊または半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合または付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物の建築、町内他校に分散収容（通学可能な範囲内）する等、授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し施設の斡旋を要請するほか、公民館、私有建物の借上げ等を行う。

（2）被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまたず復旧を行うものとする。なお、応急対策としては、特別教室や屋内運動場等を利用するが、避難場所開放等で不足する時は二部授業等の方法を検討する。

3. 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

4. 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において対応ができないときは、隣接学校から応援させ、なお不足する場合は、地域人材から教職員退職者または臨時任用経験者等の応急教育に従事できる人材を確保するものとする。

5. 給食の実施

教育部は、応急給食の必要があるとしたとき、学校給食センターと協議の上、各学校の完全給食が実施できるよう努めるものとする。完全給食が不可能な場合は、委託方法を考慮する。

（1）現に学校給食を実施している学校

① 物資の確保

本町の保管する物資、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。

② 施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努めるものとする。

（2）学校給食を実施していない学校

地域の特性を配慮し、児童生徒の給食を必要とする場合には、応急施設をつくり、町が保有する物資等により、給食の早期開始に努めるものとする。

6. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

（1）学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。なお、同法が適用されない場合は、災害の規模範囲と災害の程度で本町教育委員会が別に定める。町教育委員会は学校長と協力して、あらかじめ調達配分の方法を検討しておく。

- ◆ 教科書（教材を含む）
- ◆ 文房具及び通学用品

（2）期間

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

7. 教科書（教材を含む）・学用品の調達

- ◆ 各学校における貸し出し得る教材・学用品のリスト作成
- ◆ 教材・学用品の輸送手段の確保
- ◆ 教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

8. 就学援助費等の支給

- ◆ 町長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする
- ◆ 既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする
- ◆ 災害により、特別支援学校または特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする

第3 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。

避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第 4 文化財対策

文化財が被害を受けた場合は、松茂町文化財保護審議会の意見を参考に被害状況を調査するとともに、主として所有者である管理団体の協力を得て、対策をたてる。

第 5 教職員、児童生徒の健康管理

災害の状況によって、学校長を中心とした防疫班を編成し、被災学校の教職員、児童、生徒に対し、保健所に伝染病予防接種や健康診断の依頼を行う。

第28節 労務供給

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		

災害時の応急対策は、町職員、消防団員をもって実施するが、特定作業の場合、あるいは労力に不足を生じる場合は、次のとおりの労務供給計画を行う。

第1 担当部

労務者の雇用は町において行うが、その職種別の担当は次のとおり。

職種別担当区分

職別	職種	区分
一般医療衛生	土木・建築関連業務	産業建設部
家畜医療衛生	一般労務	総務部

第2 労務者の雇用

1. 労務供給方法

鳴門公共職業安定所（TEL:685-2270）で供給の要請を行う。

2. 労務者の作業内容

労務作業範囲は、次のとおり。

- ◆ 被災者の救助・救出のための機械器具資材の操作
- ◆ 医療・助産措置を必要とする患者・妊婦の移送
- ◆ 飲料水供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布
- ◆ 救援物資の整理、輸送、配分
- ◆ 遺体の搜索処理
- ◆ 家畜・死亡小動物等の処理

第3 その他の参考事項

医療衛生関係者等の雇用にあっては、従事作業用の器具等の持参を原則とする。

土木の応急・復旧作業等で、請負等が適切と判断されれば、町は請負あるいは委託の方法を考慮する。

第 4 章 災害復旧・復興

第 1 節 復旧・復興の基本方針

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

本町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

災害により被災した公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

また、本町は県警察と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

- ◆ 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ◇ 河川
 - ◇ 海岸
 - ◇ 道路
 - ◇ 港湾
 - ◇ 漁港
 - ◇ 下水道
 - ◇ 公園の各施設
- ◆ 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ◇ 農地農業用施設
 - ◇ 林業用施設
 - ◇ 漁業用施設
 - ◇ 共同利用施設の各施設
- ◆ 教育施設災害復旧事業計画
- ◆ 上下水道施設災害復旧事業計画
- ◆ 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
- ◆ 都市施設災害復旧事業計画
- ◆ 住宅災害復旧事業計画
- ◆ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ◆ 官庁建物等災害復旧事業計画
- ◆ その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業にともなう財政援助及び助成

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

災害復旧事業費の決定は、徳島県知事の報告その他本町が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律または予算の範囲内において、国が全部または一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

第1 法律により一部負担または補助するもの

- ◆ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ◆ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ◆ 公営住宅法
- ◆ 土地区画整理法
- ◆ 海岸法
- ◆ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ◆ 予防接種法
- ◆ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ◆ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ◆ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ◆ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- ◆ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置 ×

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ◆ 公共土木施設災害復旧事業
- ◆ 公共土木施設災害関連事業
- ◆ 公立学校施設災害復旧事業
- ◆ 公営住宅等災害復旧事業
- ◆ 生活保護施設災害復旧事業
- ◆ 児童福祉施設災害復旧事業
- ◆ 老人福祉施設災害復旧事業
- ◆ 障害者支援施設等災害復旧事業

- ◆ 婦人保護施設災害復旧事業
- ◆ 感染症医療機関災害復旧事業
- ◆ 感染症予防事業
- ◆ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ◆ 湛水排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- ◆ 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ◆ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ◆ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ◆ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ◆ 共同利用小型漁船の建造費の補助

3. 中小企業に対する特別の助成

- ◆ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ◆ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の財政援助措置

- ◆ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ◆ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ◆ 水防資材費の補助の特例
- ◆ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ◆ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ◆ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ◆ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 4 節 被災者の生活再建等の支援

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

災害時には、多数の者が生命または身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等、大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

本町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。

第 1 調査等に関する説明

本町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。

第 2 被災者生活再建支援金の支給

本町は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

【主な実施機関：松茂町、徳島県（危機管理環境部）】

第 3 災害弔慰金等の支給、貸付け

本町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び市町村条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

【主な実施機関：松茂町、徳島県（保健福祉政策課）】

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象

- ◆ 政令で定める災害により死亡した住民の遺族

(2) 支給額

- ◆ 生計維持者が死亡した場合500万円以内
- ◆ その他の者が死亡した場合250万円以内

2. 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

- ◆ 政令で定める災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神または身体に相当程度の障がいがある住民

(2) 支給額

- ◆ 生計維持者250万円以内
- ◆ その他の者125万円以内

3. 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象

- ◆ 災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

(2) 貸付限度額

- ◆ 世帯主の1カ月以上の負傷150万円～350万円
- ◆ 住居または家財の損害150万円～350万円

(3) 利率

- ◆ 年3%（据置期間は無利子）

(4) 据置期間

- ◆ 3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

- ◆ 10年（据置期間を含む）

(6) 償還方法

- ◆ 年賦、半年賦または月賦

(7) 申込先

- ◆ 市町村

第4 雇用機会及び労働条件の確保

1. 計画目標

公共職業安定所（以下、「安定所」という。）その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置または災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

また、労働基準監督署（以下、「監督署」という。）は、災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか、被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

2. 対策

本町は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

徳島労働局は以下の措置を講ずる。

- ◆ 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について徳島労働局及び公共職業安定所は適切な斡旋計画を樹立し、速やかに職業の確保を図る。また、必要に応じて広域職業紹介を実施する
- ◆ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長は次の措置を講ずる
 - ◇ 被災者のための臨時相談窓口の設置
 - ◇ 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
 - ◇ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等
 - ◇ 災害のため所定の失業の認定日に来所できない雇用保険受給資格者に対し、事後に証明書による失業の認定を行う
- ◆ 労働条件の確保を図るため、被災地域を管轄する監督署の長は次の措置を講ずる
 - ◇ 災害復旧工事等における労働災害防止対策
 - ◇ 被災労働者に対する労災保険給付
 - ◇ 事業場の閉鎖等による未払賃金立替払

第5 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次のとおりである。

1. 町税

本町は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

2. 県税

徳島県は、被災した納税義務者または特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、徳島県税条例（昭和25年徳島県条例第31号）または災害による県税の減免に関する条例（昭和29年徳島県条例第55号）により、県税の納税緩和措置として期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて、適切な措置を講ずる。

（1）期限の延長

災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出または県税を納付もしくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が徳島県の全部または一部の地域にわたり広範囲に生じたときは、徳島県知事は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

この場合を除き、個別的事例または狭い範囲内の事例については、徳島県知事は、納税義務者等の申請に基づき、災害が終わった日から2月以内の期日を指定してその期限を延長する。

（2）徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

なお、猶予した期間内に納付し、または納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税義務者等の申請により、先の猶予期間とあわせて2年以内の期間を限り、猶予を延長する。

（3）滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

（4）減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合には、該当する各税目について次により税の減免、納入義務の免除等を行う。

① 個人の県民税

個人の市町村民税と同じ取扱いで減免する。

② 個人の事業税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、または免除する。

③ 不動産取得税

不動産の取得の日から6月以内に災害により当該不動産が滅失もしくは損壊した場合、またはそれ以外の場合で災害により、滅失もしくは損壊した不動産に代わる不動産（知事が認めたもの）を、当該滅失もしくは損壊した日から3年以内に取得したときは、納税義務者からの申請により、軽減し、または免除する。

④ 自動車税の種別割

納税義務者が所有する自動車が発災により損害を生じ、相当の修繕費（保険金等で補てんされる金額を除く。）を要すると認められる場合には、納税義務者からの申請により、被害の程度に応じて、災害により被害を受けた日以後最初に納期の到来する年度分の2分の1または4分の1の税額を軽減する。

⑤ 自動車税の環境性能割

取得した自動車または三輪以上の軽自動車が発災の日から1カ月以内に天災により滅失した場合は、当該滅失した自動車または三輪以上の軽自動車に代わるものとしてて自動車を取得した場合は、納税義務者からの申請により免除する。

⑥ 軽油引取税

災害により軽油引取税額を失った場合、特別徴収義務者の申請により、当該軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

第6 被災者等への融資

1. 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

【主な実施機関：松茂町、徳島県（保健福祉政策課）】

災害により被害を受けた者（低所得者）に対して資金の貸付けを行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

2. 災害復興住宅融資

【主な実施機関：徳島県（住宅課）】

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸付けを行う。

3. 災害対策資金

【主な実施機関：徳島県（企業支援課）】

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

4. 農林漁業関係融資

【主な実施機関：徳島県（農林水産政策課）】

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、各種融資を行う。

- ◆ 日本政策金融公庫資金
 - ◇ 農業基盤整備資金
 - ◇ 林業基盤整備資金
 - ◇ 漁業基盤整備資金
 - ◇ 農林漁業施設資金
 - ◇ 農林漁業セーフティネット資金
- ◆ 農業近代化資金
- ◆ 漁業近代化資金
- ◆ 天災資金
- ◆ 県単林漁業災害対策特別資金

5. 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

【主な実施機関：徳島県（労働雇用戦略課）】

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付けを行い、被災者の生活の安定化を図る。

第7 生活相談

避難場所で生活を送る被災住民、あるいは災害によって日常生活に支障をきたした本町住民に対する民生安定のための相談計画は、次のとおりとする。

1. 実施機関

被災住民相談所の設置は本部長が実施し、民生部が担当する。

開設は災害の規模・状況に応じ開設するが、開設場所は災害対策本部のみならず、避難場所や移動巡回方式も考慮の対象とする。

2. 業務の内容

被災住民相談所の業務は次のとおり。

- ◆ 被災住民の生活相談に関すること

- ◆ 被災住民の精神上的の不安に関すること
- ◆ 被災者の捜索及び救助活動に従事した者の心のケアに関すること
- ◆ 被災住民の応急住宅相談に関すること
- ◆ 衣料・食料の相談に関すること
- ◆ その他被災の相談に関すること

第8 安否情報の提供

本町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、本町は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9 罹災証明書の交付等

1. 体制の整備

本町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

なお、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

2. 災害時の対応

本町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施するものとする。

第10 被災者台帳の作成等

本町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。徳島県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する本町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第11 資金の安定供給体制の構築

本町は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないように、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定等の対策を行う。

また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制の構築に努める。

第5節 計画的復興

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、速やかな復興計画の策定について定める。

第1 復興計画の策定に係る庁内組織の設置

本町は、災害発生後、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部等）を庁内に設置する。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興の基本方針や復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部署の調整を行う。

第2 被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援等、多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する必要がある。

本編 第3章「災害応急対策」において、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、本町は、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、さらに詳細な被災状況を把握するとともに、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活支援対策等、復興に関する調査を行い、その結果を整理して徳島県に報告する。

調査する事項はおおむね次のとおりである。

1. 建築物の被災状況に関する調査

本町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して徳島県に報告する。

2. 都市基盤復興に係る調査

(1) 公園・緑地等の被災状況調査

応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

(2) その他の都市基盤復興に係る調査

下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

3. 住宅の復興対策に関する調査

本町は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して徳島県に報告する。

4. 生活再建支援に係る調査

(1) 住家被害状況調査

災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(2) 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(3) その他生活再建に係る調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

5. 地域経済復興支援に係る調査

本町は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(1) 事業所等の被害調査

災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

(2) 地域経済影響調査

災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

6. 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。

このため、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

第3 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変をともなうような高度かつ大規模な事業となることから、本町は事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、徳島県及び関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

第4 防災のまちづくり

本町は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第5 事前復興の取組

本町は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築する等、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2編

南海トラフ地震対策編

目 次

第2編 南海トラフ地震対策編

第1章 総則

第1節	計画の性格.....	2-1
第2節	被害想定.....	2-2

第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化.....	2-9
第2節	都市防災機能の強化.....	2-14
第3節	液状化対策.....	2-16
第4節	津波災害予防対策.....	2-17
第5節	水道施設の整備.....	2-23
第6節	危険物等災害の予防対策.....	2-25
第7節	避難対策の充実.....	2-27
第8節	火災予防対策.....	2-40
第9節	業務継続計画.....	2-45
第10節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	2-46
第11節	地震災害に関する調査研究.....	2-48

第3章 災害応急対策

第1節	南海トラフ地震臨時情報にともなう対応.....	2-49
第2節	東海地震の警戒宣言にともなう対応.....	2-59

第1章 総則

第1節 計画の性格

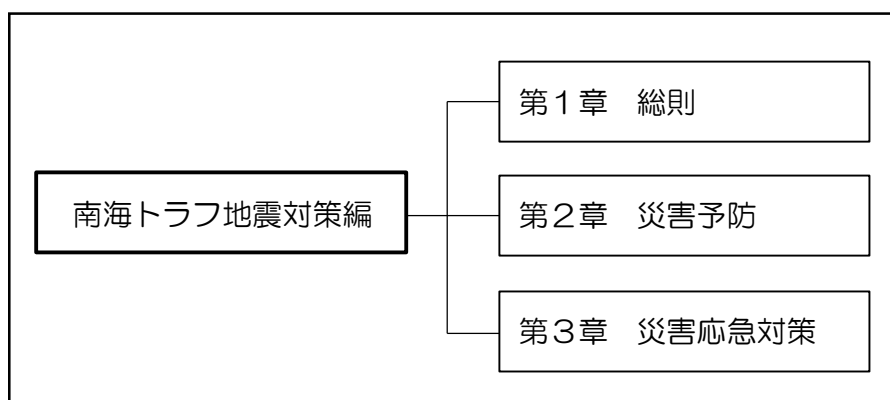
第1 計画の目的

この計画は、南海トラフを震源とした巨大地震による地震・津波災害から、住民の生命・身体や財産を守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）、津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）、その他の地震防災対策に関する法律・政令あるいは条例に基づき、大規模地震と津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この計画に定めのない事項については、共通対策編に定めるところによる。

第2 南海トラフ地震対策編の構成

南海トラフ地震対策編の構成は、次図のとおりとする。



南海トラフ地震対策編の構成

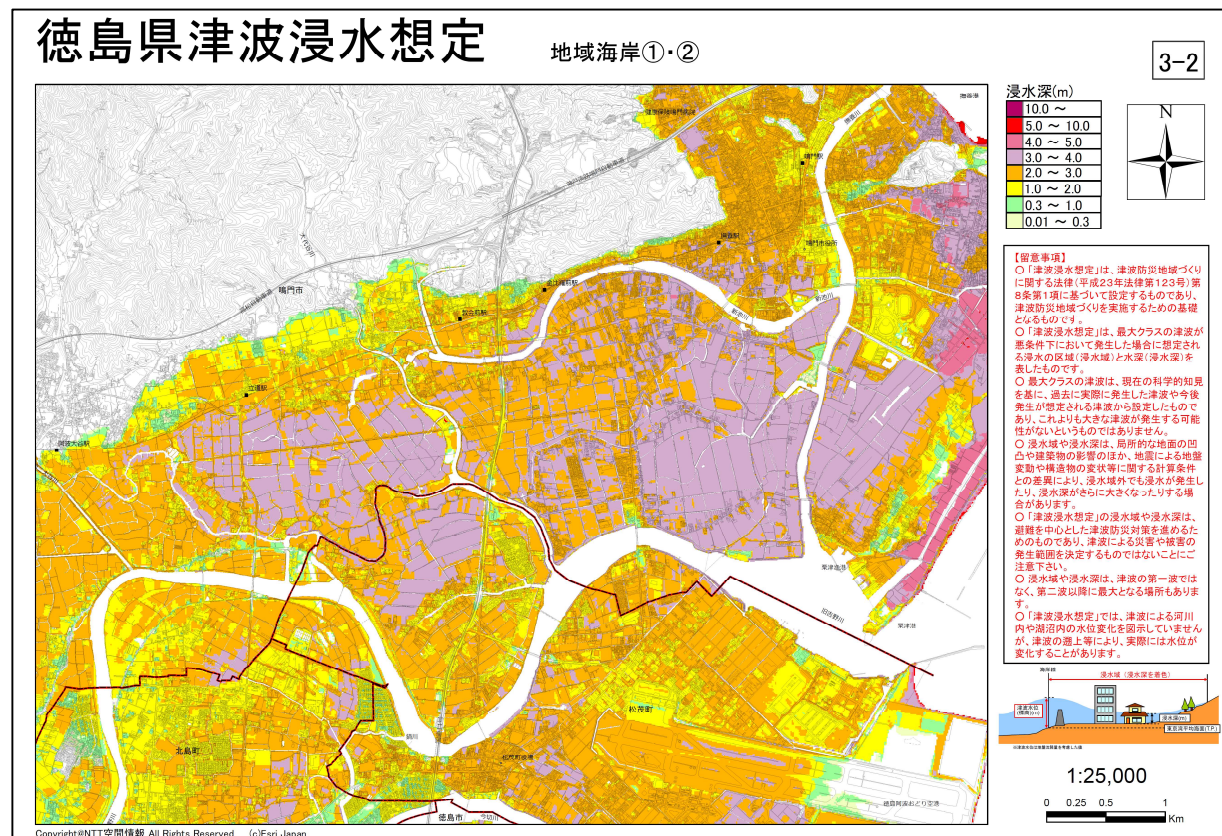
第2節 被害想定

本計画の被害想定は、徳島県が作成した次の想定等を基本として実施する。

- ◆ 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）
- ◆ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日公表）
- ◆ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月25日公表）
- ◆ 徳島県津波災害警戒区域（平成26年3月11日指定）

第1 徳島県津波浸水想定

徳島県は、平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。（平成24年10月31日公表）

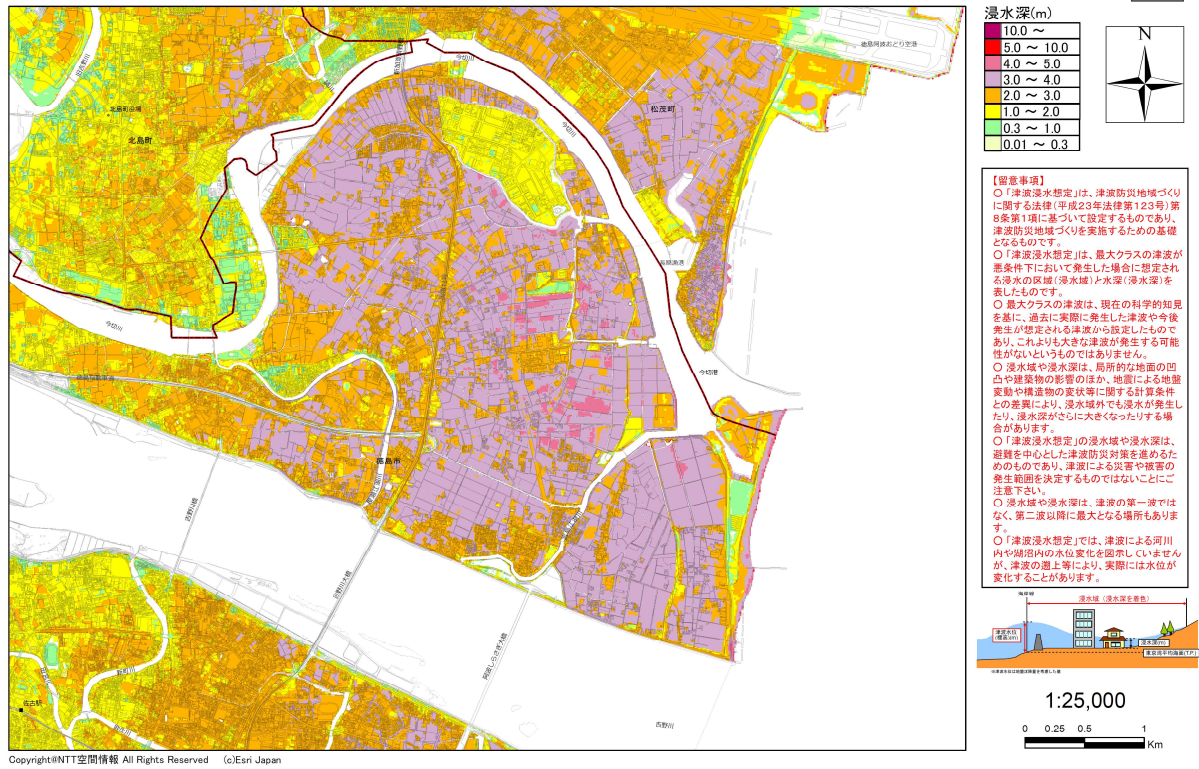


出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>

徳島県津波浸水想定

地域海岸②

4-2



出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>

第2 南海トラフ巨大地震被害想定

徳島県は、平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル(M9.0、M9.1)」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」等を算出した徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）を平成25年7月31日に、ライフライン被害・生活支障等の想定を徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）として、同年11月25日に公表した。

本項の1～6に、本町で予想される被害の想定結果を示す。（各表内の数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある）

1. 人的被害

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津波（うち自力脱出困難者）			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
30 (若干数)	20 (若干数)	20 (若干数)	0	0	0	1,400 (110)	1,800 (80)	1,600 (90)	若干数	若干数	若干数
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	若干数	若干数	1,400	1,900	1,600						

負傷者一覧(人)

揺れ(うち家具転倒)			急傾斜			津波			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
160 (50)	120 (40)	120 (40)	0	0	0	0	0	0	若干数	若干数	若干数
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	若干数	10	160	130	130						

重傷者一覧(人)

揺れ(うち家具転倒)			急傾斜			津波			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
40 (10)	20 (若干数)	30 (若干数)	0	0	0	0	0	0	若干数	若干数	若干数
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	若干数	若干数	40	30	30						

2. 建物被害

建物全壊・焼失棟数(棟)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
410	20	0	2,200	10	30	40	2,600	2,600	2,600

建物半壊棟数(棟)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
600	320	0	1,000	-	1,900

3. ライフライン被害

上水道被害

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	
15,200	8,000	95	14,400	81	12,300	70	10,600	51	7,700	7,200

- ・断水率 = (管路・浄水場等被害による断水人口 + 津波全壊による断水人口) / 全給水人口
- ・復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く

下水道被害

処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
		支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	
4,400	2,300	100	4,400	100	4,400	52	2,300	0	0	2,100

- ・支障率(直後～1週間後) = (管路・処理場被害による支障人口 + 津波全壊による支障人口) / 全処理人口
- ・支障率(1ヶ月後) = 管路・処理場被害による支障人口 / 全処理人口
- ・復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する人口を除く

電力被害

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波全壊 相当 電灯軒数
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数	
6.26	7,600	4,000	100	7,600	82	6,300	3,600

- ・停電率 = (需給バランス等に起因した停電軒数 + 津波全壊による停電軒数) / 全電灯軒数
- ・復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く

固定電話被害

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波 全壊 相当 回線数
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	
3,100	1,600	100	3,100	91	2,800	1,500

- ・不通率 = (停電に起因した不通回線数または電線等被害による不通回線数 + 津波全壊による不通回線数) / 全回線数
- ・復旧対象回線数、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する回線数を除く

4. 生活支障等

避難者数：冬18時（人）

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計
15,070	4,900	2,400	7,300	5,500	2,500	8,000	2,300	5,400	7,700

・警報解除後当日における避難所生活者数の割合は、 $4,900/15,070 \times 100 \approx 32.5\%$ で、
避難所外生活者の割合は、 $2,400/15,070 \approx 15.9\%$ と設定される。

津波一時避難者数（人）（冬深夜）

人口	一時避難者数
15,070	13,600

帰宅困難者（人）

帰宅困難者
670～1,200

医療機能：冬18時（人）

重傷者数 ※1	死者の割合 ※2	要転院患者数	合計
30	160	若干数	200

※1「重傷者一覧」参照（冬18時）、※2「死者数一覧」参照（冬18時）

災害廃棄物：冬18時

重量換算（万t）			体積換算（万m ³ ）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
29	31～67	60～96	49	29～46	78～95

住機能

松茂町 全戸数	必要応急 仮設住宅戸数
5,600	1,800

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
70	若干数	若干数	10	20

要配慮者：冬18時（人）

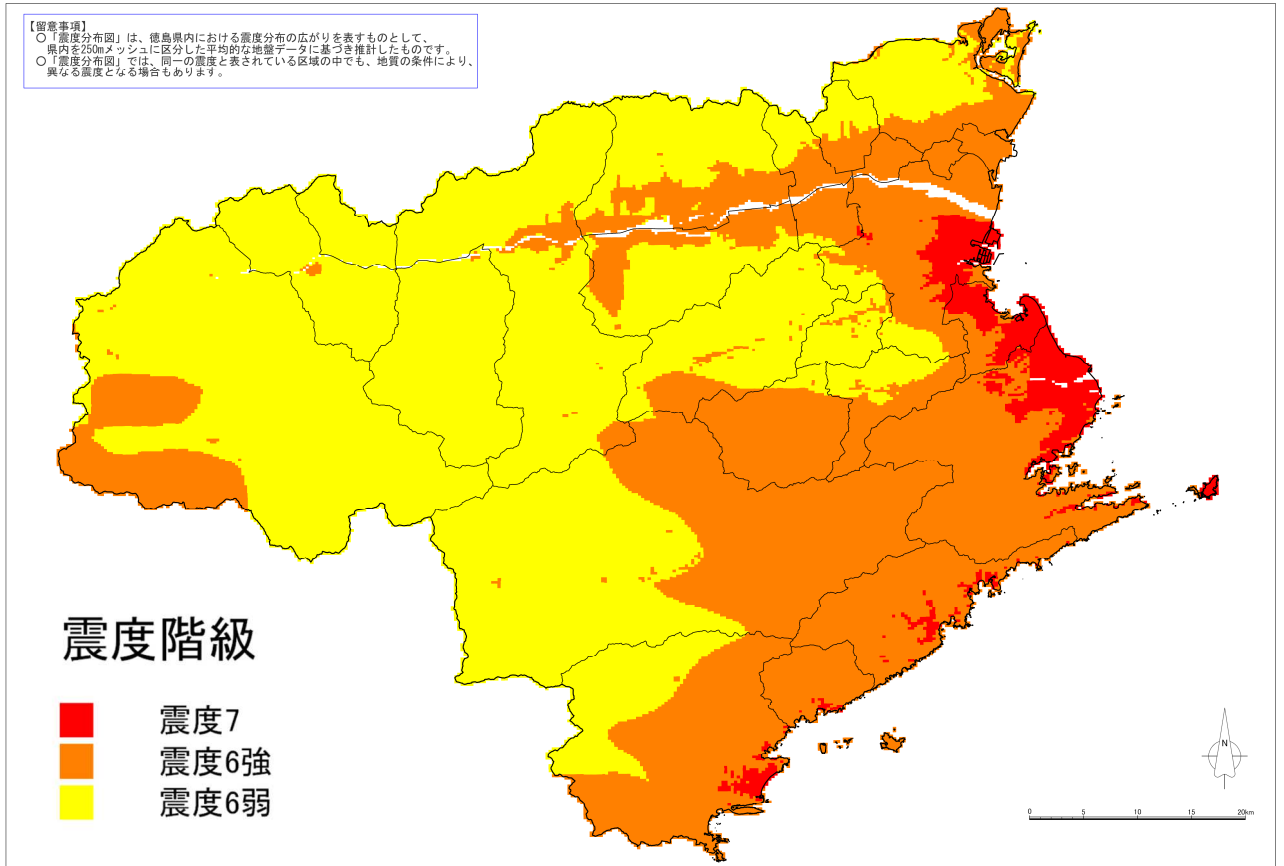
避難所生活者数 （1週間後）	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 （要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
5,500	120	260	210	50	130	40	60	20

・属性間の重複あり

5. 震度分布

本町の最大震度は6強が想定されている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



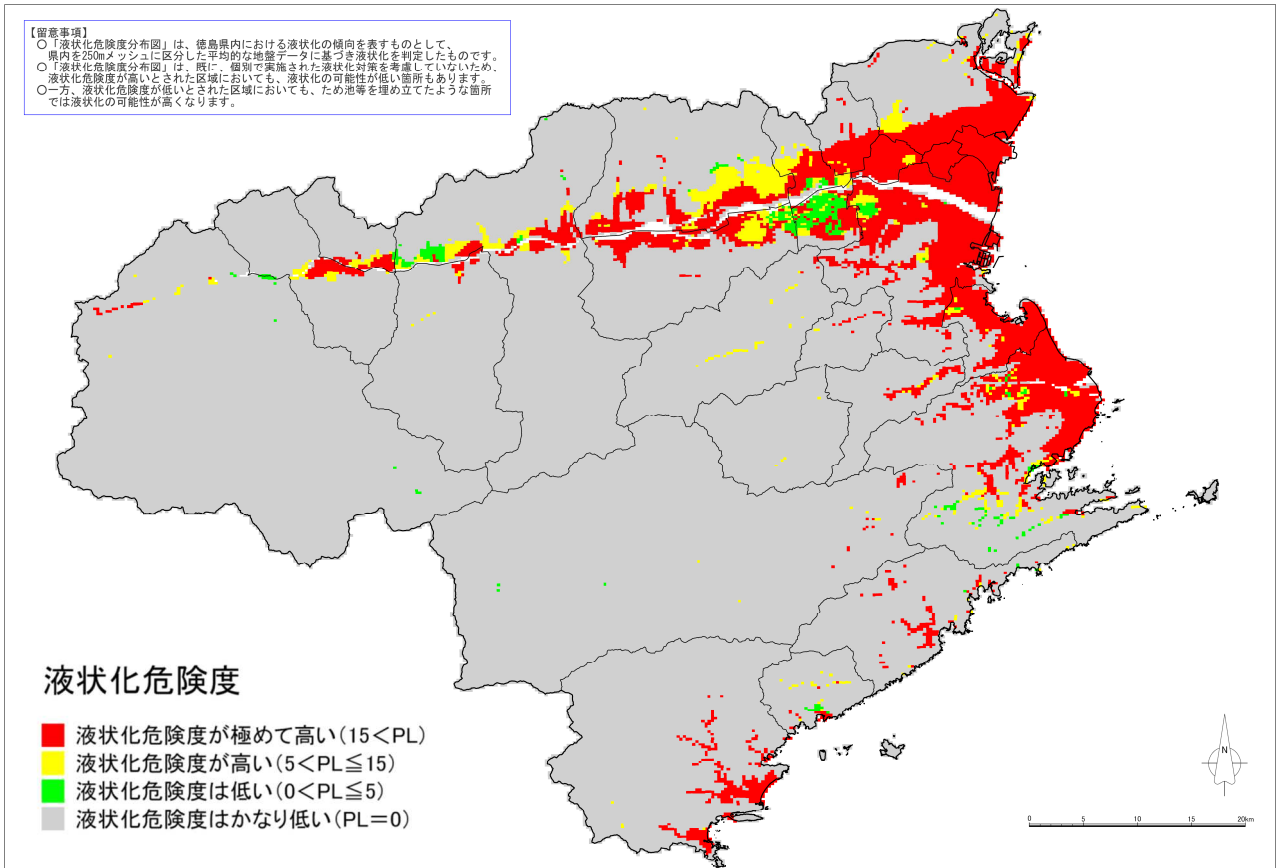
出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>



6. 液状化危険度

本町は、大部分において液状化危険度が極めて高い想定となっている。

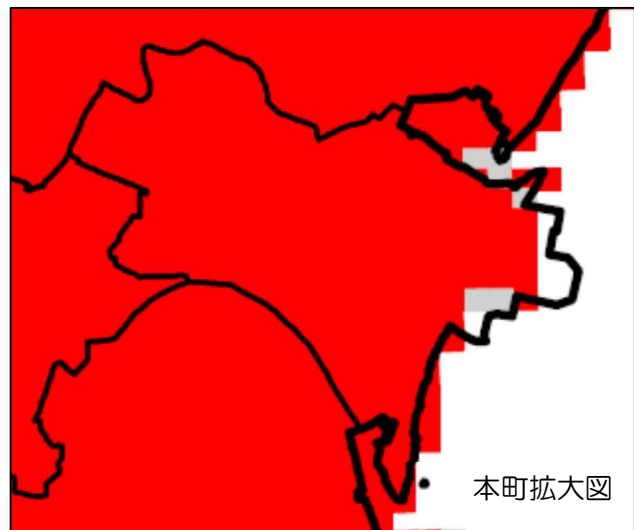
南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



徳島県危機管理部南海地震防災課 平成25年7月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報(行政区画データ)を使用して作成しました。

1:300000

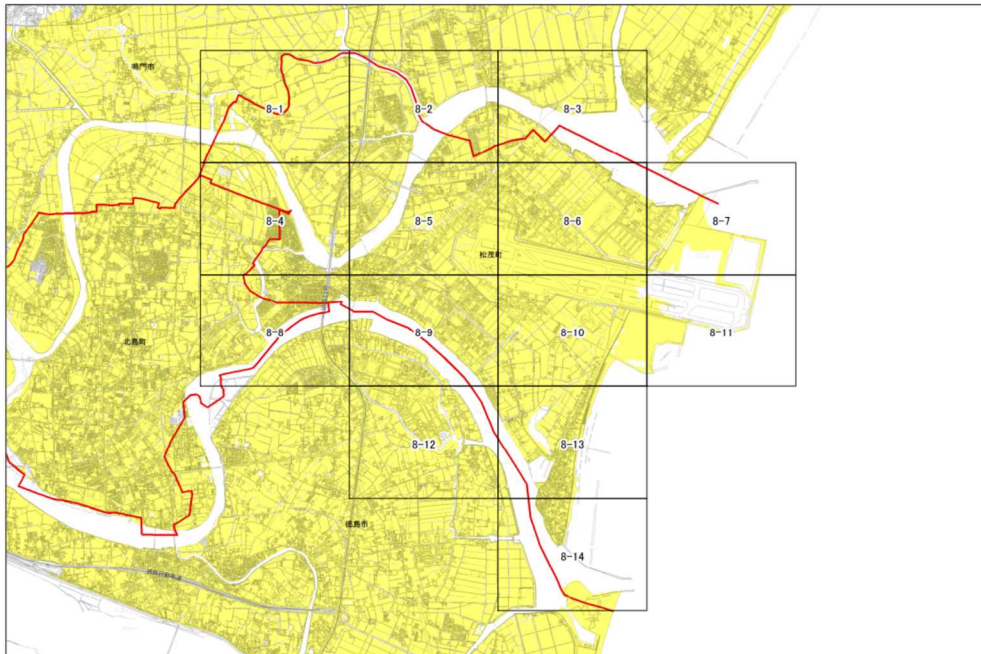
出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>



第3 徳島県津波災害警戒区域

徳島県は、津波避難対策をより確実・効果的に実施するため、「津波防災地域づくりに関する法律」第53条及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づく「津波災害警戒区域」（イエローゾーン）を指定した。（平成26年3月11日指定）

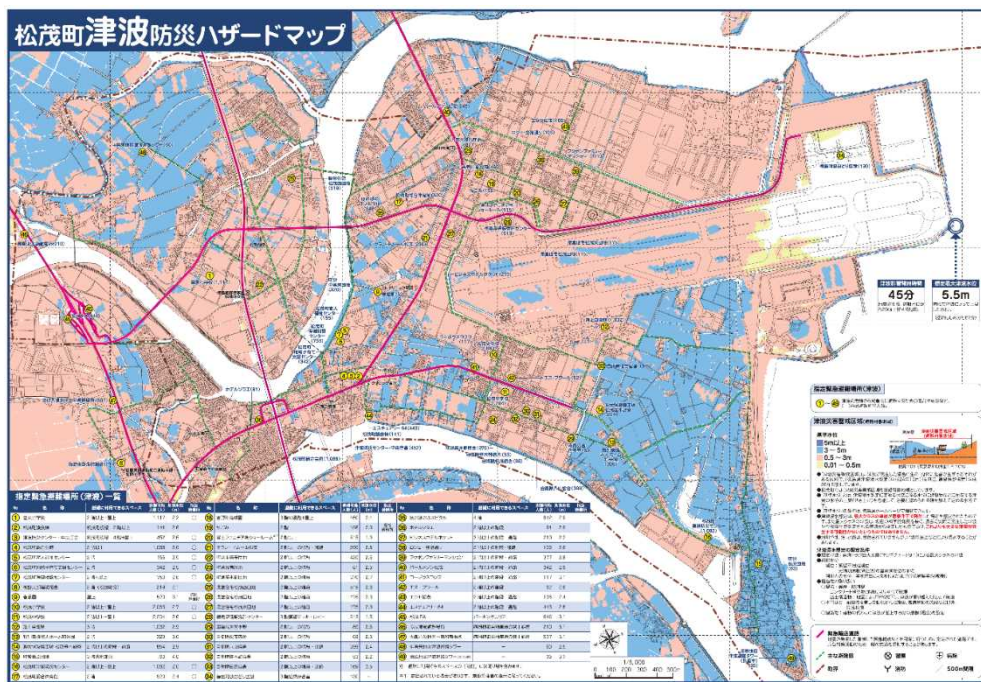
本町では、この津波災害警戒区域を基に津波防災ハザードマップを作成している。



松茂町域の津波災害警戒区域（イエローゾーン）

出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>



松茂町津波防災ハザードマップ

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言等を行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

第1 建築物の耐震対策

1. 防災上重要な町有建築物の耐震対策

(1) 防災上重要な町有建築物の設定

本町は、次の町有施設を「防災上重要な町有建築物」及び「重要給水施設」として位置づけ、耐震性の確保を図る。

なお、重要給水施設については、次頁の町有施設のうち、災害応急対策活動に必要な施設とする。

防災上重要な町有建築物

分類		活動内容	対象施設
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集、 ・二次災害に対する警報の発令 ・災害復旧対策の立案、実施 ・防犯等の治安維持活動 ・被災者への情報伝達 ・保健衛生及び防疫活動 ・救護物資等の備蓄、緊急輸送活動等 ・避難場所 	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町津波防災センター
	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護、救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動等 	松茂町保健相談センター
避難場所として位置づけられた施設		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難 ・被災者の受け入れ 	松茂町地域防災計画により避難所として位置づけされた施設
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する施設 	上記以外の避難場所に指定されていない社会教育施設、社会福祉施設等

(2) 防災上重要な町有建築物の耐震性強化

前項の防災上重要な町有建築物については、国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、新築の場合では、耐震設計・施工の確保を図り、既存建築物については、耐震診断・耐震補強等による耐震性の確保を図るものとする。本町での公共的施設等における耐震化状況は、下記のとおりである。

施設名	実施年度
松茂中学校	平成16年度完了
喜来小学校	平成17年度完了
松茂幼稚園	平成17年度完了
長原小学校	平成19年度完了
松茂小学校	平成20年度完了
津波防災センター ・中央庁舎	平成28年度完了
総合体育館	平成28年度完了

なお、「松茂町耐震改修促進計画」（平成31年3月）において、本町の防災上重要な町有施設は17棟設定されており、このうち旧耐震の建築物に対して、優先的に耐震化に努め、平成28年度末に耐震化率を100%達成している。

2. 特定建築物の耐震対策

本町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物（学校、病院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅、事務所等、多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言等を行うものとする。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備すること等により耐震改修の促進を図るものとする。

3. 一般建築物等の耐震対策

本町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置する等、耐震改修が行いやすい状況をつくる。特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であるが、平成12年以前の新耐震基準の木造住宅においても関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

本町では、旧建築基準法に基づく既設木造建物の耐震診断支援事業を平成16年度から、耐震改修支援事業を平成17年度から開始している。

4. 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く地域の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して住民の文化向上に資する必要がある。

このため、本町は文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

5. 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、これらの工作物の耐震性について広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

6. 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

本町は、道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。特に、通学路及び避難場所周辺については、本町においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行うものとする。

7. ブロック塀等の耐震対策

本町は、道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとす
るよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、本町において
も点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

8. 家具等の転倒防止対策

本町は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における
転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレット
等による周知・啓発と、家具転倒防止対策事業による家具転倒防止用器具の普及を図るも
のとする。

9. 住民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について住民の認識を深めるため、本町は住民に対する適切な防災教育の場
を設けるとともに、防災パンフレット等を配布し、都市の耐震化を住民ぐるみで進めるよ
う努める。

10. 応急危険度判定体制等の整備

本町は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定
する危険度判定士との連携を強化し、緊急時に対応できる体制を整備する。

11. 関係団体との連携

本町は、前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修や広報活動について、公益社
団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携
を図るものとする。

第2 本町管理または運営施設の対策

1. 不特定多数の者が出入りする施設

本町が管理する施設あるいは設備については、第三者（来庁者、通行人等）に危害が加わ
らないように、下記諸点に留意する。

（1）各施設に共通する事項

- ◆ 地震情報及び津波情報等の入場者への伝達
- ◆ 入場者の安全確保のための退避措置
- ◆ 火気使用設備の点検
- ◆ 施設の防災点検と応急補修、設備、備品の転倒あるいは落下防止措置
- ◆ 危険物の点検
- ◆ 受水槽への緊急貯水

- ◆ 出火防止装置
- ◆ 消防用設備の点検・整備
- ◆ 防災活動に必要な資機材の確保
- ◆ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータ等、情報を入力するための機器の整備
- ◆ 緊急地震速報受信設備
- ◆ 通信手段の確認
- ◆ その他必要と思われる点検

(2) 個別事項

- ◆ 学校等では、保護を必要とする児童・生徒等の安全確保の措置
- ◆ 社会福祉施設では、高齢者等の移動困難な者の安全確保の措置

2. 重要な建物に対する措置

(1) 施設管理者

災害対策本部等が設置される庁舎の管理者は、前述の留意事項（1. 不特定多数の者が出入りする施設）に加え、下記諸点にも配慮する。

- ◆ 自家発電装置、可搬式発電機等の非常用電源の確保し、72時間発電を基本とした燃料を備蓄するよう努める
- ◆ 無線通信機等の通信手段の確保
- ◆ 災害対策本部開設に必要な資機材、及び緊急車両等の確保

なお、代替施設の使用が不可となり、本町が管理する施設以外の場所に災害対策本部や現地災害対策本部を設置する場合も、その施設管理者に同様の措置が計られるように、事前の協力要請を実施しておくものとする。

(2) その他施設の管理者

避難場所や応急救護所が開設される施設の管理者も、前述の留意事項（1. 不特定多数の者が出入りする施設）に加え、開設に必要な資機材の搬入・配備の事前措置に協力するものとする。

3. 避難計画の策定

本町が管理する施設の管理責任者は、施設の特性及び関係する法令やマニュアル等に基づき個別の避難計画の策定を行うものとする。

4. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第2節 都市防災機能の強化

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展にともない、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にある。

このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、本町は防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災対策を推進するものとする。

第1 防災空間の確保

都市における大規模な一次的地震災害及びこれにともなう同時多発火災が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難地、避難路として最も有効な役割を果たす都市公園、緑地の整備を推進する。

1. 緑の基本計画

自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。そのため、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施できるよう、今後の公園整備を進めるものとする。

2. 都市公園の整備

本町の多くは地盤が軟弱であり、また近年市街地において不燃化が進んだとはいっても依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造となっている。こういう都市構造の中で、環境保全、スポーツ、レクリエーション機能を確保しつつ、都市地震・津波の防災機能を持つ都市公園の整備に努める。

第2 建築物の不燃化促進

1. 防火地域・準防火地域の指定

我が国は伝統的に木造建築物により市街地が形成され、地震による火災等の被害が生ずるおそれは極めて大きいことから、市街地における火災の危険を防除するため都市計画において定める地域として、防火地域・準防火地域が定められている。

防火地域の指定は建築物の耐火建築物への促進を図るものであり、一般的に都市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、また準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図るものである。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

2. 公的住宅の不燃化促進

公営住宅・改良住宅等の公的住宅については、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、今後改築の際には、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

第3 市街地開発事業による都市整備

1. 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画の形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業である。

本町は、土地区画整理事業を推進することにより道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図る。

2. 市街地再開発事業の推進

本町は、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、一層の防災機能の充実を図るため、市街地再開発事業の推進を図る。

第3節 液状化対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

本町は、徳島県及び公共・公益施設の管理者と連携し、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。

また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施するものとし、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。

第4節 津波災害予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

津波災害に対しては、海岸、河川、漁港等における堤防、護岸及び防潮堤等の海岸保全施設の整備・保全により被害の防止及び軽減を図るものとする。また、防御施設の整備等によるハード対策とともに、円滑な避難が行われるための情報伝達や警戒避難体制、高潮や津波災害に関する知識の向上や防災意識の高揚等のソフト対策も併せて実施し、災害の防止及び軽減を図るものとする。

第1 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討にあたっては、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

◆ レベル2

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

◆ レベル1

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

1. レベル2

徳島県が示した津波浸水予測図によると、本町では徳島阿波おどり空港滑走路東端において、南海トラフ地震発生後約45分で津波が到達（+20cm海面変動）し、約61分で最大波（津波水位 T.P. +5.5m）が到達するとされている。地震による揺れや液状化にともなう津波防御施設が被災した後に津波が襲来することも十分想定される。なお、津波による人的被害は、早期避難により大幅に抑えることができる。

本町では、人的被害を抑える対策を「松茂町津波避難計画」に沿って実施するとともに、陸上への浸水を抑えるための津波防御施設の整備や、安全な避難を確保する避難経路・避難施設の整備及び耐震化を推進する。また、ソフト対策として、講演会等による防災意識・知識の高揚、津波防災ハザードマップによる想定される津波災害の周知等を推進する。

2. レベル1

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、住民財産の保護、避難時間の確保、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

第2 津波警戒基準

本町の津波警戒基準は、次のとおりである。

- ◆ 気象庁から津波特別警報、津波警報が発表された時
- ◆ 気象庁から津波注意報が発表された時
- ◆ 気象庁発表で、震源の深さが40km以浅の地震で、地震マグニチュード7.5～7.8程度以上のもの（津波マグニチュード2以上のもの）

津波マグニチュード（今村・飯田スケール）

津波 マグニチュード	津波の高さ	全エネルギー (エルグ)	被害程度
-1	50cm以下	6×10^{21}	なし（低湿地で非常に軽微な被害）
0	1m程度	25×10^{21}	非常に軽微な被害
1	2m程度	100×10^{21}	海区の家屋を損傷し、船が流される
2	4～6m程度	400×10^{21}	多少の家屋を流し、人命に危険がある
3	10～20m程度	1600×10^{21}	400km以上の海岸線で顕著な被害
4	30m以上	6400×10^{21}	500km以上の海岸線で顕著な被害

上記に示した警戒基準を満たした場合、防災行政無線及び広報車により津波による避難対象地区に対して広報活動を行う。

第3 津波災害対策

南海トラフ地震によって発生する津波で、陸域においては浸水が、河川においては津波遡上が起こり、大規模な災害になる可能性が予測される。

このため、国及び徳島県では海岸・河川施設のハード・ソフトが一体となった防災対策が図られようとしている。

したがって、本町では、公開された浸水想定区域図等を基に、避難指示等の具体的対策を検討するとともに、沿岸地域住民や海岸利用者への津波や浸水時の対応策周知に努めるものとする。

1. 津波からの防護のための施設整備等

(1) 管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置（例えば、土のう等による応急浸水対策）を講じておくものとする。

(2) 管理者がとるべき事前対策計画

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- ◆ 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- ◆ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ◆ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- ◆ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- ◆ 同報無線の整備等の方針及び計画

2. 津波・浸水予防施設の整備

本町は、津波による被害を防止または軽減するため、河川管理者である国及び徳島県と連携し、水門等の必要な施設の補強等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の襲来に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

地震により被災するおそれがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

3. モニタリングポイントの設置

襲来する津波の現地状況把握の一環として、モニタリングを行うために、モニターを設置し、松茂町役場に随時監視状況を報告する。

第4 津波に強いまちづくり

本町は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、まちづくりの計画的な推進に努める。

また、本町は津波浸水想定区域等を踏まえ、地域住民が確実に避難できる体制を確立するため、徒歩による避難を原則としつつも、短時間で避難が可能となるよう以下の対策に努め、津波に強いまちの形成を図る。

- ◆ 避難場所・避難路等の避難関連施設の計画的整備
- ◆ 民間施設を活用した避難場所の確保
- ◆ 建築物や公共施設の耐浪化

第5 津波・浸水時の被害予防対策

1. 津波に対する心得

津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、本町、徳島県及び防災機関は、津波の危険、津波警報等や避難指示等の意味合い、避難方法等を住民及び船舶等に対して広く啓発するものとする。

津波警戒の呼びかけは、「強い揺れを感じた時、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、「津波に対する心得」により周知徹底を図るものとする。

津波に対する心得

① 一般向け

- ◆ 強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する
- ◆ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する
- ◆ 正しい情報をテレビ・ラジオ、広報車等を通じて入手する
- ◆ 津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので、行わない
- ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない

② 船舶向け

- ◆ 強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する
- ◆ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する
- ◆ 正しい情報をテレビ・ラジオ・無線等を通じて入手する
- ◆ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど、最前の措置をとる
- ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない

※注 港外：水深の深い、広い海域

※注 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

徳島県地域防災計画資料編（令和2年10月修正）より引用

2. 避難場所・避難路等の周知

本町は、津波防災ハザードマップを住民等の円滑な避難に役立てるため、周知・啓発に努めている。記載情報に関しては随時見直しを行い、常に最新の状態となるよう努めるものとする。

また、避難場所・避難路等を示す統一的な記号等を利用したわかりやすい案内板や津波浸水標識等の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、沿岸地域住民及び海岸利用者に対して、津波の対応の啓発に努める。

特に観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地にも浸水や避難に関する表示の設置等を行い、周知を図るよう努めるものとする。

海岸利用者の海岸からの避難路として、また防火用水としての海水利用をしやすいようにするため、海岸への昇降路の設置等の整備を図る。

なお、避難場所・避難路については、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルやタワー等の指定・整備を進め、より効果的な配置となるよう努める。

さらに、ヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等、津波に強い地域づくりに努めるものとする。

3. 防災訓練

本町は、津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ◆ 正確な津波警報等の情報収集及び伝達
- ◆ 津波からの避難誘導
- ◆ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ◆ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- ◆ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

4. 避難確保計画の作成

本町は、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき避難促進施設を指定する。

避難促進施設の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを町長に報告するとともに、公表しなければならない。

5. 業務継続計画の運用

災害時の業務継続を図るため、松茂町業務継続計画の運用に努める。
詳細は、本章 第9節「業務継続計画」を参照とする。

6. 企業防災の促進

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

詳細は、第1編 第2章 第6節「企業防災の促進」を参照とする。

第6 海上及び航空対策

1. 港湾

港湾管理者及び徳島海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

2. 飛行場

空港管理者は、津波の襲来するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある旨を周知する。

第5節 水道施設の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
				●		

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にするため、水道施設の整備を推進する。

第1 水道施設の耐震化

本町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化計画を策定するものとする。

- ◆ 石綿セメント管は、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める
- ◆ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める
 - ◇ 浄水場、配水池、マンホールを含む主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - ◇ 避難場所、救急病院、社会福祉施設、防災拠点施設等の防災上重要な施設への配水施設
 - ◇ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- ◆ 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める
- ◆ 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結する等、管路システムを耐震化することを検討する

第2 二次災害の防止

本町は、水道施設の被害による二次災害を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

- ◆ 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置を進める
- ◆ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用を薦める
- ◆ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置を進める

第3 応急復旧対策

本町は、水道施設の被害によって断水が生じて、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずるものとする。

- ◆ 日ごろから水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する（下水道施設も同様の措置をとる）
- ◆ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく
- ◆ 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援態勢の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等を締結しておく
- ◆ 復旧作業用水を確保するため、他用水からの緊急取水について確認しておくほか、予備水源、配水池の大容量化、受水槽の増量、近隣事業体との連絡管について検討する
- ◆ 非常用電源を確保する

第4 事前措置

水道事業者は、地震発生に備え、居住者が緊急貯水を実施することに留意し、給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急計画にしたがって、地震防災上の措置を実施する。

本町は、地震・津波情報の危険度によって、需要家に対し緊急貯水を要請する。

第6節 危険物等災害の予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		●

本町は、地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。

第1 危険物災害予防対策

1. 保安教育

本町は、徳島県及び関係機関と連携し、危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、法令に定める保安管理に関する研修会を実施し、保安意識の向上を図る。

2. 規制の強化

本町は、徳島県及び関係機関と連携し、危険物施設所有の事業所に対し、下記事項を重点とした立入り検査を実施し、災害の発生と拡大防止を図る。

- ◆ 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- ◆ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- ◆ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- ◆ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3. 屋外タンク貯蔵所等の流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク施設管理者には、不等沈下・漏洩事故等の防止対策指導を行い、また流出事故発生を想定した、二次災害予防対策措置計画の指導を図る。

4. 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防隊組織整備の強化を図り、自主的な災害予防体制を確立させる必要がある。

また、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結、あるいは地区内の自主防災組織との協力構築を図り、効率的な自衛消防力を組織化することが望まれる。

5. 化学的な消防資機材の整備

本町は、板野東部消防組合との連携により、多様化する危険物の災害対応のため化学消防車等の整備推進を図り、化学消防力の強化に努めている。

各事業所においても、危険物災害の防止を図るため、必要とされる応急資機材の整備・備蓄確保の推進を指導する。

第2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

徳島県及び関係機関は、高圧ガス・火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じて立入検査を実施するとともに、防災設備の保守管理について責任者を指導し、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第3 毒物劇物災害予防対策

徳島県及び関係機関は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。

- ◆ 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る
- ◆ 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する
- ◆ 毒物劇物貯蔵所に対し、定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る

第4 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

第5 海上特殊災害予防対策

危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行規制の強化を行い、防災関係機関の連携を密にするとともに、自主保安体制の強化促進を図る。

第7節 避難対策の充実

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

本町は、震災時における火災、津波等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

なお、本町及び徳島県は、他市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第1 津波からの避難対策

1. 津波避難計画等の整備

本町は、徳島県が実施した被害想定調査結果等を踏まえ、津波災害警戒区域を避難対象地域とし、本町指定緊急避難場所への津波避難シミュレーション結果や、ワークショップにおける地域住民の意見等を基に、松茂町津波避難計画を策定している。避難場所の増設や避難訓練の実施等を通じて、必要に応じて計画の改訂を行う。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル及び避難路・避難階段の整備・確保等、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

2. 津波警報等の伝達手段

津波情報の確実な伝達を図るため、本町では関係事業者との連携によって、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いた伝達手段構築を図る。

また、津波警報、避難指示等の周知が、住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、本町の津波避難対象地域に対して、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

3. 地震情報の種類とその内容

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。このとき、予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。また、最大震度が3以上またはマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、名東郡〔佐那河内村〕、名西郡〔石井町、神山町〕、板野郡〔松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町〕、美馬郡〔つるぎ町〕、三好郡〔東みよし町〕
	徳島県南部	阿南市、勝浦郡〔勝浦町、上勝町〕、那賀郡〔那賀町〕、海部郡〔牟岐町、美波町、海陽町〕

※注 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

緊急地震速報の種類と発表条件及び内容は、次表のとおりである。

緊急地震速報の種類と発表条件及び内容

種類	発表条件及び内容
緊急地震速報（警報）	（発表条件） <ul style="list-style-type: none"> 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。
	（内容） <ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名
緊急地震速報（予報）	（発表条件） <ul style="list-style-type: none"> いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合に発表する。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合に発表する。
	（内容） <ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 地震の規模（マグニチュード）の推定値 予測される最大震度が震度3以下のときは、 ー予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） 予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて ー震度4以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度） ーその地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）
※緊急地震速報の特別警報について 緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。	

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類と発表基準及び内容は、次表のとおりである。

地震情報の種類と発表基準及び内容

種 類	発表基準及び内容
震度速報	(発表基準) 震度3以上
	(内容) 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	(発表基準) 震度3以上(津波警報または注意報を出した場合は発表しない)
	(内容) 「津波の心配がない」または「若干の海面運動があるかも知れないが、被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合
	(内容) ・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	(発表基準) 震度1以上
	(内容) ・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
遠地地震に関する情報	(発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合
	(内容) ・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	(発表基準) 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	(内容) 顕著な地震の震源要素更新の通報や地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	(発表基準) 震度5弱以上
	(内容) 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している地震活動に関する解説資料は、次表のとおりである。

解説資料等の種類と発表基準及び内容

解説資料等の種類	発表基準及び内容
地震解説資料 (速報版)	(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)
	(内容) 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生
	(内容) 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	・定期(毎月初旬)
	(内容) 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区気象台 週間地震概況	・定期(毎週金曜)
	(内容) 防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

4. 津波情報等の通知と伝達

(1) 津波予報区

我が国の海岸は、66の津波予報区に分けられ、徳島県は全域が『徳島県』の予報区となる。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

これらの警報または注意報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、警報または注意報発表の時点で、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

大津波警報・津波警報・津波注意報の種類

種類	発表基準 (予想される津波の高さ)	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報※	高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	高いところで 1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	高いところで 0.2m以上、1m以下の場合 であり、津波による災害の おそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。その種類と内容は、次頁のとおりである。

津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{※1} や予想される津波の高さを発表 ^{※2}
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※3}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※4}
<p>※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>※2 発表内容は表「津波警報・注意報の種類」を参照。</p> <p>※3 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 <p>※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 	

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値[※]）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
<p>※注 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>		

(4) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配がない旨を発表する
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波にともなう海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

5. 関係地区住民への周知事項

本町は、南海トラフ地震または当該地震と判定され得る地震・津波等で、避難を要する関係地区住民には、次の事項について周知を図るものとする。

- ◆ 避難対象地域の範囲
- ◆ 想定される危険の範囲
- ◆ 指定緊急避難場所・適切な避難場所の選択・その他避難対策に関する知識
- ◆ 避難場所に至る経路
- ◆ 避難指示の伝達方法
- ◆ 避難場所にある設備・物資
- ◆ 避難場所での救護の設置等
- ◆ 避難に関する留意事項（率先避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車使用の原則禁止等）

6. 避難誘導體制

地震・津波時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波からの避難は、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、本町は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

また、消防職団員、水防団員、警察官、町職員等、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

7. 避難場所及び避難路の選定等

避難場所の選定にあたっては、避難対象地区の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は「近くの高い所」を基本とし、津波浸水予測調査結果等による津波到達予想時間、高さ等を十分考慮するものとする。

ただし、本町の場合は、町域のほとんどが平野部であり、橋梁等の一部の避難場所を除けば、避難先は堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用する必要がある。

なお、本町の避難場所への主要避難道路を、資料編に「主な避難路」として一覧に整理しているが、避難路については、町内における比較的広幅員の道路を提示したものであり、避難時における経路や当該道路を避難に使用する旨規定したのではない。

最寄りの避難場所及び避難所までの経路は、住民自身がこれらの避難路を参考に日ごろの準備の一環として考慮すべきものとする。

避難場所及び避難路の選定、指定にあたって次の事項について十分留意するものとする。

(1) 避難場所

- ◆ 安全性が確保されていること
- ◆ 過去の地震による津波の浸水地域、津波浸水予測調査結果等による津波到達予想時間、高さ等を十分考慮すること
- ◆ 避難困難地区の解消を図るため、津波避難ビル等の指定・設定をすること（所有者、管理者の理解が必要）
- ◆ 避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること
- ◆ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の配備を図ること
- ◆ 指定された避難場所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること
- ◆ 周辺に多量の危険物品が集積されていないこと
- ◆ 周辺に不適と思われるものが存在しないこと
- ◆ 津波避難ビル（場所）に関しては、次の条件を満たすこと
 - ◇ 想定される揺れや液状化に耐えうる、杭基礎等の強固な基礎形式であること
 - ◇ 想定される揺れに耐えうる、鉄筋構造物等の強固な構造形式であること
 - ◇ 基準水位より上、または津波浸水想定による浸水階の2階上（浸水階が1階であれば3階）に避難スペースが確保可能なこと

(2) 避難路

- ◆ 安全性が確保されていること
- ◆ 避難路の指定・設定にあたっては、現地踏査等を十分に行うこと
- ◆ 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること（観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること）
- ◆ 海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することは可能な限り避けること
- ◆ 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること

(3) 船舶の避難

- ◆ 港外退避を念頭に置き、あらかじめ「十分な水深があり、かつ広い」沖合いを避難海域にできるよう、同海域までの所要時間を調べておく
- ◆ 地震を感じたら、直ちにラジオ、テレビ等から気象庁発表の情報を入手し、津波に関する警報等が発表された場合は、以下の3つの措置をとる
- ◆ 人命の安全確保を最優先とし、船舶の避難に高い危険が予想されるとき、乗組員等は、陸上の安全な場所（高台や避難所等）に避難する
- ◆ 徳島小松島港に在泊する船舶は、同港台風津波等対策委員会が定めた徳島小松島港台風津波等災害防止措置実施要領に基づく措置を講じる
- ◆ その他の港に在泊する船舶は、前項と同様の措置を講じる

8. 避難訓練の実施

住民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、年1回以上津波避難訓練を実施する。

また、実施にあたっては、居住者はもとより観光客、釣り客、海水浴場客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとする。

9. 避難に関する環境整備

本町は、必要に応じて避難計画の改訂を行うとともに、防災行政無線の整備等により、避難指示等を迅速に住民に伝達する手段を確保するとともに、夜間の避難を想定した照明設備、避難誘導標識の設置、避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。

10. 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により住民への周知徹底を図るものとする。

◆ 避難場所、経路及び方法

◆ 津波に関する基礎知識

- ◇ 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する
- ◇ 避難にあたっては徒歩によることを原則とする
- ◇ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す
- ◇ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある
- ◇ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある
- ◇ 強い揺れをとまわず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある

◆ 日頃の準備、避難の心得

- ◇ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ◇ 避難場所、避難路の確認
- ◇ 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- ◇ いざというときの対処方法の検討
- ◇ 防災訓練への積極的参加

11. 住民等の予防措置

(1) 地域住民等

関係地域住民等は、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

(2) 事業者

南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下、「対策計画」という。）の作成義務者は、同法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。

本町、徳島県及び関係機関・団体等は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。

企業は、地震時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第2 火災からの避難対策

1. 避難場所の確保

(1) 広域避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集市街地では炎上火災のおそれがあることから、本町は住民等を安全に避難させるため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の市街地の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- ◆ 火災の延焼によって生じる幅射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園、緑地、広場その他の公共空地であること
- ◆ 木造密集市街地から300m以上離れていること
- ◆ がけ崩れ、津波、浸水等の危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること
- ◆ 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること
- ◆ 避難者一人あたりの必要面積はおおむね2㎡以上とし、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置するものとする
- ◆ 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける

(2) 広域避難場所の整備

本町は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努めるものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- ◆ 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る
- ◆ 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備及び水源の確保を図る
- ◆ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る

2. 避難路の確保及び交通規制

本町は、住民等が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保しておくものとする。

- ◆ 原則として幅員が10m以上の道路とし、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと
- ◆ 避難路は相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- ◆ 津波や浸水等の危険のない道路であること

3. 避難に関する広報

本町及び徳島県は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った場合は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ◆ 避難場所の名称
- ◆ 避難場所の所在位置
- ◆ 避難場所への経路
- ◆ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

本町及び徳島県は、次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- ◆ 平常時における避難の心得
- ◆ 避難時における知識
- ◆ 避難収容後の心得

第3 防災上重要な施設管理者の避難準備計画

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ◆ 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める
- ◆ 病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める

第8節 火災予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		●

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが強い。このため、本町は地震時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化に努めるものとする。

第1 出火防止、初期消火体制の確立

本町は、住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災の未然防止を図る。

1. 火災予防の徹底

本町は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけ等、種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、板野東部消防組合火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、感震ブレーカー等の住宅用防災機器等の普及及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施する等、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し、防火思想の普及・高揚に努める。

- ◆ 災害時における応急措置の要領
- ◆ 消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底
- ◆ 避難、誘導體制の確立

- ◆ 終業後における火気点検の励行
- ◆ 自衛消防隊の育成指導

2. 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

本町は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

(1) 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

① 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

② 幼年・少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

3. 予防査察の強化

本町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的実施するものとし、特に火災時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

4. 防火対象物の防火体制の推進

本町は、消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用または取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

5. 危険物等の保安確保の指導

(1) 石油類

本町は、危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行う。

- ◆ 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせることにより、災害発生の防止に努める
- ◆ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る
- ◆ 大火災となる要素を包蔵している地域または施設に対して、災害発生に対する防御計画の策定を指導する

(2) 火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

6. 化学薬品からの出火防止

本町は、化学工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、板野東部消防組合火災予防条例に基づき、貯蔵、保管場所を不燃化等の指導を行うものとする。

第2 消防力の整備強化

本町は、消防力を確保するため、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

1. 総合的な消防計画の策定

災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定する。

(1) 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、または発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

(3) 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

(4) 特殊建築物の防御計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

(5) 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

2. 消防活動体制の整備強化

火災時の初動体制を確立するため、消防非常備町村における消防の常備化、消防署・消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化、人員の増強等にも努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。また、消防団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

3. 消防装備等の整備強化

(1) 消防装備の整備強化

消防装備については、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の整備の促進を図る。

また、消防ポンプ自動車等がその機能を有効に発揮するために必要な人員を確保するとともに、特殊建築物及び危険物施設の査察強化等、複雑化する予防行政に対応するための専従職員を配置する等、必要な人員の確保を図る。

(2) 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平常時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓の設置は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険であるので、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

(3) 消防通信施設の整備

板野東部消防組合消防本部及び消防団は、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

(4) 救急隊の装備、人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平常時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

(5) 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

第3 消防施設・設備の現況

本町では、現在耐震貯水槽を整備しているが、今後も消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に推進する。なお、現状における消防署・消防団の人員と装備については、資料編に示したとおりである。

第9節 業務継続計画

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、本町も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、本町は状況に応じ、速やかに災害応急対策業務を実施しなければならない。一方で、住民の生活に密着する行政サービスの提供や、基幹業務等の「業務継続の優先度の高い通常業務」については、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、本町は松茂町業務継続計画の定期的な検証・見直しによる運用に努める等、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

また、町内企業に対しても、事業の中断にともなう顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下、あるいは企業評価低下等のリスクから企業を守るため、事業継続計画の策定の促進に努める。

第1 松茂町業務継続計画の運用

本町は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、松茂町業務継続計画（令和4年3月改訂）の定期的な検証・見直しによる運用に努める。

- ◆ 住民の生命・身体・財産等の保護
- ◆ 非常時優先業務実施のための人員・資源の確保
- ◆ 非常時優先業務以外の業務の縮小・休止
- ◆ 各種団体、専門家等との連携・協働体制の確立

また、松茂町業務継続計画に定めた首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、津波防災センター・中央庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等の内容をもとに、着実に業務継続を図ることができるよう、必要資源の確保や訓練・研修等を実施する。

第2 企業の事業継続計画

本町は、町内企業を対象とし、企業の事業継続に関して、BCP策定の重要性や必要性について周知・啓発を図り、BCP策定企業の増加に努める。

詳細は、第1編 第2章 第6節「企業防災の促進」を参照とする。

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、徳島県と連携を図り、中長期的視点に立って整備を推進する。

第1 計画の位置づけ

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第3項で規定する「その具体的な目標及びその達成の期間を定めるもの」と位置づけられている。

第2 計画の内容

地震防災対策特別措置法の施行により、徳島県は社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、徳島県地域防災計画及び各市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県の防災対策の強化を図っている。

このため、本町は地震防災上緊急に整備すべき町内の施設等について抽出するとともに、対策の実施に努めるものとする。

- ◆ 第1次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ◆ 第2次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ◆ 第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ◆ 第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ◆ 第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）
- ◆ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）

1. 対象地区

対象地区は、県下全域（地震により著しい被害が生ずるおそれがある地区）である。

2. 計画対象事業

計画対象事業は、次のとおりである。

- ◆ 避難地
- ◆ 避難路
- ◆ 消防用施設

- ◆ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ◆ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設
- ◆ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ◆ 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ◆ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ◆ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ◆ 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ◆ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ◆ 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ◆ 津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設または河川管理施設
- ◆ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水
- ◆ 施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- ◆ 地域防災拠点施設
- ◆ 防災行政無線設備その他の施設または設備
- ◆ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- ◆ 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ◆ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備または資機材
- ◆ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

3. 本町計画対象事業

令和4年3月現在、第6次地震防災緊急事業五箇年計画に該当する本町が事業主体となる対象事業は実施されていない。

第11節 地震災害に関する調査研究

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

本町は、徳島県及び防災関係機関と協力して、地震対策を総合的、計画的に推進するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行うものとする。

次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備する。

- ◆ 被害想定に関する調査研究
- ◆ 地盤に関する調査研究
- ◆ 津波災害に関する調査研究

第3章 災害応急対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報にともなう対応

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下、「臨時情報」という。）を発表した場合における対応について定める。

第1 基本方針

本町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、本町全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

このことから、本町並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定めるものとする。

第2 臨時情報（調査中）発表時の措置

臨時情報（調査中）が発表された場合、本町は担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

1. 職員の配備体制
第1編 第3章 第2節「活動体制」に準ずる。
2. 情報伝達経路・方法
第1編 第3章 第3節「情報通信」に準ずる。

第3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

1. 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下、「臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合、本町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

（1）職員の配備体制

第1編 第3章 第2節「活動体制」に準ずる。

（2）情報伝達経路・方法

第1編 第3章 第3節「情報通信」に準ずる。

2. 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

本町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、第1編 第3章 第5節「災害広報」に準じて広報を行う。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

3. 地域住民等からの問い合わせ

本町は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図るものとする。

4. 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

本町は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

5. 災害応急対策をとるべき期間等

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

6. 避難対策等

(1) 事前避難対象地域

市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下、「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下、「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下、「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定める必要がある。

なお、本町には住家等の居住地域において、事前避難を検討する必要がある特定避難困難地域はなく、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域は設定しない。

(2) 平常時の広報

本町は、建物の耐震性が不足している住居に居住している住民や自力での避難が困難な住民等の、事前避難を望む住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(3) 避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下、「避難実施等措置者」という。）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

① 基本方針

- ◆ 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、本町は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする
- ◆ 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応をとった後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとり、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする
- ◆ 本町は、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すこととする
- ◆ 当該計画は、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを適宜行うものとする

② 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、本町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認し、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

③ 避難のための指示等

ア 避難指示等の基準

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、避難情報の発令を行うものとする。また、町長は耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかけるものとする。

イ 避難指示等の伝達方法

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、住民に対し、防災行政無線、ラジオ、インターネット等により避難の指示等を行うものとする。

ウ 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

エ 地域住民の避難等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における地域住民の避難等は、次のとおりとする。

- ◆ 次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、日頃からの地震への備えの再確認等を呼びかける際、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼びかけを行うことで、事前避難の検討を促すものとする
 - ◆ 建物の耐震性が不足する住居に居住している者
 - ◆ 自力での避難が困難な者
- ◆ 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから1週間を基本とする
- ◆ 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は本町が開設する避難所等とする
- ◆ 移動時に地震が生じるおそれがあることから、移動中もラジオ等で情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等を住民等に呼びかけることとする

才 滞留旅客等

本町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な措置を講ずるように努める。

カ 避難所等の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、本町はそれが難しい住民が避難するための場所として1箇所以上の避難所等を設置する。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

a 避難所等の設置及び運営

本町は、避難所で受け入れが必要な人数を推計するものとし、宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとする。

b 避難所候補リストの作成

本町は、津波災害時の指定避難所を参考に避難所として利用できる施設を整理し、避難所として使用する優先順について、次の項目を参考に予め検討を行うこととする。

- ◆ 施設名、住所、面積、収容人数
- ◆ 管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ◆ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ◆ 津波浸水想定区域内か否か
- ◆ 学校の状況（授業継続または休校）
- ◆ 周辺の避難場所からの移動距離
- ◆ 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ◆ 冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ◆ 食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

c 避難所の選定

本町は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所候補リストから実際に利用する施設を選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した広域避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。

d 避難所の運営

事前避難時における避難所の運営については、松茂町避難所運営マニュアルに準じて行うものとする。このとき、以下の事項を基本とする。

- ◆ 避難所の運営は避難者が自ら行うこと
- ◆ 避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入する

7. 消防機関等の活動

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ◆ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ◆ 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、次の措置をとるものとする。

- ◆ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ◆ 水防に必要な水防団員の招集と資器材の点検整備
- ◆ 水防管理団体相互の協力及び応援

8. 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- ◆ 正確な情報の収集及び伝達
- ◆ 不法事案等の予防及び取締り
- ◆ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

9. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

(1) 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、本町及び住民は次の事項を実施する。

① 町

- ◆ 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける
- ◆ 応急給水活動の準備を行う
- ◆ 水道施設の安全点検を実施する

② 住民

- ◆ 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する
- ◆ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する

(2) 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

(3) ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス事業者はガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

(4) 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、本町や徳島県の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

10. 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

11. 交通

(1) 道路

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知する。

(2) 海上及び航空

徳島県や徳島海上保安部は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、在港船舶の避難等対策を行うものとする。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合を想定した港湾の対策について、具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

空港管理者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、空港利用者等に対してその内容を伝達し、後発地震発生に備えた要員の確保や保安車両の点検整備等必要な措置を実施する。

12. 本町自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

本町が管理する道路、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

① 各施設に共通する事項

- ◆ 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ◆ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ◆ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- ◆ 出火防止措置
- ◆ 水、食料等の備蓄
- ◆ 消防用設備の点検、整備
- ◆ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備
- ◆ 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ◆ 橋梁等に関する道路管理上の措置
- ◆ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認または閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ◆ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等
- ◆ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部またはその支部が設置される庁舎等の管理者は、前述の(1)①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を本町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ◆ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ◆ 無線通信機等通信手段の確保
- ◆ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物または施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

第4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

1. 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、徳島県の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下、「臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合、本町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

(1) 職員の配備体制

第1編 第3章 第2節「活動体制」に準ずる。

(2) 情報伝達経路・方法

第1編 第3章 第3節「情報通信」に準ずる。

2. 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

本町は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民に密接に関係のある事項について第1編 第3章 第5節「災害広報」に準じて周知するものとする。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みにともなう震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4. 本町のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、本町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認する等、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また、本町は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

第2節 東海地震の警戒宣言にともなう対応

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

徳島県及び本町は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことにともなう社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第1 基本方針

本町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。

原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。

東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

第2 警戒宣言発令時の措置

1. 東海地震警戒宣言等の伝達

本町は、徳島県を經由して地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに住民等へ伝達するものとする。

2. 警戒態勢の確立

(1) 配備動員体制

本町は、災害対策警戒本部を設置する。

(2) 措置内容

- ◆ 関係機関からの情報収集
- ◆ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検

3. その他

本町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

また、本町は警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第3編

直下型地震対策編

目 次

第3編 直下型地震対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格.....	3-1
第2節 被害想定.....	3-2

第2章 災害予防

第1節 活断層変位による災害の予防対策.....	3-7
第2節 その他予防対策.....	3-8

第1章 総則

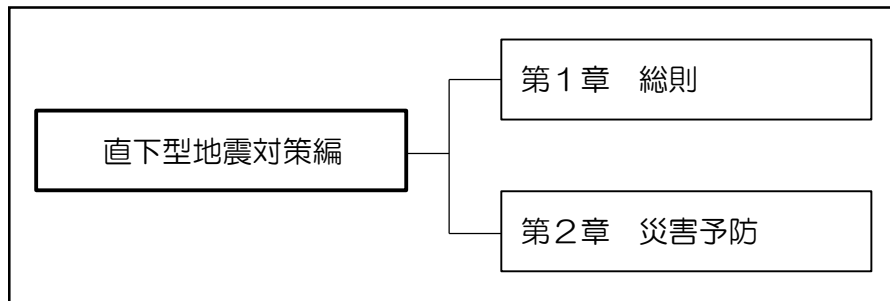
第1節 計画の性格

第1 計画の目的

本編に定めのない事項については、第1編「共通対策編」または第2編「南海トラフ地震対策編」に定めるところによるものとする。

第2 直下型地震対策編の構成

直下型地震対策編の構成は、次図のとおりとする。



直下型地震対策編の構成

第2節 被害想定

本計画の被害想定は、徳島県が作成した次の想定等を基本として実施する。

◆ 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成29年7月25日指定）

第1 徳島県域における主な活断層

徳島県には、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部または讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で、それぞれ1%以下またはほぼ0~0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

徳島県は平成29年に3月に「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」、同年7月には「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」を公表している。

第2 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

1. 目的

中央構造線・活断層地震が発生した際の人的・建物被害の様相を明らかにし、本町住民の命を守るため、効果的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

あわせて、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

さらには、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、理解を深め、住民一人ひとりをはじめ、地域や事業者、行政等が取組を進めることを目的とする。

本項の1~6に、本町で予想される被害の想定結果を示す。（各表内の数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある）

1. 人的被害

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
70 (若干数)	40 (若干数)	50 (若干数)	0	0	0	10	若干数	20	若干数	若干数	若干数
合計											
80	50	80									

負傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
340 (130)	310 (90)	280 (90)	0	0	0	若干数	若干数	20	若干数	10	20
合計											
冬深夜	夏12時	冬18時									
340	330	320									

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
100 (30)	70 (20)	70 (20)	0	0	0	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数
合計											
冬深夜	夏12時	冬18時									
100	80	90									

2. 建物被害

建物全壊・焼失棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1,200	10	0	110	120	290	1,300	1,300	1,500

建物半壊棟数（棟）

揺れ	液状化※	急傾斜地	火災	合計
960	330	0	-	1,900

※液状化は大規模半壊を含む

3. ライフライン被害

上水道被害

給水人口 （人）	復旧対象 給水人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）
15,200	14,200	96	13,600	77	10,900	56	8,000	10	1,400

- ・断水率 = 断水人口 / 給水人口
- ・復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く

下水道被害

処理人口 （人）	復旧対象 処理人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）
4,400	4,100	100	4,100	100	4,100	10	410	0	0

- ・支障率 = 支障人口 / 全下水道処理人口
- ・復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く

電力被害

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後	
		停電率 （%）	停電軒数	停電率 （%）	停電軒数
7,600	7,100	100	7,100	81	5,800

- ・停電率 = 停電人口 / 全電灯軒数
- ・復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く

固定電話被害

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
		不通率 （%）	不通 回線数	不通率 （%）	不通 回線数
3,100	2,900	100	2,900	81	2,400

- ・不通率 = 不通回線数 / 全回線数
- ・復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く

4. 生活支障等

避難者数：冬18時（人）

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計
15,070	3,100	2,100	5,200	3,300	3,300	6,600	1,800	4,300	6,100

- ・警報解除後当日における避難所生活者数の割合は、 $3,100/15,070 \times 100 \approx 20.6\%$ で、避難所外生活者の割合は、 $2,100/15,070 \approx 13.9\%$ と設定される。

帰宅困難者（人）

帰宅困難者（日中）
670～1,200

入院需要：冬18時（人）

重傷者数	死者の割合	要転院患者数	合計
80	若干名	若干数	90

災害廃棄物

災害廃棄物（万t）		
冬深夜	夏12時	冬18時
20	20	30

住機能支障：冬18時

松茂町全戸数	必要応急仮設住宅戸数
5,600	870

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
70	若干数	若干数	10	20

要配慮者：冬18時（人）

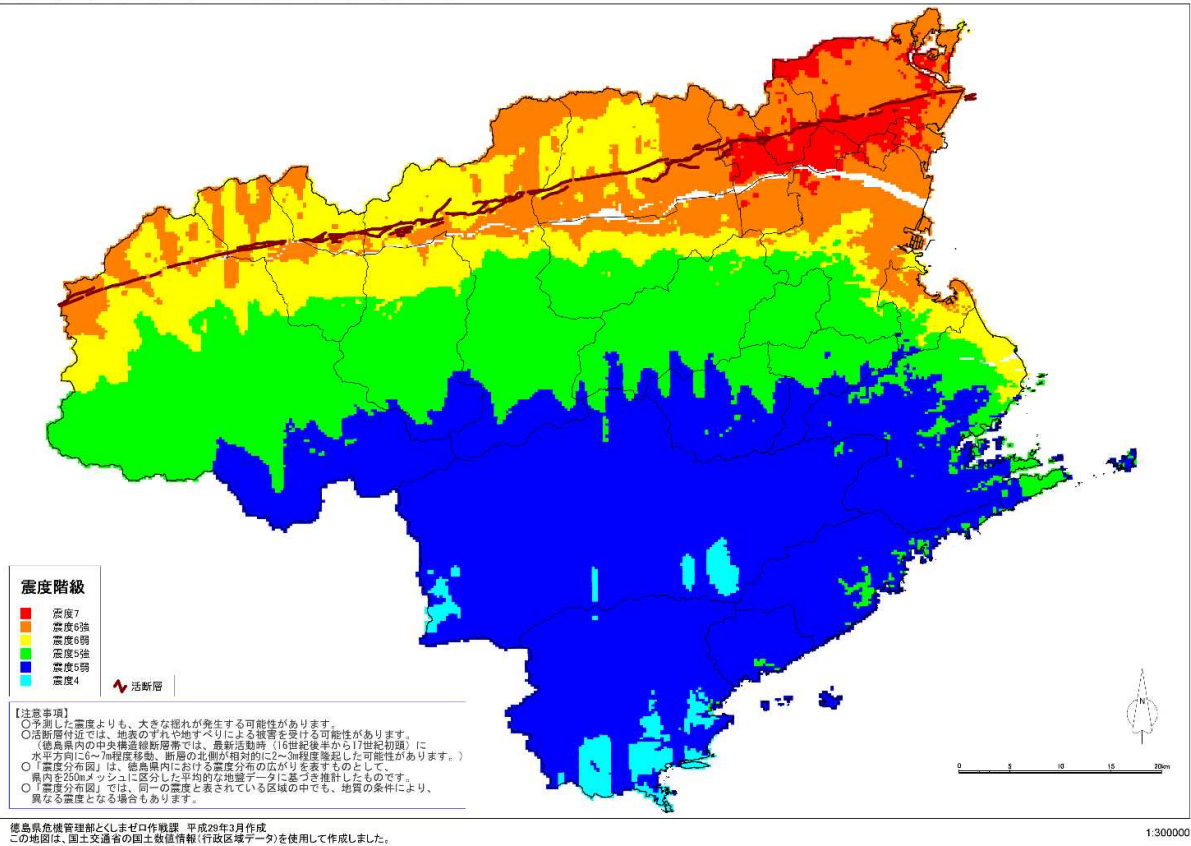
避難所生活者数（1週間後）	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数							
	65歳以上の高齢単身者	5歳未満の乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者（要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
3,300	70	150	130	30	70	20	30	10

- ・属性間の重複あり
- ・避難所生活者数は冬18時、1週間後の値

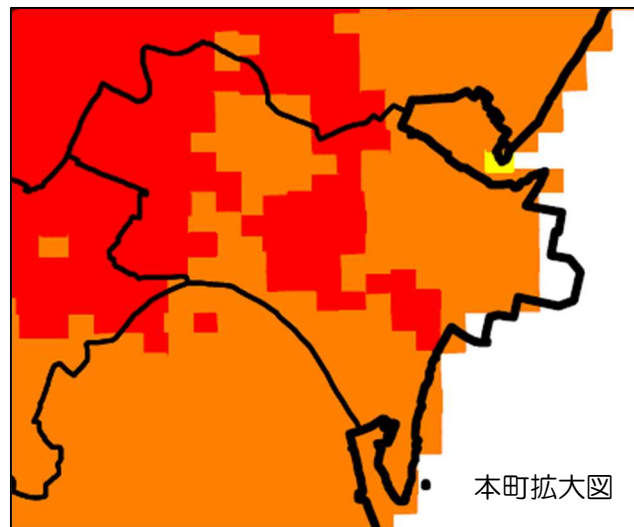
5. 震度分布

本町の最大震度は7、その他の地域も震度6強が想定されている。

中央構造線・活断層地震による震度分布図【徳島県想定】



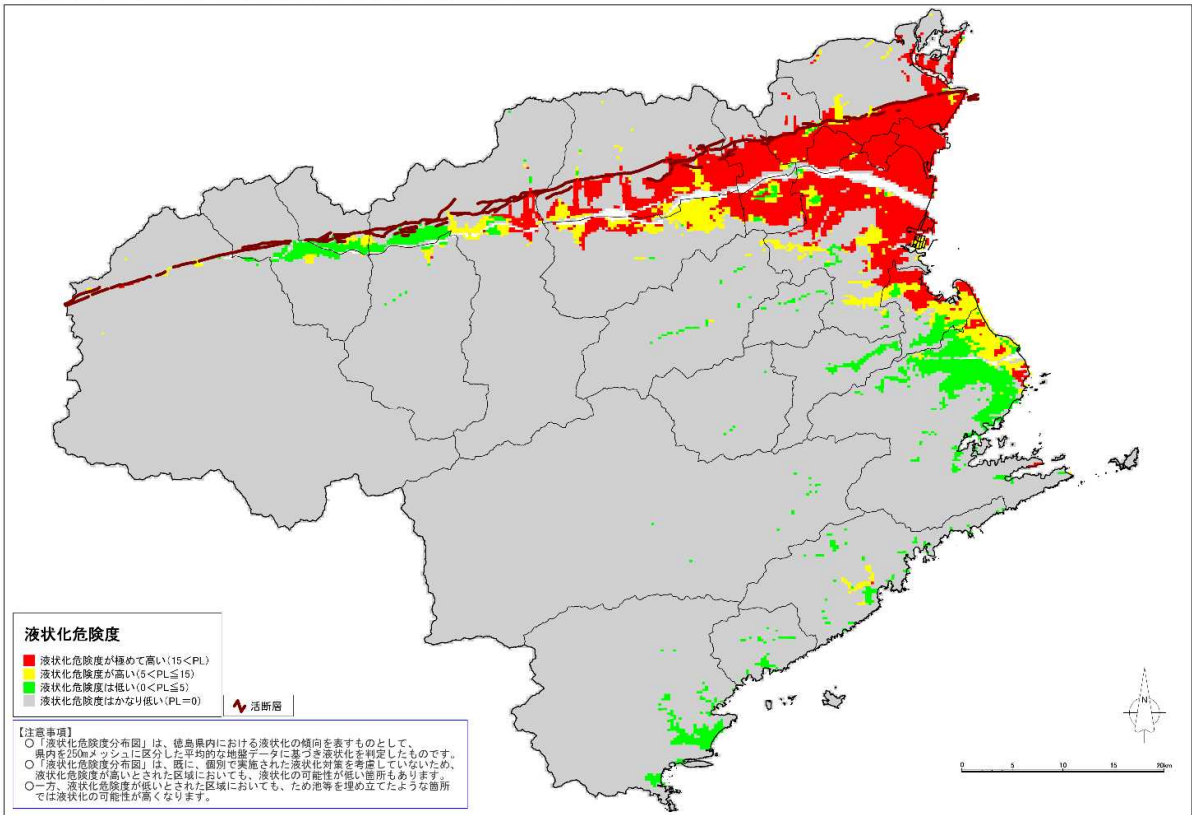
出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017032800308/>



6. 液状化危険度

本町は、大部分において液状化危険度が極めて高い想定となっている。

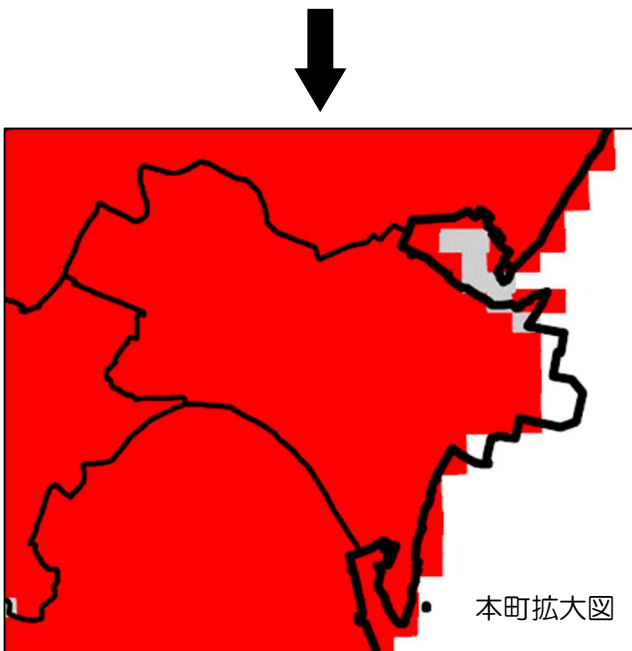
中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



徳島県危機管理課としまゼロ作戦課 平成29年3月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報(行政区域データ)を使用して作成しました。

1:300000

出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017032800308/>



第2章 災害予防

第1節 活断層変位による災害の予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

第1 基本方針

本町の約5km北、讃岐山脈南縁部には「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯を震源とする活断層地震は、今後30年の発生確率がほぼ0%から0.4%とされているが、平成28年に熊本地震（30年以内の発生確率がほぼ0%から0.9%）、鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことを踏まえ、従来の考え方にとらわれない震災対策が必要となっており、直下型地震のリスクに対して、より一層対策を推進する必要がある。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから、本町は徳島県の「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」等に準拠し、適切な災害予防対策を行うものとする。

第2 特定活断層調査区域に関する情報収集

本町は、徳島県が活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を定めた「特定活断層調査区域」に関して逐次情報収集を行う。

（平成26年3月現在、松茂町に関連する特定活断層調査区域は存在しない）

第3 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築、改築、移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することを求める。

第2節 その他予防対策

直下型地震への各対策について、第2編「南海トラフ地震対策編」参照とする。

- ◆ 建築物等の耐震化
第2編 第2章 第1節「建築物等の耐震化」参照
- ◆ 都市防災機能の強化
第2編 第2章 第2節「都市防災機能の強化」参照
- ◆ 液状化対策
第2編 第2章 第3節「液状化対策」参照
- ◆ 津波災害予防対策
第2編 第2章 第4節「津波災害予防対策」参照
- ◆ 水道施設の整備
第2編 第2章 第5節「水道施設の整備」参照
- ◆ 危険物等の災害予防対策
第2編 第2章 第6節「危険物等の災害予防対策」参照
- ◆ 避難対策の充実
第2編 第2章 第7節「避難対策の充実」参照
- ◆ 火災予防計画
第2編 第2章 第8節「火災予防対策」参照
- ◆ 業務継続計画
第2編 第2章 第9節「業務継続計画」参照
- ◆ 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
第2編 第2章 第10節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照
- ◆ 地震災害に関する調査研究
第2編 第2章 第11節「地震災害に関する調査研究」参照

第4編

風水害対策編

第1章 総則

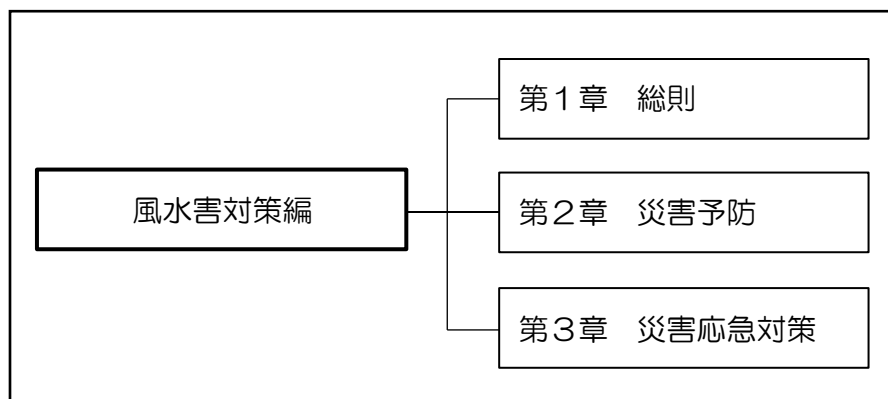
第1節 計画の性格

第1 計画の目的

本編に定めのない事項については、第1編「共通対策編」に定めるところによるものとする。

第2 風水害対策編の構成

風水害対策編の構成は、次図のとおりとする。



風水害対策編の構成

第2節 災害の想定

本計画で想定する災害は、次のとおりとする。

- ◆ 水害（台風や低気圧にともなう豪雨・洪水・高潮・内水氾濫等、及び局地的集中豪雨による被害）
- ◆ 風害（強風による風害、飛砂、潮害等）
- ◆ 雪害（豪雪による被害）

なお、洪水にともなう浸水想定区域は、「旧吉野川・今切川浸水想定区域図」（国土交通省、平成28年6月13日指定）及び「吉野川浸水想定区域図」（国土交通省、平成28年6月13日指定）による。

また、高潮にともなう浸水想定区域は、「徳島県高潮浸水想定区域図」（徳島県、令和2年9月1日指定）による。

第2章 災害予防

第1節 水害予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

本町は、一級河川旧吉野川、今切川、鍋川、大谷川、喜来中須入江川の5河川があり、延長は12、415mで、松茂海岸の2、390mを加えると、総延長は14、805mとなる。そのうち、重要水防区域は本町内で11箇所が指定されている。

本町では、重要な水門・樋門が13箇所、排水機場が11箇所整備されているが、洪水・津波あるいは高潮のおそれも考慮すれば内水処理対策としての改修促進が望まれる。

(重要水防区域、重要な水門・樋門、排水機場・・・資料編参照)

第1 河川防災対策

本町は、洪水、高潮等による水害を予防するため、流域治水の考え方に基づいた治水事業・河川維持修繕工事を行い、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化とあわせ、一貫した河川管理を行う。

1. 治水対策

本町管理河川における未改修区間の解消に努めるとともに、直轄管理区間のうち、旧吉野川、今切川においては、堤防の浸透対策、耐震化を重点的に要望する。

2. 河川情報施設の強化

本町は、水害被害を軽減するため、直轄管理区間、県管理区間の河川に関する河川の水位、雨量情報、警戒情報等の収集に努める。

3. 警戒避難体制の整備

本町は、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた松茂町洪水ハザードマップでは、早期の立退き避難が必要とされる区域についても明示している。また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、本町、徳島県及び他市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等の既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

4. 要配慮者利用施設における避難確保計画

水防法第15条に基づき、洪水時における各浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は、次のとおりとする。

- ◆ 社会福祉施設
- ◆ 幼稚園、保育所等
- ◆ 学校
- ◆ 医療施設

上記に規定された施設の名称及び所在地が本計画資料編に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時等における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、本町に報告を行うものとする。

また、本町は当該施設の所有者または管理者に対し避難確保計画の作成に必要な支援等を行うものとする。

5. 維持管理の強化

本町は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水等に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防・水路等の維持、補修等を実施する。

6. その他の対策

近年における都市化の進展にともなう流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生のおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等について、開発の許可において、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

第2 都市排水対策

近年、都市部においては、宅地化、道路の舗装化等により、雨水の浸透しない区域が増えたことにより、地表面を流れる水量が増大する等、豪雨時に浸水被害が起こりやすい状況になっている。

本町は、町内の浸水の防除を目的とした都市下水路施設の適正な維持管理を実施し、雨水排除機能の維持を図るものとする。また、河川改修等他事業と連携を図りながら、さらなる安全度の向上を図るものとする。

第3 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2012年から2021年）の平均年間発生回数（約24回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.9倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの被害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

1. 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムของ放流量等、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用等が効果的であり、「すだちくんメール」をはじめ、民間気象会社のメール配信サービスやインターネット等を広く住民が活用できるように、本町から周知・広報する。

2. 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」及び「特別警報」等の気象警報等の発表や、「避難指示」等の避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、電子メール、緊急速報メール等により、本町及び徳島県等が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

3. 消防等による警戒

本町及び各消防機関においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- ◆ 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- ◆ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」等により事故発生が予想される地域の警戒

4. 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事等の実施時において、本町等の工事発注機関（発注者）は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ◆ 雨天時の工事中止等の検討
- ◆ 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ◆ 避難行動の事前確認の徹底
- ◆ 作業現場及び周辺の点検

5. 施設管理者等の安全対策

本町及び関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ◆ 気象情報の迅速な収集と活用
- ◆ 早期の道路の通行規制

第4 水害に強いまちづくり

本町及び徳島県は、担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- ◆ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ◆ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- ◆ 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努めるものとする。
- ◆ 徳島県は、洪水予報を実施する河川または特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下、「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、町長に通知するものとする。また、徳島県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供できるよう努めるものとする。

- ◆ 町長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- ◆ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- ◆ 水災については、国及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第5 防災知識の普及

本町は、徳島県、国の各関係機関等と連携し、下記の事項に取り組み、防災知識の普及を図る。

- ◆ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- ◆ 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ◆ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ◆ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ◆ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ◆ ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2節 風害予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

風害の防止または被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

第1 保安林の整備と管理

風害、飛砂、潮害等防止のため保安林の適正な管理を行い、背後地の耕地や住宅の災害予防及び被害の軽減を図るものとする。

第2 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図るものとする。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図るものとする。

第3 通信施設の防災対策

電気通信設備については、必要により設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

第4 電力設備の防災対策

電力設備については必要により設備の補強を行うほか、強風時には、予防巡視を実施する。

第3節 高潮・浸水等予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

高潮等に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、施設整備等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

第1 海岸・河川・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

- ◆ 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- ◆ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ◆ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- ◆ 孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- ◆ 同報無線の整備等の方針及び計画

第2 高潮・浸水予防施設の整備

1. 海岸保全施設

高潮等による被害を防止または軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、本町及び徳島県においては、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

2. 港湾管理施設

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施し、災害時に備えるものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、過去に被災した箇所等の港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

3. 漁港管理施設

漁港施設の維持管理はその設置者が行い、漁港巡回指導員が常時状況の把握に努める等、管理上必要な措置が迅速にとられる体制を整備する。

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、本町及び徳島県においては、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

なお、漁港海岸においては、規模が大きく機械操作が必要な水門・樋門について、樋門看守を設置しその操作が確実にできる体制を整備している。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

4. 林野管理施設

高潮等による被害を防止または軽減するため、整備した施設とその背後にある防潮林の管理及び機能強化を推進するとともに、設置している陸閘については、常時閉鎖を基本とした体制を整える。

第3 地盤沈下の防止

1. 地盤沈下等の概要

地下水の採取の適正化を図る取り組み等により、最近ではほとんど確認できないほど軽微な状況となっている。

2. 地下水採取の削減

吉野川下流地域においては、昭和44年に工業用及び上水道として地下水を利用している利用者等により、吉野川下流地域地下水利用対策協議会を設立し、地下水の取水について自主規制を実施している。

あわせて、地下水の採取の適正化を図ることにより、地下水を保全し、地下水の水位の異常な低下または地盤の沈下を防止するために、徳島県生活環境保全条例により、特定の地域を指定し、その地域において地下水を採取する揚水設備が一定の規模を越える設備の設置については、知事の承認を得ることとし、地下水の採取の削減に対する指導を行っている。

本町は、県条例による地域指定のうち「第1種指定地域」に全域が指定されている。

第4 高潮・浸水時の被害予防対策

- ◆ 本町及び徳島県、防災機関は、高潮の危険や避難方法を住民等に対して広く啓発するものとする。
- ◆ 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- ◆ 本町は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、松茂町高潮ハザードマップ（令和4年3月作成）を活用する等して、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るよう努める。また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や浸水標識の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮または浸水時の対応の啓発に努める。

第5 情報伝達の強化

徳島県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を本町に提供する。

水位周知海岸に指定されている紀伊水道西沿岸において、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物等へ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として本町に通知される。

本町は、これらの情報の住民等への周知を図るとともに、本計画資料編に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設に対し、FAX、電子メール等による水位情報等の伝達体制の確立に努める。

第6 警戒避難体制の整備

本町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達体制の確立に努める。

また、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第4節 建築物災害予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

本町は、建築基準法に基づき、本節に示す対策を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止または軽減を図るものとする。

第1 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物にかかる制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

第2 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図るものとする。

第3 屋根の耐風診断及び耐風改修の促進を図るための施策

町民に対し、建築物の耐風診断及び耐風改修の必要性、重要性について普及啓発に積極定期に取り組むとともに、耐風診断及び耐風改修等の補助制度を活用しながら、建築物の耐風改修の推進を図っていく。

本町は、H12建設省告示第1454号に定められる基準風速が32m/s以上の区域であり、台風の上陸も多く強風被害が想定されることから、全域を対象区域とする。

【補助要件】

- 耐風診断

瓦屋根について、県内の本店又は営業所に所属する診断技術者等が二次診断を実施するもの

- 耐風改修

次に掲げる事項の全てに該当するもの

- ①告示基準に適合しない瓦屋根について、告示基準に適合する屋根に葺き替えるもの
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者で県内に本店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む）が実施するもの
- ③適合しない部分全てについて工事を行うもの（ただし、構造上分離している場合は、別棟と考える）

第5節 雪害予防対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

豪雪による被害を防止し、または軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

第1 気象情報の連絡

本町は、関係各機関と相互の連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を確認するよう努めるものとする。

第2 道路の除雪対策

本町は、特に主要道路の交通の確保をはかるため、除雪機械並びに要員、及び凍結防止剤等の手配についての計画を行い、これにより雪害対策を実施するものとする。

なお、徳島県が実施する除雪区間のうち本町が含まれるのは、次表に示す区間である。

除雪対象区間

路線名	除雪区間	
	区間	延長(km)
ー 長原港線	松茂町住吉～広島	1.4
ー 古川長原港線	松茂町長原～豊久	3.6
ー 川内大代線	松茂町広島～鳴門市大津町	5.2
ー 津慈広島線	鳴門市大麻町～松茂町広島	7.1

(「徳島県地域防災計画資料編」令和3年12月より参照)

第3 交通の規制及び指導

本町は、豪雪による交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、警察機関が行う交通規制に協力し、不測の事故を発生させないよう指導を行う。

第4 農林施設作物の雪害対策

本町は、徳島県及び農業協同組合等農業団体と相互に協力し、積雪時の被害をできるだけ軽減し、農家経営の安定を図るため、気象予報に注意し、降雪を早期に知るとともに、被害を軽減させるための予防措置を講じ生産者に周知するものとする。

第5 雪害予防知識の普及

気象予報に注意し、降雪を早期に知るとともに、農家経営の安定を図るため、県関係機関及び農業協同組合等農業団体と相互に協力し、被害を軽減させるための予防措置を講じ生産者に周知するものとする。

第6 指定地方行政機関、指定公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。

1. 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合、各バス会社は事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

2. 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

雪害時における配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合または重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、電力の確保に努める。

第6節 気象業務の整備

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第1 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

1. 警戒レベル（5段階）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

2. 警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方気象台、徳島県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第2 特別警報・警報・注意報

1. 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎に発表される。

また、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

本町は、次の図及び表のとおり一次細分は北部、二次細分は松茂町となる。

徳島県の予報区分

予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等 (二次細分区域)
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、 松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町



区域細分図

2. 特別警報・警報・注意報の種類と概要

徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準を示す。

また、数値は予想される気象要素値である。

(1) 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または圧迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪をともなう暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

気象等に関する特別警報の発表基準

種 類	概 要
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪をともなう暴風が吹くと予想される場合
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。	

① 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

◆ 大雨特別警報（浸水害）の場合

以下のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布または洪水警報の危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表する。

- ◇ 48時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現。
- ◇ 3時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※2}以上となった格子のみをカウント対象とする）。

◆ 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした減少に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※3}がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。

- ※1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を表す値。
- ※2 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。
- ※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

雨に関する松茂町の50年に一度の値（令和3年3月25日現在）

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量 指数
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	松茂町	554	175	307

※「50年に一度の値」の欄の値は、松茂町にかかる5km格子の、50年に一度の値の平均値をとったものである。
 ※雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている。
 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>)
 ※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
 ※大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
 ※特別警報の判定に用いるRO3の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

② 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下または最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標（発表条件）となる中心気圧または最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪をともなう場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

<参考>特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

種類	概要
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

(2) 警報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、本町の表面雨量指数基準が23に到達することが想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」で10cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪をともなう暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。具体的には、潮位が1.8mに到達することが予想される場合。

洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、流域雨量指数基準が旧吉野川流域で35.1、今切川流域で12.6に到達することが予想される場合で、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）は旧吉野川流域で（8、32.4）に到達することが予想される場合。</p> <p>指定河川洪水予報による基準は、吉野川「岩津」である。</p>
------	--

(3) 注意報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、本町の表面雨量指数基準が10、土壌雨量指数基準が124に到達することが予想される場合。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」で5cm以上が予想される場合。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p> <p>具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>
風雪注意報	<p>雪をともなう強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。</p>
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等による災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、潮位が1.4mに到達することが予想される場合。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。</p> <p>発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>

なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。</p> <p>①降雪の深さが20cm以上 ②気象台における最高気温が7℃以上 ③降水量が10mm以上</p>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。具体的には、気象台における最低気温が-3℃以下と予想される場合。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下が予想されたとき</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。発表基準としては、気温が-2℃～2℃の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、流域雨量指数基準が旧吉野川流域で28、今切川流域で10、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）が旧吉野川流域で（8、22.4）に到達することが予想される場合。</p>
<p>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</p> <p>※ 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。</p> <p>※ 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし解除されるまで継続される。</p> <p>※ 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。</p> <p>※ 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。</p> <p>※ 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。</p>	

第3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「警戒」(赤)、「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

次の基準値は、地域メッシュコード(1km四方)毎に基準を設けている。

- ◆ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ◆ 洪水警報・注意報の基準値
- ◆ 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)の基準値
- ◆ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照とする。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>)

<参考>

① 土壌雨量指数

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨にともなって発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。

② 表面雨量指数

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。

③ 流域雨量指数

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。洪水災害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

第4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第5 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

第6 記録的短時間大雨情報

徳島県内北部で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上を観測または解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上を観測または解析したとき

第7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意情報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県北部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第〇号

令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報第〇号

令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県北部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

第8 台風予報、台風情報

1. 台風に関する予報、情報

気象庁では、台風の実況を3時間ごとに発表しています。台風の1日（24時間）先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日（120時間）先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表する。

令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風に発達すると予想される熱帯低気圧について、台風接近時の防災行動計画（タイムライン）に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表する。

2. 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を3段階、強さ（最大風速：10分間平均風速の最大値）を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類
500km未満	
500km以上 800km未満	大型（大きい）
800km以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s以上 33m/s未満	
33m/s以上 44m/s未満	強い
44m/s以上 54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

第9 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	種類	発表基準及び概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未達の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

吉野川洪水予報

河川名	実施区域	水位または流量の予報に関する基準点	担当管署名
吉野川	左岸 徳島県三好市池田町から河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで	池田 (無堤・有堤) 岩津	徳島河川国道事務所、 徳島地方気象台
発表基準			
<ul style="list-style-type: none"> ◆池田（無堤・有堤）・岩津どちらか基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。 ◆池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、（同）吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。 ◆池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに、（同）吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。 ◆洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。 			

基準地点

観測所名	所在地	水位 (m)					
		平常	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	計画高
池田 (無堤)	三好市井川町西井川	—	4.1	6.7	7.4	8.0	11.872
池田 (有堤)					8.0	9.7	
岩津	阿波市阿波町岩津	—	3.3	5.3	6.8	7.5	12.937

第10 氾濫警戒情報

水防法第13条の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣及び知事が指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）については、次のとおり、水位情報が通知及び周知される。

実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当管署名
旧吉野川 (下流)	今切川との分派点から河口まで	徳島河川国道事務所
今切川	旧吉野川からの分派点から河口まで	

水位の種類

河川名	基準水位観測所	所在地	水位 (m)					
			平常	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険*	計画高
旧吉野川 (下流)	鍋川	松茂町広島	—	—	—	—	2.5	3.953
今切川	今切川河口堰上流	北島町鯛浜	—	—	—	—	1.8	3.331

※ 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

徳島河川国道事務所は、対象水位観測所の水位が氾濫危険水位（＝洪水特別警戒水位）に到達したときは、その旨を水防管理者に通知するとともに、必要に応じて住民に周知する。

第11 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づき、徳島地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は町長に通報する。

町長は、上記の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。火災気象通報の基準は次のとおりである。

<発表基準>

「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同一。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第12 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国111の活火山を対象とし、観測・監視・評価の結果に基づき、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。

1. 噴火警報（居住地域・）噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び管区気象台が、噴火にともなって発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2. 噴火予報

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3. 噴火警戒レベル

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

4. 噴火速報

気象庁及び管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は次のような場合に発表する。

- ◆ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ◆ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合*
- ◆ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

5. 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山、の状況に関する解説情報」を適時発表する。

6. 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ◆ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ◆ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

- ◆ 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後15分程度で発表。
- ◆ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火にともなう降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- ◆ 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後40分程度で発表。
- ◆ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火にともなう降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。
詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

7. 火山ガス予報

気象庁及び管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

8. 火山に関する情報等

気象庁及び管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするため発表する。

(1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火にともなって観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第3章 災害応急対策

第1節 豪雨災害への対応

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
	●	●		●		●

本町は、豪雨災害時における避難指示等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアルを作成するとともに、徳島県、防災関係機関、マスメディア等が連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

第2節 水防活動の実施

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
	●	●		●		●

洪水、雨水出水、津波または高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、松茂町水防計画により実施する。本節では、その体制等の概要を示す。

第1 水防の責任と義務

水防法に指定されている責任および義務は、次のとおりである。

1. 本町の責任（水防法第3条）

本町はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2. 地元住民の義務（水防法第24条）

水防管理者（町長）、水防団長または消防機関の長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第2 水防本部

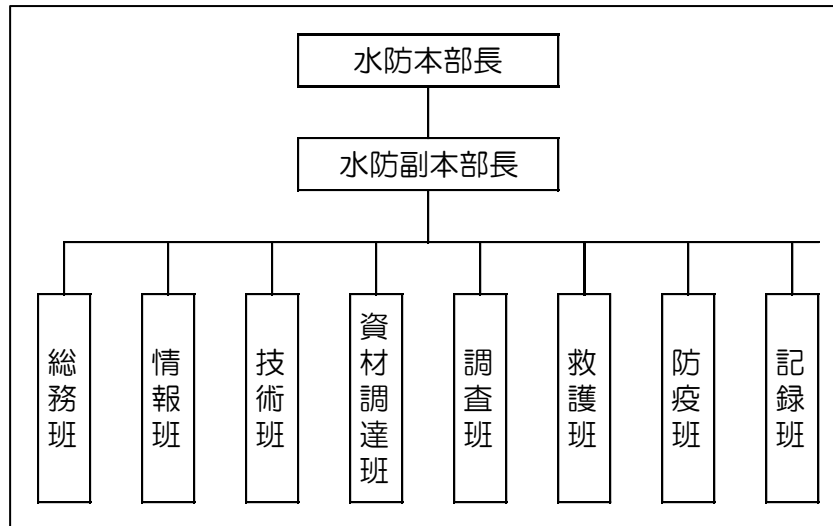
洪水、雨水出水、津波または高潮に対する危険があると水防管理者が認めるときは、本町において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。水防本部が設置されるまでの間は、危機管理課において連絡業務を行う。

水防本部の組織は次のとおりとする。

1. 水防本部の編成

水防本部長は町長、副本部長は副町長がその任にあたり、本部長不在の場合は副本部長が代行する。

水防業務の統括業務処理にあたり本部を津波防災センター・中央庁舎内に置く。



水防本部の編成

2. 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切り替えを確実に迅速に行うとともに勤務員を適当に交替休養させ、長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次のとおり非常配備を行うものとする。

◆ 1号配備体制

気象情報等に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められたとき。

(危機管理課職員)

◆ 2号配備体制

大雨、洪水、暴風、高潮警報等が発表されたとき。

水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき。

(各班全員及び技術班の半数)

◆ 3号配備体制

事態が切迫し、危険性が大で2号配備体制では処理しかねると認められたとき。

(総員)

第3 水防警報及び水防信号

1. 水防警報

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するかまたは警戒水位を超えるおそれがあるとき及び高潮の発生が予想されるときであり、四国地方整備局徳島河川国道事務所が水防警報を発令する。

なお、今切川は旧吉野川と同時に水防警報が発令される。

実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当官署名
旧吉野川（下流）	今切川との分派点から河口まで	徳島河川国道事務所
今切川	旧吉野川からの分派点から河口まで	

水位の種類

河川名	基準水位観測所	所在地	位置(km)	水位(m)					
				平常	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険*	計画高
旧吉野川	大寺橋	板野町川端	18.6	—	1.25	2.15	—	2.85	4.827

※ 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

水防警報の発令段階は次のとおり待機、準備、出動、解除の4段階とする。

上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防警報を適宜通知する。

発表基準

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
旧吉野川 (今切川)	大寺橋	氾濫注意水位以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位1.25mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位2.15mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

2. 徳島県が行う水防警報

水防法第13条の3により知事が指定した海岸（水位周知海岸）について、水防警報並びに水位情報が発令された場合、通知及び周知を実施する。

水位周知海岸の区域及び担当官署

海岸名	実施区域	担当官署名
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：松茂町・徳島市境界から 小松島市・阿南市境界まで	東部県土整備局 (徳島)

水位周知海岸の基準水位観測所

海岸名	基準水位観測所	設備箇所	高潮氾濫危険水位(T.P.+m)
紀伊水道西沿岸	徳島小松島港	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.8

3. 水防信号

水防信号は次のとおりである。(昭和25年県規則第2号)

- ◆ 第1信号 警戒水位に達したことを知らせる。
- ◆ 第2信号 水防団員の全員が出動すべきことを知らせる。
- ◆ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。
- ◆ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる。

水防信号

区分	サイレン信号		
第1信号	約5秒 ○ 休止約15秒	約5秒 ○ 休止約15秒	約5秒 ○ 休止約15秒
第2信号	約5秒 ○ 休止約6秒	約5秒 ○ 休止約6秒	約5秒 ○ 休止約6秒
第3信号	約10秒 ○ 休止約5秒	約10秒 ○ 休止約5秒	約10秒 ○ 休止約5秒
第4信号	約1分 ○ 休止約5秒	約1分 ○ 休止約5秒	

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

- ※1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することができる。
- 3 危険が去った時は口頭伝達または町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

第4 惨事ストレス対策

水防活動を行う職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第5 水防活動

水防活動、情報の連絡系統等その他の内容については、松茂町水防計画によるものとする。

第5編

大規模事故等災害対策編

目 次

第5編 大規模事故等災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の性格.....	5-1
第2節	災害の想定.....	5-2

第2章 災害予防

第1節	海上災害対策.....	5-3
第2節	航空災害対策.....	5-6
第3節	道路災害対策.....	5-8
第4節	危険物等災害対策.....	5-11
第5節	大規模な火事災害対策.....	5-16
第6節	原子力災害対策.....	5-19

第3章 災害応急・復旧対策

第1節	海上災害応急対策.....	5-23
第2節	航空災害応急対策.....	5-26
第3節	道路災害応急・復旧対策.....	5-28
第4節	危険物等災害応急・復旧対策.....	5-32
第5節	大規模な火事災害応急・復旧対策.....	5-35
第6節	原子力災害応急対策.....	5-38

第1章 総則

第1節 計画の性格

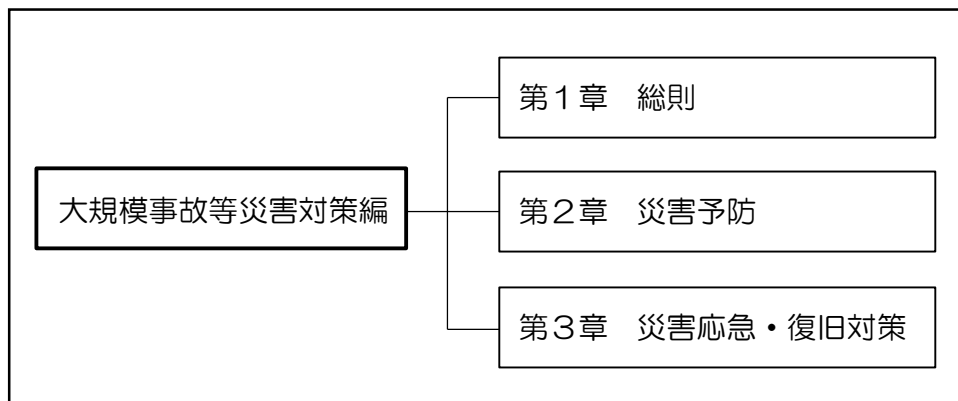
第1 計画の目的

本編に定めのない事項については、第1編「共通対策編」に定めるところによるものとする。

また、大規模事故等災害という広域的・専門的な災害であることから、適宜、徳島県等の関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

第2 大規模事故等災害対策編の構成

大規模事故等災害対策編の構成は、次図のとおりとする。



大規模事故等災害対策編の構成

第2節 災害の想定

本計画で想定する大規模事故等による災害は、次のとおりとする。

- ◆ 海上災害（船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等）
- ◆ 航空災害（航空運送事業者の運航する航空機の墜落等）
- ◆ 道路災害（道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生等）
- ◆ 危険物等災害（危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生等）
- ◆ 大規模な火事災害（大規模な火事による多数の死傷者等の発生等）
- ◆ 原子力災害（原子力施設の事故等により放射性物質が放出される事態等）

なお、第2章において各災害の予防対策等、第3章において各災害の応急対策等を示す。

第2章 災害予防

第1節 海上災害対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生または船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する事前対策について定める。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報交換を行う連絡体制の整備に努める。

(2) 情報の分析整理

本町は、徳島海上保安部及び徳島県とともに、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2. 災害応急体制の整備

本町は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

3. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急活動関係

本町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

本町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、徳島海上保安部及び徳島県と医療活動についての連絡体制の整備を図るものとする。

(3) 消火活動関係

本町は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を検討するものとする。

4. 緊急輸送活動

本町は、警察本部及び徳島県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5. 排出危険物等の防除活動

(1) 防除・避難活動

本町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

なお、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、災害時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

(2) 排出油災害への対応

徳島県沿岸海域では、排出油等の防除に関係する機関への代表者または指定職員の組織構成で、「徳島県排出油等防除協議会」が設立されている。

本町及び板野東部消防組合は、5地区協議会（鳴門、徳島、小松島、阿南、海部）のうち、鳴門地区に属している。

本町は、徳島県排出油等防除協議会鳴門地区排出油等防除計画に基づき排出油防除活動を行うものとする。なお、情報伝達図（徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会）は資料編を参照とする。

(3) 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてもあらかじめ計画しておくものとする。

(4) 防災機関等の防災訓練の実施

本町は、徳島海上保安部、消防機関及び警察機関と連携を図り、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施するものとする。

第2 防災知識の普及

本町は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。

第2節 航空災害対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する事前対策について定める。

第1 情報の収集・連絡関係

本町は、徳島空港事務所及び徳島県とともに、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備

本町は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救難及び救助・救急、消火活動関係

本町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、徳島県及び徳島空港事務所と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動

本町は、警察本部及び徳島県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第3節 道路災害対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する事前対策について定める。

第1 道路交通の安全のための情報の提供

本町は、本町管理道路の道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の整備

本町管理の道路施設に対し、次の対策を講じる。

- ◆ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする
- ◆ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする
- ◆ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする
- ◆ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の分析整理

本町は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2. 災害応急体制の整備

本町は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

3. 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動関係

本町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

本町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、徳島県及び道路管理者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

本町は平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

4. 緊急輸送活動

本町は、警察本部及び徳島県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5. 危険物等の流出時における防除活動関係

本町は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6. 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

7. 防災訓練の実施

本町は、国、徳島県といった他の道路管理者と連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにする等、実践的なものになるよう工夫するものとする。

また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

8. 施設、設備の応急復旧関係

本町は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

9. 災害復旧への備え

本町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及

本町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。
なお、具体例は第1編 第3章 第11節 第6「運転者のとるべき措置」を参照とする。

第4節 危険物等災害対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

危険物や高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等による多数の死傷者の発生といった危険物等に対する対策については、本節によるものとする。（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災地域を除く）

今切地区においては危険物品等の貯蔵と運搬が行われているが、この特殊災害に対する災害対策の実施にあたっては、隣接の徳島市、鳴門市、北島町と連絡を密にし、相互に協力する。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、本町は徳島県と連携して、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

1. 自主保安体制の整備

本町、徳島県等及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

2. 保安体制の強化

本町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

第2 危険物災害予防対策

1. 保安教育

本町は、徳島県及び関係機関と連携し、危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、法令に定める保安管理に関する研修会を実施し、保安意識の向上を図る。

2. 規制の強化

本町は、危険物施設に対し、次の事項について重点的に立入検査等を適宜実施し、災害の発生と防止を図る。

- ◆ 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査強化
- ◆ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- ◆ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- ◆ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3. 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

本町は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4. 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5. 化学的な消防資機材の整備

本町は、消防機関との連携により、多様化する危険物の災害対応のため化学消防車等の整備推進を図り、化学消防力の強化に努めている。

各事業所においても、危険物災害の防止を図るため、必要とされる応急資機材の整備・備蓄確保の推進を指導する。

6. 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域（本町には土砂災害警戒区域は無い）等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

徳島県及び関係機関は、高圧ガス・火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じて立入検査を実施するとともに、防災設備の保守管理について責任者を指導し、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

徳島県及び関係機関は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。

- ◆ 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る。
- ◆ 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する。
- ◆ 毒物劇物貯蔵所に対し、定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

第6 海上特殊災害予防対策

危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行規制の強化を行い、関係機関との連携を密にするとともに、自主保安体制の強化促進を図る。

第7 複合災害予防対策

本町及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理者の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等、保安体制の確立を図るものとする。

第8 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の分析整理

本町は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2. 災害応急体制の整備

本町は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

3. 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動関係

本町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

本町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、徳島県及び事業者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

本町は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を検討するものとする。

また、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進を努めるものとする。

4. 緊急輸送活動

本町は、警察本部及び徳島県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5. 危険物等の流出時における防除活動関係

本町は、危険物等の流出時に的確な防除活動及び避難誘導活動を行うことができるよう、体制及び資機材の整備促進に努めるものとする。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

6. 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

7. 防災機関等の防災訓練の実施

本町及び消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うにあたっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実践時間を工夫することや様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行うことで課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

8. 災害復旧への備え

本町は、円滑な災害復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第5節 大規模な火事災害対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

大規模な火事災害に対する対策については、本節によるものとする。

第1 災害に強い地域づくり

1. 災害に強いまちの形成

本町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場または緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2. 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

本町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

本町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等の防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

本町及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

本町は、火災気象通報について徳島県知事から通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の分析整理

本町は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2. 災害応急体制の整備

本町は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

3. 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動関係

本町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

本町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、徳島県及び事業者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

本町は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

また、消防ポンプ自動車等の消防用機材・資機材の整備促進に努めるものとする。

各消防機関は、平常時から機関相互の連携を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4. 緊急輸送活動

本町は、警察本部及び徳島県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5. 施設、設備の応急復旧活動

本町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

6. 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

7. 防災機関等の防災訓練の実施

本町及び消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うにあたっては、火災及び被害の想定を明らかにするとともに実践時間を工夫することや様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行うことで課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第6節 原子力災害対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下、「運搬」という。）により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害への事前対策について、本町がとるべき措置については、徳島県地域防災計画及び本節によるものとする。

第1 総則

1. 計画の目的

徳島県には、「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、本町と最も近距離にある高浜発電所までの直線距離も約175kmと、本町からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災にともなう東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされ、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出される等、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じることができない等、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、住民の心理的動揺、精神的負担等、住民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本節においては、これらの災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、本町が関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2. 計画の性格

(1) 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下、「プラン対策編」という。）、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

(2) 本町地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、本計画の「大規模事故等災害対策編」における「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、本計画の第1編「共通対策編」に定めるところによるものとする。

3. 本節の基礎とするべき災害の想定

(1) 放射性物質または放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質または放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

放射性物質または放射線の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気の放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下、「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下、「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及び可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

※原子力災害対策指針「第1 ①放射性物質又は放射線の放出 (i) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」より抜粋

(2) この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質または放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第2 事前対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、徳島県、関係機関等との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時等も考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

2. 原子力災害事前対策の整備

本町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

また、本町は徳島県が実施する緊急時モニタリングにおいて、徳島県をはじめとする関係機関との協力、連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備等を行うものとする。

3. 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

本町は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、徳島県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

4. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

本町は、徳島県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

(2) 複合災害を想定した情報伝達体制の整備

本町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線等の装備の整備に努める。

(3) 相談窓口の設置

本町は、徳島県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

本町は、原子力災害の特殊性に鑑み、徳島県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

本町は、徳島県や原子力事業者と協力し、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ◆ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ◆ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ◆ 緊急時に徳島県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3章 災害応急・復旧対策

第1節 海上災害応急対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

海上災害に対する応急対策について定める。

第1 災害情報の収集・連絡

1. 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合または発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

徳島海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

徳島県は、徳島海上保安部から受けた情報を本町及び防災機関等へ連絡する。

2. 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

関係事業者等は被害状況を徳島海上保安部へ連絡するものとする。

本町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに徳島県へ連絡するものとする。

3. 応急対策活動情報の連絡

本町は、徳島県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、徳島県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4. 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報収集・連絡は、「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」によるものとする。

第2 活動体制の確立

1. 本町の活動体制

本町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

また、他市町の大規模な海上事故の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第3 捜索、救助・救急及び消火活動

1. 捜索、救助・救急活動

海上災害等における捜索、救助、救急活動については、徳島海上保安部、必要に応じて民間団体等と連携し、迅速な捜索活動及び救出、救助活動等必要な措置を講ずるものとする。

2. 消火活動

船舶等の火災を知ったときは、速やかに火災発生状況を把握し、その旨を徳島海上保安部、関係機関等に連絡するものとする。ただし、岸壁等に係留された船舶等の火災については、迅速な消火活動を行うとともに、徳島海上保安部、関係機関等に連絡するものとする。

また、他市町で海上災害が発災した場合は、現場の市町からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2. 交通の確保

交通規制にあたっては、徳島海上保安本部、警察機関、国、徳島県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

本町は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、徳島海上保安部、徳島県との連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本町は、災害発生地の住民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第2節 航空災害応急対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

航空災害に対する応急対策について定める。

第1 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調全体制に関する協定」によるものとする。

第2 活動体制の確立

1. 本町の活動体制

本町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

また、他市町の大規模な航空事故の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1. 搜索、救助・救急活動及び消火活動

板野東部消防組合消防本部は、「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」により、適切な搜索救難措置を実施する。

2. 医療救護活動

徳島空港事務所長から依頼を受けた場合、板野郡医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2. 交通の確保

交通規制にあたっては、徳島空港事務所、警察機関、国、徳島県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本町は、災害発生地住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 道路災害応急・復旧対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

道路災害に対する応急・復旧対策について定める。

第1 災害情報の収集・連絡

1. 事故情報等の連絡

本町は、本町管理道路の道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

2. 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本町は、本町管理道路の被害情報を収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに徳島県へ連絡するものとする。

3. 一般被害情報の収集・連絡

本町は、本町管理道路の被害情報を収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

4. 応急対策活動情報の連絡

本町は、本町管理道路の応急対策の活動状況や対策本部設置状況等を、国土交通省及び徳島県に連絡するとともに、応援の必要性等を徳島県に連絡するものとする。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 本町の活動体制

本町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

また、他市町村の大規模な道路災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、第1編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」を参照とする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動

本町管理道路で災害が発生した場合は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

2. 医療救護活動

本町管理道路で災害が発生した場合は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3. 消火活動

本町は、本町管理道路で火災が発生した場合は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、他市町村の大規模な道路災害による火災の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2. 交通の確保

交通規制にあたっては、警察機関、国、徳島県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

第5 危険物等の流出に対する応急対策

本町は、本町管路道路で危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動等を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関は、危険物の流出が認められたときには、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設道路等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また類似の災害の再発防止を図るため、被災箇所以外の道路施設緊急点検を行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本町は、災害発生地の住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第8 道路管理者の行う災害復旧

本町は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した本町管理道路施設の復旧事業を行うものとする。

また、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第4節 危険物等災害応急・復旧対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

危険物等災害に対する応急・復旧対策について定める。(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する特別防災地域を除く)

第1 災害情報の収集・連絡

1. 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本町は、事故状況、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに徳島県へ連絡するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

本町は、徳島県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 本町の活動体制

本町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとする。

また、他市町村の大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、第1編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」を参照とする。

4. 防災業務関係者の安全確保

本町は徳島県との連携を密にし、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 災害の拡大防止活動

本町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

また、他市町村の危険物等災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第5 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止または交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2. 交通の確保

交通規制にあたっては、警察機関、国、徳島県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1. 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、本章 第1節「海上災害応急対策」によるものとする。

2. 河川等への流出に対する応急対策

本町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会等、関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第7 施設、設備の応急復旧活動

本町は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本町は、災害発生地の住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第9 災害復旧

本町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第5節 大規模な火事災害応急・復旧対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業 建設部	教育部	消防
●						

大規模な火事災害に対する応急・復旧対策について定める。

第1 災害情報の収集・連絡

1. 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本町は、火災の発生状況及び人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに徳島県へ連絡するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

本町は、徳島県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 本町の活動体制

本町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとする。

また、他市町村の大規模な火事災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、第1編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」を参照とする。

4. 防災業務関係者の安全確保

本町は徳島県との連携を密にし、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

また、他市町村の大規模な火事災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止または交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2. 交通の確保

交通規制にあたっては、警察機関、国、徳島県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

第5 施設、設備の応急復旧活動

本町は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本町は、災害発生地住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報の二ーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第 7 災害復旧

本町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

また、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第6節 原子力災害応急対策

全部局	事務局	総務部	民生部	産業建設部	教育部	消防
●						

原子力災害への応急対策を図るため、本町がとるべき措置については、徳島県地域防災計画及び本節によるものとする。

第1 緊急事態応急対策

1. 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、徳島県、原子力事業者、関西広域連合、その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、体制等を整備する。

(2) 災害情報等の伝達

徳島県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を、必要に応じ、本町及び防災関係機関へ連絡を行う。

2. 緊急事態応急体制の確立

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、徳島県や原子力事業者等の関係機関と緊密な連携を図る。

3. 災害時のモニタリング

徳島県は、原子力発電所において、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺への環境を把握するため、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を直ちに強化し、結果をとりまとめる。

本町は、徳島県の実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）が円滑に行われるよう協力するとともに、モニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を徳島県ウェブサイト等に公表していることを住民等に周知する。

4. 飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果の周知

本町は、徳島県の放射性物質による汚染状況の調査（飲料水、食品）に協力するとともに、徳島県が実施した検査結果に関する情報を徳島県ウェブサイト等に公表していることを住民等に周知する。

5. 医療措置

本町は、徳島県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

6. 住民等への的確な情報伝達活動

本町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、徳島県に準じた広報活動を行う。

7. 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

（1）受入先の調整

本町は、徳島県からの広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、受入可能人数・施設等を県に対して報告する。

（2）避難所の開設・運営

本町は、徳島県から要請があったときは、広域避難の受入が可能な避難所を開設する。
なお、徳島県は、広域避難の受入れを実施する市町村が実施する避難所の運営を支援する。

（3）避難者の生活支援

本町は徳島県と連携し、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

また、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報も提供するとともに、本町及び徳島県の避難者支援に関する情報を提供する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行禍において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、避難者及び避難所運営関係者等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難または一時移転を行う場合には、その過程または避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施する。

第2 中長期対策

1. 各種制限措置の解除

本町は徳島県が実施した飲食物の出荷制限、摂取制限等の制限措置の解除の連絡を適切に受信するための体制を整備するよう努める。

2. 住民等への的確な情報伝達活動

本町は引き続き、住民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、必要な情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

3. 風評被害等の影響の軽減

本町及び徳島県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国や関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の防止のため、的確な情報提供等に努めることとする。

4. 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

本町及び徳島県は、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続するとともに、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援について、関係機関と連携し、必要な支援を行う。